

第百八十六回国
会

参議院文教科科学委員会會議録第十七号(その一)

平成二十六年六月十日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月九日

辞任

櫻井

充君

補欠選任

小西 洋之君

六月十日

辞任

小西 洋之君

補欠選任

櫻井 充君

出席者は左のとおり。

委員長

丸山 和也君

理事

石井 浩郎君

委員

上野 通子君

衛藤 晟一君

中曾根弘文君

橋本 聖子君

堀内 恒夫君

水落 敏栄君

石橋 通宏君

小西 洋之君

斎藤 嘉隆君

櫻井 充君

那谷屋正義君

新妻 秀規君

矢倉 克夫君

柴田 巧君

藤巻 健史君

田村 智子君

国務大臣

文部科学大臣

下村 博文君

副大臣

文部科学副大臣

西川 京子君

事務局側

常任委員会専門員

美濃部寿彦君

政府参考人

文部科学大臣官房審議官

義本 博司君

文部科学省初等中等教育局長

前川 喜平君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○派遣委員の報告

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(丸山和也君) ただいまから文教科科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、櫻井充君が委員を辞任され、その補欠として小西洋之君が選任されました。

○委員長(丸山和也君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、文部科学大臣官房審議官義本博司君外一名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(丸山和也君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

う決定いたします。

○委員長(丸山和也君) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

去る五日、本委員会が行いました委員派遣につきまして、派遣委員の報告を聴取いたします。二之湯武史君。

○二之湯武史君 去る五日、名古屋及び静岡市において地方公聴会を開催しましたので、御報告いたします。

派遣委員は、丸山委員長、石井理事、大島理事、松沢理事、堀内委員、石橋委員、斎藤委員、那谷屋委員、新妻委員、矢倉委員、柴田委員、田村委員及び私、二之湯の十三名でございます。

各市ともそれぞれ四名の公述人から意見を聴取した後、各委員から質疑が行われました。

まず、名古屋市の公述の要旨を御報告申し上げます。

最初に、愛知県東海市市長鈴木淳雄君からは、首長と教育委員が日常的に共通認識を持てる仕組みが大事であるなどの意見が述べられました。

次に、岐阜県教育委員会教育長松川禮子君からは、教育現場での混乱を招かないよう総合教育会議の具体的な運用方針を明確にする必要があるなどの意見が述べられました。

次に、元名古屋市長立小中学校校長会会長・元名古屋市教育委員会委員長神谷龍彦君からは、新教育長の職責、実務的負担が重くなるため、人選や負担軽減の方策を十分考える必要があるなどの意見が述べられました。

最後に、愛知県小中学校校長会会長・岡崎市立井田小学校校長岡田豊君からは、大津いじめ事件は突発的に発生した個別事案であり、教育委員会制度改革が必要な理由とはならないのではないかなどの

意見が述べられました。

公述人の意見に対し、各委員より、教育委員会事務局職員の資質、能力の向上策、総合教育会議で首長と教育委員の間で調整が付かない場合の対応、学校現場と教育委員会との連携に課題がある場合の解決策、教育長の計画的な養成及び研修制度に係る考え方、教育委員会の設置自体を各自自治体の選択に委ねるとの案に対する感想、学校現場が求める教育委員会改革など、多岐にわたる質疑が行われました。

続いて、静岡市での公述の要旨を御報告申し上げます。

最初に、静岡県教育委員会委員・前静岡文化芸術大学理事興直孝君からは、総合教育会議において、首長の権限である予算についても取り上げられるであろうことから改正案を評価するなどの意見が述べられました。

次に、静岡大学大学院教育学研究科教授武井敦史君からは、総合教育会議において、教育委員会の所掌事務のうち調整が付かない事項が大綱に記載された場合、文部科学大臣は意味がないと答弁しているが、地域の住民にとつて影響がないとは考えられず、実質上意味があるなどの意見が述べられました。

次に、静岡大学教育学部教授梅澤収君からは、首長の権限強化に対応するため、教育長の専門職性の担保をすべきであるなどの意見が述べられました。

最後に、静岡県知事川勝平太君からは、改正案に基本的に賛成であるが、同改正案では教育委員会事務局に一切触れておらず、教育行政担当者として教育者を峻別するという認識を共有願えるところと難しいなどの意見が述べられました。

公述人の意見に対し、各委員より、教育委員の資質、能力向上のために国、自治体が取り組むべ

き方策、教育長に対する首長の任命責任の在り方、教育委員会事務局の機能強化のため日常業務に忙殺される現状を改革する必要性、総合教育会議の設置によって迅速な危機対応がなされなくなるのではないかと懸念、地方自治の観点から自治体が責任を持って教育委員会の設置自体を選択するとの案への考え、教育委員会による教育長への指揮監督がでなくなることに関する見解など多岐にわたる質疑が行われました。

会議の内容は速記により記録いたしましたので、詳細はこれにより御承知願いたいと存じます。

この場をお借りして、両地方公聴会に御出席いただいた各公述人の皆様に対し、改めて感謝を申し上げます。

以上です。

○委員長(丸山和也君) 以上をもちまして派遣委員の報告は終了いたしました。

なお、地方公聴会の速記録につきましては、これを本日の会議録の末尾に掲載することといたします。

○委員長(丸山和也君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○水落敏栄君 おはようございます。自由民主党の水落敏栄でございます。

久しぶりに質問の機会をいただきましたので、よろしく願いいたします。しかしながら、時間が十分でございまして、直ちに質問に入らせていただきたいと思います。

今回の教育委員会制度の改正案は、政府における議論、さらには自民党、与党における建設的な議論を経て、衆議院においても四十時間を超える入念な議論が積み重ねられて可決をされて、現在、参議院での審議が行われております。

学識経験豊かな方々や実際に地方教育行政に携わった経験のある方々からの貴重な御意見を賜るべく、五月二十九日には参考人質疑を実施し、

貴重な御意見を賜ったところでございます。また、ただいま報告にございましたように、六月五日には愛知、静岡での両県で地方公聴会を実施し、地方教育行政の充実に関するこの法案の意義などについて公述人から貴重な御意見を聴取したところであります。

社会の要請にしっかりと応える教育を実現していくには、その基盤となる地方教育行政制度について、時代に合った形となるべく改革をしなければなりません。これまでの政府内、与党内、衆議院そして本院における議論を踏まえ、でも、今回の政府案はまさにこうした社会の要請に応えるものと認識しておりますけれども、まずは今回の地方教育行政制度の抜本的な改革についての大臣の基本的なお考えをお伺いしたいと存じます。

○国務大臣(下村博文君) 今回の教育委員会制度については、教育委員長と教育長のどちらが責任者か分りにくい、また、いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない、あるいは地域の民意が十分に反映されていない、さらに、地方教育行政に問題がある場合に国が最終的に責任を果たせるようにする必要があるといった課題があると考えております。

このため、改正案におきまして、政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地域の民意を代表する首長との連携の強化を図り、いじめによる自殺事案等の問題に対して国が最終的な教育行政の責任を果たせるようにすることなどによりまして、教育委員会制度の抜本的な改革に取り組んでまいりたいと考えております。

○水落敏栄君 ありがとうございます。今回の政府案における主要な改正事項の一つとして、全国の都道府県、市町村において、首長が主宰する総合教育会議を設置することが挙げられております。

こうした課題が見られる中で総合教育会議を全

国の地方公共団体に設置することについて、その意義はどのようなものなのか、見解をお伺いします。

○副大臣(西川京子君) 現行の制度におきましても、首長は私学や大学などの事務を所管としていくものでございまして、予算の編成及び執行や条例案の提出を通じて教育行政には大きな責任もあるわけでございますけれども、やはり首長と教育委員会の意思疎通がやっぱり十分ではないのではないかと、そういう御指摘もありまして、地域の教育の課題やあるべき姿、そういう本場に地域の教育委員会が抱えている現実ですね、そういうものをもう少し意識の共有を図る、そういうことで今回のこの総合教育会議が設置されたものでございまして、首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、そういうことでこの総合教育会議が設置されたものでございます。

○水落敏栄君 ありがとうございます。総合教育会議においては、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の作成について協議することとされております。地方公共団体の首長が総合教育会議において教育委員会と協議して大綱を定めることが法定されることにより、全国各地の地方公共団体において、首長と教育委員会の連携による教育施策の強力な推進が期待されるものと思っております。

連携した教育施策を行うに当たっては、どのような内容が大綱に記載されるのか重要になってまいりますけれども、大綱については、具体的にはどのような項目が記載されるようなことが想定されるのでしょうか。文部科学省の見解をお伺いたします。

○政府参考人(前川喜平君) 大綱とは、当該地方公共団体の教育の振興に関する総合的な施策につきまして、その目標や施策の根本となる方針を定めるものでございます。この大綱は、教育基本法に基づき策定された国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌して、総合的な施策について策定

するものでございますが、詳細な施策の策定までを求めるものではございません。

大綱に定める事項といたしましては、主として教育委員会の権限に属する事項が対象となるものでございますけれども、例えば、目標年度までに全学校の耐震化を推進することでありまして、学校の統廃合を推進すること、また少人数教育を推進することなど、予算などの首長の権限に係る事項が考えられるところでございます。

○水落敏栄君 ちよつと分からなかったんですけども、時間がありませんから次に参ります。

次に、全国学力・学習状況調査の結果の公表の取扱い、これについてお伺いしたいと思っております。

各地方公共団体においては、それぞれの地域において推進すべき教育に関する施策を総合教育会議において検討して、施策の目標や施策の基本的な方針が大綱の内容として定められるものと思っております。地方公共団体の中には、学力向上施策の推進を地域の優先課題として捉える団体が出てくることも想定をされます。

そこで、一点確認をしたいと思いますけれども、前回の委員会におけるやり取りでは、全国学力・学習状況調査の結果の公表の取扱いについては、大綱に記載する事項としてはなじまないという政府からの答弁がございましたが、これは、調査結果の公表は市町村が決めることであることから県の大綱に記載する事項としてはなじまないという趣旨であって、市町村の大綱であれば記載することはあり得るという、こうした理解でいいかどうか、政府の見解をお聞きしたいと思います。

○政府参考人(前川喜平君) 先生の御指摘のとおり、小中学校を対象としております全国学力・学習状況調査の結果の公表につきましては、その実施要綱におきまして、小中学校を設置する各市町村の教育委員会が決定する事項とされているところでございまして、都道府県の大綱に記載される事項としてはなじまないものと考えております。

したがしまして、市町村において、自らが設置する小中学校の全国学力・学習状況調査の結果の公表について、教育委員会が大綱に記載してもよいと判断した場合におきましては、大綱に記載されることもあり得ると考えているところでございます。

○水落敏栄君　ありがとうございます。

次に、教育施策等に関する県から市町村への支援について伺いをいたします。

前回の委員会では、全国学力・学習状況調査の結果に応じて県が市町村立の小中学校に対しても予算を出すという議論もございました。その際に、市町村に関わる教育施策について県の大綱に記載することは越権行為であるという答弁がありました。これは、例えば全国学力・学習状況調査の結果の公表のような場合であれば県知事が大綱に記載することは越権行為であるという意味であって、県が市町村立学校における学力向上を支援するといった自らの教育施策の方針を大綱に記載することはあり得るといふ、こうした理解でよろしいのかどうか、これは大臣に見解をお聞かせします。

○国務大臣(下村博文君)　現行の地方教育行政法第四十八条に基づきまして、都道府県は教育委員会は市町村に対し必要な指導、助言、援助を行うことができるものでありまして、各県の教育委員会においては市町村立の小中学校の取組を支援する各種施策が行われているところでございます。したがしまして、御指摘のとおり、こうした施策について都道府県において大綱に記載することはあり得ると考えます。

○水落敏栄君　ありがとうございます。

政治的中立性について伺いをいたします。

総合教育会議の設置を始めとして、今回の改正案においては、教育行政に関わる地方公共団体の執行機関の連携を強化しつつ、教育委員会については引き続き執行機関とするという案となっております。改正案においても教育委員会を現行同様に執行機関としたことは、子供を対象とする教育

の政治的中立性の重要性に基づくものと思っております。この点については、これまでのこの委員会の審議においても重ねて御議論があった部分ではございますけれども、非常に大事な観点でありますので私からも改めて確認をいたしますが、今回の改正案においても非常に重視されております教育の政治的中立性とは何なのか、大臣の見解をお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(下村博文君)　教育の政治的中立性とは、教育基本法第十四条第二項が「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」と規定しているなど、多数の者に対して強い影響力を持ち得る教育に「一党一派に偏した政治的主張が持ち込まれてはならないこと」を意味するものであると理解をしております。具体的には、教育内容に関する政治的中立性、それから人事における政治的中立性、また日々の教育活動に関する政治的中立性が求められるところであります。

○水落敏栄君　やはりこの教育の政治的中立性、これは本当に担保しなければならぬものでありまして、特に発達段階にある児童生徒の人格形成などへの影響がすこぶる大きいという教育の重要性に基づき、特に教育においては政治的中立性が求められているということを今確認をいたしました。

戦後の地方教育行政制度は、まさに政治的中立性を担保するために教育委員会制度が導入されて現在に至っているとの認識をいたしております。教育委員会制度においては具体的にとどのような措置によって政治的中立性が担保されるようになっているのでしょうか。その点を政府参考人からお聞きをいたします。

○政府参考人(前川喜平君)　今回の改正案におきましては、教育の政治的中立性を確保するという観点から、教育委員会を合議制の執行機関として残すとともに、教育委員会の職務権限は変更しないこととしておりますことから、最終的な決定権

限は教育委員会に留保されているわけでございます。また、教育長や教育委員につきまして、同一政党所属委員が委員会の二分の一以上を構成しないようにすること、職務等の規定の中で政治的行為が制限されていること、罷免要件を限定することによって身分保障が講じられていること、また教育委員は毎年一、二名ずつ交代し、委員が一斉に交代しない仕組みとすることなど、現行制度における政治的中立性等への配慮を定めた規定についても変更しないこととしておりまして、このような形で政治的中立性が担保されているものと考えております。

○水落敏栄君　ありがとうございます。しっかりとこの政治的中立性、担保していかねばならないというふうに思います。

次に、新教育長についてお尋ねをいたします。改正案の新教育長は現在の教育委員長の権限と教育長の権限を一本化したものでありまして、これまでと比べて責任も重いという職となります。そして、地方教育行政における役割は極めて大きいものと思っております。

こうした新教育長については、その職を遂行するにふさわしい人材を適切に選任、任命する必要があると思っております。新教育長に任命される人としては具体的にとどのような人が想定されるのか、文部科学省の見解をお尋ねいたします。

○副大臣(西川京子君)　現在でも、教育長に民間の方を登用するとか、いろんな幅広く人材が登用されている例もございます。

今回、この改正案におきまして、教育行政に識見があるもの、このことにつきましては、教育委員会事務局や教職員の出身者、そういう狭い範囲からだけではなく、教育行政を行うに当たり必要な資質を備えていれば幅広く該当する、そういう見解でございまして、外部人材登用も大いにされるものと思っております。

新しい教育長は、首長から独立した教育委員会を代表する、その権限に属する全ての事務をつかさどるといふ重要な職責でございしますので、これ

にふさわしい資質、能力を備えた幅広い人材、識見を持った方がふさわしいと思っております。

○水落敏栄君　ありがとうございます。

新教育長について、ふさわしい人材が任命された後においても、その職責を全うし、地域社会からの教育行政への期待にしっかりと応えることができるよう、絶えず資質の維持向上が図られていくべきだと考えます。

昨年十二月の中央教育審議会の答申においても、学び続ける教育長の育成の担保が必要とされております。新教育長の資質の向上について、国としてはどのような方策を図ることが必要と考えているのでしょうか、お伺いをいたします。

○政府参考人(前川喜平君)　改正案における新教育長は、教育行政に大きな権限と責任を有することになるわけでございますので、その資質、能力の向上は極めて重要な課題でございます。

先生の御指摘にもございました昨年十二月十三日の中央教育審議会の答申におきましては、「教育長には、強い使命感を持ち常に自己研鑽に励む人材が求められ、「学び続ける教育長」の育成を担保するため、国、都道府県、大学等が主体となつて、現職の教育長の研修を積極的に実施することが必要である。」その際、「教育の専門的知識だけではなく、福祉、雇用、産業、環境等様々な分野に関する知識の習得が求められる。」とされているところでございます。

教育長のリーダーとしての資質や能力を高めるための方策といたしましては、現在、国におきまして市区町村の教育長等を対象とし事例発表や研究協議等を行う研修会を実施しており、また、兵庫教育大学におきまして市区町村教育長のリーダーシップを支援することを目的とした研修プログラムが実施されているところでございますが、今後こうした取組について充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○水落敏栄君　ありがとうございます。

しっかりとした支援を行って、新教育長にふさわしい人が任命されることを望んでおります。

次に、新教育長のチェック機能についてお伺いをしたいと思います。

新教育長の権限が強化されたことを踏まえれば、新教育長が行う教育行政の事務執行を十分にチェックする機能が強化される必要もあると考えます。これまで本委員会においても何度も議論をされてきた点ではございますけれども、重要な点でありますので、改めて教育長の任期についてお伺いをいたします。

現行の教育長の任期は教育委員の立場として四年となっておりますけれども、改正案における新教育長の任期は三年であります。新教育長の任期を三年とした理由はどのようなものであるのか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(前川喜平君) 教育長の任期につきましては、首長の任期四年より一年短くすることによりまして、首長の任期中少なくとも一回は自らが教育長を任命できるようにすること、また教育長の権限が大きくなることを踏まえまして、教育委員よりも任期を短くすることによりまして委員によるチェック機能と議会同意によるチェック機能を強化できると考えられること、また、計画性を持って一定の仕事をやリ遂げるためには三年は必要と考えられること、こういったことから三年としたものでございます。

○水落敏栄君 分かりました。教育委員会が合議制の執行機関として適切にその機能を果たすには、教育長以外の各教育委員においても適切な人材が任命されとともに、教育委員としての在職中には教育委員としての資質や能力の維持向上が図られていくことが肝要だと思っております。

改正案においては、新教育長へのチェック機能を果たすことが更に求められていく中、教育委員の適切な任命及び資質、能力の維持向上に向けた取組はますます重要になってくると考えております。文部科学省においては、教育委員の資質の向上に関し、任命における工夫や研修についてどのようなお考えをお持ちいただけるのか、お聞きたい

します。

○政府参考人(前川喜平君) 教育委員会におきまして地域の多様な民意が反映されるようにするためには、例えばコミュニティ・スクールでありますとか学校支援地域本部の代表を教育委員に選任するなど、地域の幅広い関係者から教育委員を選する工夫を一層進めることが有効であると考えております。また、教育委員会における審議を活性化し、教育長及び事務局のチェックという重要な役割を果たすためには、教育に関する高度な知見を有する者も選任することも有効な方策であると考えております。

この点、昨年十二月の中央教育審議会答申におきまして、「現場の情報や専門的知識を有する教育長及び事務局に対しては、教育に関する高度な知見を有する者も選任することも有効な方策である」と提言されているところでございます。

また、教育委員会の委員の人数につきましては、改正案におきましては四人を原則とするとなつていくところではございますけれども、これは条例によりまして四人を超える人数とすることも可能であるというわけでございます。

今回の改正案では、教育委員の資格要件そのものは変更しておりませんけれども、今申し上げましたような趣旨を踏まえまして、今後、教育委員の人選でありますとかその人数について一層の工夫を行うよう、各地方公共団体に対して促してまいりたいと考えているところでございます。

また、教育委員の資質向上のために、現在、国、都道府県、市町村の各段階において研修が実施され、各教育委員会同士の交流や情報共有が行われているところでございます。

文部科学省におきましては、毎年度、都道府県、指定都市の新任教育委員に對しまして研修を行っているわけでございますけれども、これに加えまして、文部科学省と都道府県教育委員会の共催によりまして市町村教育委員会の委員等を対象とした研修会も実施しているところでございま

す。

また、都道府県におきましては、平成二十四年度の調査によりますと、全市町村の教育委員を対象とした研修を年平均一・二回行っているということでございますが、自ら教育委員に対する研修につきましては年平均七・一回行っているというデータがございます。市町村におきましても、自らの教育委員に対する研修を年平均で四・八回行っているわけでございまして、教育委員の研修につきましては、今後、各都道府県教育委員会等とも連携いたしまして、更にその充実方策について検討してまいりたいと考えているところでございます。

○水落敏栄君 ありがとうございます。しっかりと研修等を行っていただいて資質の向上を図っていただきたいと、このように思っています。

教育委員会が地域の期待に応えた教育行政を行っていくためには、教育長や教育委員会だけでなく、事務局スタッフの資質向上が図られていかなければなりません。教育委員会事務局に勤務する一般行政職の職員及び教員経験者の教育職の職員、それぞれが自らの職務に期待される役割を十二分に果たしてこそ地域の教育行政力が高まり、地域のニーズが満たされるものと考えます。

国としても、教育委員会事務局の職員の資質の向上に向けた取組について支援を行うことが重要と考えますが、文部科学省のお考えをお聞きたいします。

○政府参考人(前川喜平君) 教育委員会が自らに期待されている機能を十分に果たしていくためには、教育委員会を支えております事務局職員の資質、能力を更に向上させていくことが必要であると考えております。

教育長や教育委員を支える事務局職員の資質の向上に向けまして、教育委員会におきましては、教員出身者のみならず、教育行政の専門性を有する行政職員の計画的な育成が重要でありまして、一般行政部局との人事交流も含め、適切な人材育

成が行われる工夫が必要であるというふうに考えております。例えば、京都市の教育委員会におきましては、行政職の職員を長期にわたって教育委員会事務局に勤務させ、教育内容や学校運営を理解し、教員出身の職員とともに政策立案、学校の指導ができる専門性を持った職員として育成しておりまして、こうした取組も有効であるというふうに考えております。

また、国におきましては、現在、様々な研修を実施しているところでございますけれども、例えば、兵庫教育大学におきましては学校管理職・教育行政職特別研修といった形で専門的な研修をしているところでございますし、また、政策研究大学院大学、ここにおきましては教育政策プログラム、上級プロフェッショナル養成研修、夏季集中セミナーというようなものを開催しているというところでございまして、こうした大学の取組につきましても注目しているところでございます。

今後、各都道府県教育委員会や大学等とも連携をいたしまして、更にその充実方策について検討してまいりたいと考えております。

○水落敏栄君 やはり、教育委員会をしっかりと支えていく、そして機能をしっかりとしていくためには、やはり事務局職員の皆さんの助けといたしまして、力が必要であります。したがって、職員の資質の向上に向けた取組をしっかりとやっていただきたいと、このようにも思います。

次に、教育行政への民意の反映についてお聞きをいたします。

真に地域住民に資する教育改革が実現されるには、地域住民の声を反映することを十分に意識した教育行政の運営が求められます。現行制度においても教育委員には保護者が必ず含まれるようにすることとされております。このように、教育委員会としての施策の意思決定には保護者が参画することになっておりますが、施策の点検や評価についても住民の声を反映していくことが望ましいと思っております。

教育行政についての点検や評価に関して、教育

委員会における地域住民の意見を反映する取組はどのように行われているのか、お尋ねをいたします。

○政府参考人(前川喜平君) 教育委員会が、その権限に属する事務の管理及び執行の状況につきまして点検及び評価を行うに当たりましては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされているところでございます。これは、現行法の第二十七条の第二項に規定されているものでございますけれども、この場合におきまして、保護者や地域住民の声を聴くということも大変有効であるというふうに考えております。

また、各教育委員会におきましては、保護者や地域住民と意見交換をする機会を設けておりまして、教育委員会において保護者や地域住民の意見、要望、苦情等を聴取し意見交換を行う機会を設けた教育委員会、これは私どもの調査によりまして、都道府県指定都市では全体の五一・五％、六十六団体中三十四団体となっております。また、市町村では全体の三〇・六％、千七百二十団体のうち五百二十七団体となっております、必ずしもこの数字は高いわけではございませんので、こういった取組が更に広がっていくように、文科科学省といたしまして、今後とも、各教育委員会に対して、広く地域住民の意見を反映できる機会を設けるように促してまいりたいと考えているところでございます。

○水落敏栄君 ありがとうございます。

教育に関する様々な課題を克服し、教育再生を實行していくには、保護者や地域住民の多様な声を反映できる教育行政の推進が求められております。

改正案が成立した際には、地域住民の声が一層反映される教育行政が実施されることになるものと考えておりますけれども、最後にその点について確認をいたします。

今回の改正案により、教育行政において地域住民の意見は具体的にどのように反映されていくことになるのか、下村大臣の見解をお尋ねしたいと

思います。

○国務大臣(下村博文君) 今回の改正案では、地域の民意を代表する首長が教育行政に連帯して責任を果たせる体制を構築することを目的の一つとしておりまして、具体的には、現行の教育長と教育委員長を一本化した新教育長を首長が直接任命、罷免することができると、また首長が招集する総合教育会議を新たに設置をする、そして首長による大綱の策定を義務化する、こういうことを盛り込んだわけでございます。

さらに、総合教育会議を実効性あるものとするため、協議、調整を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の中から意見を聴くことができることとしておりまして、具体的には学校運営協議会委員やPTA関係者、地元の企業人等からの意見聴取が行われることも想定をしているところでございます。

また、教育委員会において地域の多様な民意が反映されるよう、例えばコミュニティ・スクールや学校支援地域本部の代表を教育委員に選任するなど、地域の幅広い関係者から教育委員を選する工夫を一層進めることが有効であるというふう

に考えます。

文科省としては、このような方策を通じ、地域住民の声が地方教育行政に反映されるよう、各地方公共団体に促してまいりたいと考えております。

○水落敏栄君 ありがとうございます。

今の質疑を踏まえましても、今回の改正案が成立することによって地方教育行政制度の抜本的な改善が期待されるということを私は確信をしております。

用意した質問項目は以上でございますので、時間まだありますけれども、これで私の質問は終わります。

○石橋通宏君 民主党・新緑風会の石橋通宏でございます。

五月二十七日の質疑に続きまして、二回目、また質問の機会をいただきました。この間、委員会

での質疑、また公聴会への参加を含めて、かなりこの法案に関する課題、焦点が明らかになってきたかなという気がしております。今日の質疑では、是非その辺、更に深掘りをさせていただいて、今後の地方教育行政の発展に資する形のやり取りを大臣とさせていただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

最初に、大綱とそれから総合教育会議の関係についてお聞きしていきたいと思っております。

まず、大綱の中身なんですけれども、これは二週間前の質疑でも私も取り上げさせていただきましたが、改めて確認をさせていただきますけれども、大綱というのは、これ大臣、総合教育会議で調整すべきものとして位置付けられておられるんでしょうか。確認をお願いいたします。

○国務大臣(下村博文君) 総合教育会議、主宰するのは首長であります。首長とそれから教育委員が一緒になって総合教育会議を開くというのが基本的なパターンとしてあるわけでありまして、このことに対して、この総合教育会議において協議、調整を行うということでございますので、協議だけでなく調整というのも法律の中に入っております。

○石橋通宏君 そうしますと、第一条の三で大綱についての規定があるわけですが、第一条の三の第二項には大綱は、「総合教育会議において協議するものとする」とだけ書かれておりますが、今大臣の答弁で確認をいただきましたが、大綱というのは単に総合教育会議で協議だけするのではなく、調整も行ふんだということで、これはもう一回、確認だけ、お願いします。

○国務大臣(下村博文君) 第一条三の第二項、「地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする」と、この条文における内容は協議するということでありまして、大綱そのものについては調整というのものは入っているものであります。

○石橋通宏君 この第二項で大綱を定めというこ

とも入っていますので、大綱を定めるとき、変更するとき全て、今大臣、この条文では協議するものとしか書かれておりませんが、調整するということも含まれているんだと、そう読むんだというところで今確認をいただいたということでしょう、いすね。

とすると、この間、大臣、いろいろと、いや、そうはいっても、大綱というのは首長が主宰して決めるものであるから、仮に教育委員会との調整が付かなくても首長がそう決めれば大綱に書き込んでいいんだというふうに説明をされてまいりました。

しかし、今大臣まさに、いや、協議し調整するものだというのを御確認をいただいたわけでありまして。であれば、私はやはりこれ調整が付いたもの、大綱というのは、やはり両者がこの総合教育会議で、協議、調整の場で位置付けておられるこの総合教育会議で、協議し調整して決定するものというところで今大臣言っていたのであれば、やはり大綱というのは、これはお互いが協議して調整が付いたものをしっかりと地方の教育の方針として住民の皆さんや関係者の皆さんに周知し、それを決定を踏まえて両者がそれぞれの責任において真摯に尊重して実行していくべきものだというところで明確に位置付けていただいた方が、現場の混乱が生じなくて済むのではないかと、これを強く思うんですが、大臣、その点、もう一回いかがですか。

○国務大臣(下村博文君) 基本的な思いはそのとおりだというふうに思います。

ただ、首長とそれから教育委員会が職務権限が教育における部分においても異なっているわけでございます。その中で、今回の大綱の主宰者はこれは首長ということでありまして、首長が主宰者として総合教育会議を開催するというこの中で、この首長の思いというのが教育委員会と調整、協議しても調整できない部分も実際はあるかもしれないと、権限が異なっている部分はありますから、それを、権限が異なっているから調整が

付かないものについては書き込まないということではなくて、書き込むことはできる。

ただし、御指摘のように、これは教育委員会に關する権限については、首長が書き込んだとしても、實際それを実行するかしないかの権限は教育委員会サイドの方にあるものについては、これは教育委員会が実行するかどうかを最終的には判断できるということでありますから、首長の思いはありますが、協議した結果を大綱の中で書くということとは、それは望ましいことだというふうに思っています。

○石橋通宏君 大臣、それ本当に混乱引き起こす原因の種になると思われませんか。首長さんが、仮に教育委員会が調整付かず納得されないことも、首長さんの思いで大綱に書き込んでしまつた。いや、それは教育委員会が執行しなくてもいいから、それはもう首長の責任においてやるべきと。

しかし、大綱というのは、この間議論してまいりましたが、四年間、五年間、その地方の教育について方針を定めるものですね。その方針を定める、それを見て地方の皆さん、教育関係者の皆さんもそれを参考にして子供たちのための教育をやる、その大綱の中に両者が合意していない事項まで含まれている、それによって地方の教育現場に混乱を引き起こしてしまう。教育委員会にとつてみれば、自分たちが納得しなかった、オーケーしなかったことが大綱に書き込まれてしまう。それをやらなくていいんだといつても、結果、教育委員会、いや、大綱に書き込んであることをやっていないじゃないかというようなことが、二年たつて三年たつて四年たつて起こるようなことも生じ得るかもしれない。これ、明らかに現場に混乱の種になるというふうに大臣は思われませんか。

だつたら、先ほど来繰り返しおられますが、これ、まあ法律にはこういう書きっぷりになっておりますけれども、原則は、やはり調整をきちんとしていただいて、調整の場なんですから、調整をした事項について大綱にきちんと書き込んでくだ

さい、ほしいということとを、これ法案成立いたしましたら、その後の文科省からの各地方への要請においてしっかりと要請していただくべきではないかと思いますが、大臣、そう思われませんか。

○国務大臣(下村博文君) 御指摘のように、大綱を定めるに当たっては、首長と教育委員会の間でぎりぎりまで協議し調整を行うものでありますから、調整が付いた内容が記載をされるということが通例であるということは、そのとおりだといふふうに思います。例外的に教育委員会と調整が付かない事項について首長が大綱に記載すること、これはあり得ないとは言えません。

それはどういふことかという点、予算の分野についてはこれは首長の権限分野ですから、これは教育委員会が反対するということは基本的にありませんので、こういう部分は調整が付くと思ひます。

一方で、教育委員会の権限については、首長がそれについていろいろと是非こうしてほしい、あしてほしいと言ふようなことが、総合教育会議の中で議論としては出てくることはあり得ると思ひます。しかし、それについては、教育委員会の執行機関としての権限の中で、それは譲れないといふものもやっぱり出てくるかもしれません。その場合、しかし総合教育会議は主宰は首長ですから、それはやっぱり譲れないといふことで、その首長の立場の方から、これは調整付かないけれども大綱に書き込むという、その首長の思いというのはあるかもしれません、しかし、法律の立て付けとして、教育委員会における事務執行等の権限は執行機関として教育委員会が引き続き持つてゐるわけでありますから、その大綱に書かれたことは拘束されないといふことであります。

これについて、混乱云々といふことがあるのではないかと御指摘であります、そもそも総合教育会議は、これは公開されておりますので、地域住民の方々にはその辺の経緯がお分かりになるというふうに思ひますし、それから、記者会見とかホームページを活用して公表するようなこ

とをそれぞれの自治体が判断することによつて、そういうような、混乱とは言ひませんが、調整が付かないことも大綱にも首長が入れる場合には、そういうことでの説明責任は必要であるといふふうに思ひます。

○石橋通宏君 いや、混乱が生じ得るということについては、これ、大臣お認めになるんだと思ひます。であれば、それ、混乱を生じさせないように、やっぱり大綱の位置付け、改めて協議、調整、しっかりといただいて、その結果のみ大綱に記していくんだといふことは、これはやっぱりやるべきではないかと。

あの公聴会の中でも、現場の関係者もこの点について問題提起、心配の声を上げていただきました。恐らく現場はそういうふうに心配されていると思ひます、どうするのかと。だから、文科省、大臣としては、是非この大綱については、調整付いたもののみ、そしてそれがしっかりとその地域の本来の教育の方針、指針になつて、それに基づいてそれぞれの職務権限の中で子供たちのための教育しっかりとやっていくんだと、そういう位置付けなんだよ大綱は、といふことを明確にすべきだといふことをこれ重ねて指摘をし、要請をしておきたいと思ひます。

その上で、大臣、繰り返し、いや、公開の場合からとか言われますけれども、現実、今資料を見ても、教育委員会、公開されていても傍聴される方は物すごい少ないです。総合教育会議も公開の場といつても、毎度毎度、教育会議御覧になる方はもう恐ろしくなかなかそうはおられないだろうなど。一方で、議事録も作成、努力義務ですけれども、義務付けられてはおりませんので、中には総合教育会議の議事録も作成、公表しない自治体も出てくるんだらうなといふふうに思ひます。

そういった場合に、仮にこういう首長さんが教育委員会との調整が付かなかつた事項を書き込んでしまつたと、しかし、その議論の経緯も御覧になつていない方は分からない、議事録もないから分からない、どうやってチェックをするのか。こ

れまた問題が生じるわけであります。

だからこそ、この間、前回私も指摘しましたが、そういう可能性もあるので、これはもし万が一、首長が首長の責任において大綱に教育委員会がよしとなつたけれども私の責任において書き込んだということについては、それを公表時に明示するべきだといふふうに思ひますし、教育委員会側も、改めてそのことは大綱が公表されたときに、教育委員会としては、この点、この点、この点については、教育委員会としては納得しておりますが首長が独自の判断で書き込みました、我々には執行義務はありませんといふことを、住民の皆さんに混乱を引き起こさないように明示させるべきだと思ひます、大臣、改めて、それ指導されるつもりはありませんか。

○国務大臣(下村博文君) まず、総合教育会議は、先ほど申し上げましたように、これは公開をする、また議事録についても公表すると。それから……

○石橋通宏君 努力義務、努力義務。○国務大臣(下村博文君) 努力義務。

それから、教育委員会が、議事録については努力義務といふことでありますが、文部科学省としてはこれは通知をし、公表されていない自治体についても公表するように促してまいりたいといふふうに考えております。

ですから、それぞれの立場で、そのようなことが当然、例えば総合教育会議の中で教育委員会側が調整、協議した結果、同意できなかったことにおいては、これは首長が大綱に書き込むといふことはあるわけですが、それに対して、なぜ同意しなかったのか、なぜ調整付かなかつたのかといふことについては、当然教育委員会の場でも議論になつてくると思ひますし、それも公表をそれぞれされるというところで、住民の方々にはその内容がそれぞれ明らかになるようにしていきたいと思ひますし、努力義務といふことであります、それについては、特にそういうような問題については、これは住民の方々がかかるような形で公表

等、文部科学省としても通知の中で促してまいりたいと思います。

○石橋通宏君 大臣、なぜこれ問題にするかという、前回の私の質疑の中で、第一条の四の第八項の調整の尊重義務との関係でお伺いしたわけです。そのとき前川局長は、これ、大綱も含まれるのかと伺ったときに、大綱において調整の結果記述された内容はそういうこととございます、つまり尊重義務に含まれると。調整の結果、大綱に書き込まれれば、それは尊重義務に含まれるので当然尊重義務になる、その尊重義務を果たさなかった場合には、これは義務違反になり得るということとを前回答弁されているんです。

だから、ここを問題だと言っているわけで、これ明らかに、ここはどことが、もし仮にそういうことがあったときに、教育委員会もちゃんと調整ができて大綱に書き込まれている、全部が全部ならそうだけれども、大臣、そうではない可能性があると云ってしまっているの、じゃ、そうではない部分がありとすれば、それはきちんと明示をしておかなければ、万が一にもこの第一条の四の第八項の調整の尊重義務に引っかかってしまえば、これ罷免事由になるわけでありまして、そこは明確にしておかなければ教育委員会の皆さんの、これは教育の中立性の観点からも相当に問題が生じ得るから、改めてこれ確認させていただいているんです。

議事録の作成、公表が義務付けられているのであれば、後から住民の皆さんが議事録見て、ああ、ここはというふうな確認ができるのかもしれないけれども、一〇〇%でない以上は、その点について必ずしも、もし万が一そういう事項があればそれは明示しておくというのは、これ絶対にさせておかなければ、この罷免事由との関係、義務違反との関係からいっても不都合が生じ得るというので指摘をさせていただいているんです。

大臣、これとの関係において、是非それは明らかにしておくべきだと、何らかの形でということには是非指導いただきたいと思いますが、もう一回

お願いします。

○国務大臣(下村博文君) 今の石橋委員の言われていることは、それはそのとおりだと思います、教育委員会からしたら、やっぱり説明責任というのは当然問われますから。

文部科学省として教育委員会の議事録についての、努力義務としたのはそういう部分での努力義務ということではなくて、特に小さな市町村委員会等から、教育長とそれから事務局は一人しかいないというような、そういう小さなところもあるわけです。そういうところから非常に事務負担が大変であるというふうな中で、努力義務というふうな配慮して今回記載するということになりました。

しかし、今のような事項については、これは努力義務の対象とは違っていて、これは罷免要件にもう当たるかもしれないということについては、当然教育委員会もそれは考えることであるでしょうから、こういうことについては自ら事前に住民の方々に説明をきちっと行うことによって後々誤解されないような努力をするということとは、これはもう当然のことだというふうに思いますし、そういうことも努力義務だといえ、法律的の立て付けとしてはそうなんです、文部科学省としては、特にそういう部分については、これは明らかに議事録作成をして地域住民の方々に説明を図れるような、そういう施行通知ということを具体的に挙げるわけではありませんが、しっかりとやるような対応は取るべきことは当然のことだと思えます。

○石橋通宏君 是非、その混乱生じないように具体的な方策、検討していただきたいと思っています。

もう一点、地方教育振興基本計画との関係をちょっと確認だけさせていただきましますけれども、この間、既に自治体で地方教育振興基本計画ができていた場合には大綱は改めて作らなくてもいいとかいうようなお話、答弁がありました。ちょっと確認は、仮に、既に地方教育振興基本計画が策定されている場合、その上で大綱も作られた

場合、つまり両者が共存する、併存する場合、この両者の間にもし不整合、そこがあった、方針においてですね、明らかに方針において不整合があった場合、これ、地方教育振興基本計画と大綱というのはどちらが優先されるんでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) 例えば、新たな首長が就任し、そしてそこで新たな大綱を定めた場合、その内容が既存の教育振興基本計画と大きく異なる場合には、これは当然新たな大綱の内容が優先するわけでありまして。新たな大綱に即してその自治体における教育振興基本計画を変更するということが望ましい方向性であるというふうに考えます。

○石橋通宏君 一つ教えてください。これ、地方教育振興基本計画というのは誰が定めるんですか。これ、局長でも結構です。

○政府参考人(前川喜平君) 教育基本法第十七条におきまして、これは地方公共団体が定めるとなっております。

したがって、これは首長が定めるということも可能ですし、教育委員会が定めるということも可能であるということとございますけれども、これは両者が意思を合致させて定めるということもできるというわけでございますので、大綱の場合と同様に、首長が定めるということも想定されているわけでございます。

○石橋通宏君 想定上そうだった、現実の運用がどうなっているかは御存じですか。これ、地方教育振興基本計画が策定されている自治体で、具体的に現実どういうふうな策定されるか。多くは教育委員会が策定しているんじゃないかなと思ったりもしたんですが、違いますか。

○政府参考人(前川喜平君) 計画が策定されているケースにつきましては、その名義がどの機関の名義になっているかということでございますけれども、大綱を策定しております都道府県が四十五ございますけれども、その四十五のうち二十二は教育委員会の名義になっております。また、都道府県と教育委員会という二つの名義になっているもの

のが十八、都道府県、すなわち知事の方の名義になっているというものが五つございます。指定都市につきましては、教育委員会の名義になっているものが十四、そして首長と教育委員会の両方の名義になっているものが四、首長の方の名義になっているものが二という形になっております。

○石橋通宏君 そうすると、現行上はやっぱり教委が決められる場合が多いという理解だと思いますが、そうすると、教委が中心に定めてきた地方教育振興基本計画と、今度は首長さんが主宰して決められる大綱と、これやはり、大臣先ほど大綱が後からできた大綱だというふうにおっしゃいましたが、これ、定める主体になる人が違えば、残念ながら違ってしまう可能性がある。加えて、先ほど来申しております大綱に首長さんが教委が納得しないことでも書き込めるということにしてしまうと、これはそこが生じる可能性もやっぱり十分あり得るということも想定しなければいけないことだと思えます。この辺も現場にとっては大変混乱が生じる一つの可能性になると思えます。是非、この辺の地方教育振興基本計画との整合性取るための調整の在り方、ルール、そういったこともこれからよく協議していただいて、変な混乱を現場に起こさないように対応していただきたいということを是非要請しておきたいと思えます。

それから次に、これちょっと質問の、私の通告にはなかったんですが、先ほど水落委員の質疑で若干疑問に思ったことがあるので、ちょっとそこを、この関連で質問させていただきたいと思えますが、都道府県の大綱と市町村の大綱、教育方針との関係、先ほどちょっと質疑がありました。市町村教委に関わると、例えば学力テストの関係ですね。先ほど大臣答弁なさいまして、都道府県というのは市町村に対して指導、助言ができるということから、市町村に関わることも都道府県が大綱に書き込んでいいんだというふうな答弁だったというふうに理解をしています。

都道府県の大綱というのはこれは市町村教委を

縛るんですか。都道府県の大綱に書き込まれたことによって、これは市町村教委の権限に属する事項にどのような影響を及ぼすという理解になるわけですか。

○政府参考人(前川喜平君) 都道府県教育委員会が市町村に対して指導、助言、援助ができること、これは地教行法上の権能でございますけれども、この指導、助言、援助をどのように行うかということにつきましては、これは都道府県が行うことでございますから、都道府県の大綱に書くことができますと考えております。

そもそも指導、助言、援助というのは、法的拘束力のない関与の形でございます。したがって、指導、助言、援助をどのようにするかということ、これを都道府県が定めたとして、その指導、助言、援助に市町村が拘束されるということとはございません。また、都道府県がその権能を越えて市町村が行うべきことにつきまして大綱で決めること、これはできることではないと考えておりますので、都道府県の大綱がそのまま市町村を縛るということとはあり得ないというふうに考えております。

○石橋通宏君 大綱は市町村を縛らない、しかし、指導、助言をする内容について大綱に書き込むことは妨げられないということですか、ですか。

○政府参考人(前川喜平君) 指導、助言、援助をするということは都道府県教育委員会として行うことができることでございますので、どのような指導、助言、援助をするかということについては、都道府県がその大綱に定めることは可能であるというふうに考えております。

○石橋通宏君 これまた混乱の要因になりませんか。大綱というのは、その都道府県の方針を示す、これ都道府県民の皆さんにこの我が地の教育方針はこうであるということを示すものに、法的拘束力はないけれども指導、助言で書き込んで、それは従わなくてもいいけれども取りあえず大綱には書き込んでおけ、こんなことさせたら、これ

は住民の皆さんは混乱しませんか。どれがどれの方針で、どれがどれが指導、助言で、どれを守らなさいいけなくて、どれを守らなくていいので、そんな混乱するものを作らせるんですか。これ、本当にそんなことをさせるんですか。

○政府参考人(前川喜平君) 都道府県の大綱において指導、助言、援助に関することをどこまで書くかと。これは各都道府県の判断でございますけれども、例えば、都道府県が市町村に対して様々な財政支援をしているというケースもございまして、こういったことにつきまして大綱の中で、その援助の一環といたしまして記載すること、これは想定されるところでございます。

○石橋通宏君 都道府県の大綱もこれ教委との協議、調整の上で定められるべきものであるから、都道府県の教委がそれは方針として調整して合意したものだけが書き込まれるということであれば、それはそれとして一つの方針としてあり得るかなと思いますけれども。

都道府県の首長さんが教委が納得しないことでも書き込めてしまう。それが、じゃ教育、指導、助言に関すること、市町村の権限に関することでも、都道府県の首長さんが大綱に書き込んでしまったというふうな混乱もこれまた生じてしまっているということが今分かってしまったので、こうなってしまうと、大綱というものが本当に、これ教育方針の一元化、また教育の責任体制の一元化、このためにと言っておられますけれども、むしろ現場に混乱を生じさせる大きな原因、根本になつてしまうその危険性が高まってしまっているのかというのを、今の質疑を通じてむしろ心配になってしまいました。

これは是非、この大綱、もう一回、私は繰り返し言いますが、やっぱり調整が付いた事項のみ大綱に書き込む、そうしておかないと、これはいろんなレベルで混乱が生じ得るということを重ねて指摘をしておきたいと思っておりますので、この点は是非しっかりと御議論いただければと思っております。

続けて、今ある議論をしてまいりました総合教育会議の協議調整事項ですね。これも確認ですが、要は、これまでの政府答弁でも、総合教育会議で協議すべき事項と調整すべき事項は明確に区別されて説明をされてきたというふうに理解をしています。我々、一般的に議論の中で総合教育会議の協議調整事項とさつと言っちゃいます。実は協議すべき事項と調整すべき事項は違うんだということは、これはこれまでの政府答弁で確認をされているというふうに理解をしております。協議できる事項というのは、教育の振興に関する事項については幅広く協議はできるけれども、政治的中立性の要請が高い事項については協議の議題として取り上げるべきではないという見解が示されています。

この確認ですが、じゃ、政治的中立性の要請が高い事項について総合教育会議の協議の対象議題としても取り上げるべきではないというものについては、これは第二十一条の教育委員会の職務権限に属すべき事項とされているもの、これは政治的中立性が高い事項なので協議の議題として取り上げるべきではないと、そう読めるということではないでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) まず、今までの議論であります。石橋委員がかえって混乱になるんじゃないかということをおっしゃいましたが、混乱ではなくて、これは整理して考えていただくというふうに思いますが、総合教育会議で協議、調整という言葉を入れることによって混乱が起きるんじゃないかと、それから、その大綱ということについては混乱が起きるのではないかと、ことであるが、先ほど申し上げましたように、やっぱり首長が誰になるかによって、その地方における教育行政については、総合教育会議を設けることによって大綱で書き込むことができるということ、それが今までと大きな違いであります。

ですから、この地方教育振興基本計画におきましても、当然、首長が替わったと、ですから新たな首長の下で大綱を作ると。大綱を作れば、当

然、その大綱のつとめた地方教育振興基本計画を作り直すという意味では、ある意味では首長も替わったわけでありまして、自治体としては当然の流れであると思えますし、整理であると思えます。それは混乱ではなくて、その民意によって、そういう地方自治体における体制によって、その時代に沿った、あるいはそのときに沿った確かな大綱なりあるいは地方教育振興基本計画を作るといふ、その自治体の判断であるということであり

それから、都道府県と市町村における大綱であります。それはそれぞれ権限が、国とそれから都道府県、それから都道府県と市町村においてもそれぞれ権限が明確に分かれているわけでありまして、ですから、都道府県の知事がこの大綱に書いてあることについて、市町村の教育委員会に属することについては、それは書いても、市町村の教育委員会の執行機関としてやることについては、それは職務権限を持っているわけじゃありませんから、書いてもできることとできないことがあつたら、そういう法律上の整理がしているわけでありまして、これによって現場が混乱をするということとは、これはあり得ないというふうに考えております。

それから、協議、調整の定義であります。まず調整とは、教育委員会の権限に属する事務について予算の編成、執行や条例提案などの首長の権限と調和を図ることが必要な場合に用います。一方、協議は、調整を要しない場合も含め自由な意見交換として幅広く行えるものとして整理しているところでありまして、ですから、総合教育会議の協議の場として全国学力テストについての議論をするということそのものを排除するわけではないということでもあります。

○石橋通宏君 そうすると、前回、前川局長答弁では、教育委員会制度の趣旨に鑑み、協議の議題として取り上げるべきではないという答弁がありますが、これ大臣、今の答弁は若干これとニュア

ンスが違っておりまだけれども、政治的中立性の高い事項についても幅広く協議ができるというふうに修正をされているということですか。どういうふうに理解すればよろしいですか。

○国務大臣(下村博文君) 私は今申し上げた具体事例は学力テストについて申し上げたわけでありまして、学力テストについては、これは教育委員会のその執行権限の中に入っておりまして、首長の権限ではないわけでありまして、このことについて協議することを排除するものではないと。だからといって、協議事項については、前回、前川局長が答弁したように、政治的中立性に関すること何でも全て協議対象にしてもいいというわけではないということでもあります。

○石橋通宏君 ちよつとかなり線引きが曖昧ですね。ということは、結局、首長の判断で協議に何でもかんでもできてしまうというように読みに取れる答弁ですが。

ちよつと前川局長、前回、政治的中立性の要請が高い事項については、教育委員会制度の趣旨に鑑み、協議の議題として取り上げるべきではないと。じゃ、この場合、政治的中立性の要請が高い事項というのをどう線を引きますか。

だから、先ほど私の質問は、二十一条に記載されている事項、これ教育委員会の専権事項ですが、これは原則協議にはなじまないねということですから、よろしいかということです。

○政府参考人(前川喜平君) 改正案二十一条に記載されておりますのは教育委員会の職務権限の全てでございまして、これが全て協議の議題としてなじまないというわけではございません。その中で個別の、教職員の人事でありますとか教科書の採択など特に政治的中立性の要請が高い事項については、教育委員会制度の趣旨に鑑みて、協議の議題として取り上げるべきではないと申し上げているところでございます。

○石橋通宏君 それは誰が判断するんですか、政治的中立性が高いから協議にはなじまないというのは、これは教育委員会側で、首長さんから例え

ば議題としての要請があっても、これは教育委員会の専権事項であり、政治的中立性を確保しなければいけないから、これは協議にのせるべきではないと教委が判断できるということではよろしいですね。

○政府参考人(前川喜平君) この協議というのは、総合教育会議におきまして、首長と教育委員会という独立した執行機関同士で行うものでございまして、これは教育委員会として協議議題として取り上げるべきではないという判断をする場合にはこの協議には応じないということになるであろうと考えております。

○石橋通宏君 大事な答弁をいただきましたので、教育委員会としてなじまないという判断すれば協議に応じないことは可能であるということですが、この政治的中立性の要請の高い事項ということについて、協議になじまないという判断が教育委員会側でされれば、それは幾ら首長から要請があっても協議に応じないということは可能であるという答弁だったと思いますので、それは是非しっかりと運用の中で確認をしていただきたいというふうに思います。

それで、済みません、ちよつと時間が押してまいりましたので、若干飛ばしながらまとめて質問になってしまつて大変失礼をいたしますが。

一つ、教育委員会に対する予算措置について、ちよつと今回事前に資料もいただきました。これまでの審議でも、今回の措置に伴って、例えば都道府県に対する指導主事の増員について、地財の中で算定してプラス措置をするという、これによつて都道府県教委の体制強化も図るんだというふうな説明がありましたけれども。

一つ確認をしたいんですけれども、現在、教育委員会関連予算、地財でいろいろ措置をいただいていると思いますが、これ、地財の教育委員会関係予算の執行率がどれくらいになっているかというの、文科省、確認をされていますか。

○副大臣(西川京子君) 教育委員会関連の地方財政措置としては、都道府県、市町村共に、教育委

員の報酬や教育委員会事務局職員の給与、あるいは印刷製本費や備品購入費、旅費などの所要の経費について地財措置をしております。

その中で、各地方公共団体においてこれらの地財措置したものの経費を実際にどのように予算化するのか、このことに関しては各地方公共団体において判断すべきことでありまして、その執行率については国としては把握しておりません。

○石橋通宏君 大体どんな感じかも全く分からないということではよろしいですか。

○政府参考人(前川喜平君) そのようなデータは取っていないところでございます。

○石橋通宏君 もちろん地財の位置付けとしては、これは今副大臣説明されましたように、地方で主体的にそれをどう執行するか考えていただく、決めていただくというものですから、国から必ずこれに使えるというひも付きではないということとはそのとおりであると思いますが、とすると、この間、指導主事、プラス増員する、措置、地財でやると。しかし、これも必ずしも、じゃ、その増員に使っていただけるかどうか、これは分からない、あくまで地方自治体に委ねられていると、そういうものであるということですか。これ、どう確保するわけですか。

○政府参考人(前川喜平君) 御指摘のとおり、教育委員会の運営に係る地方財政措置の中では、指導主事を含む職員の配置について、その所要経費が算入されているところでございます。

この中で、教育委員会事務局の職員の配置状況、特に指導主事の配置状況につきましては、私どもとして、特にその状況を把握する努力をしているところでございます。

○石橋通宏君 努力をされているということは、じゃ、指導主事の措置については執行状況が分かっているということですか。

○政府参考人(前川喜平君) 一応のデータは持っているところでございます。

○石橋通宏君 どうなっていますか、今。

に見まして、教育委員会における指導主事、これは充て指導主事を含めているわけでございますけれども、その人数でございまして、全体としては各教育委員会平均して七・八人という数字がございまして。しかしながら、これは、五十万人以上の都市でございまして四十人以上を超えている、しかし、五千人未満の市町村の場合ですと一・〇人と、このような数字があるところでございます。

○石橋通宏君 いや、人数をお聞きしているのではなくて、算定根拠と照らし合わせて執行率がどうなっているのか、つまり、それは算定根拠にある指導主事の数というものの一〇〇%、それは実際の方で人手当てをしていただいているという理解でよろしいですか。それだけ答えてください。

○政府参考人(前川喜平君) 地方財政措置上は、標準的な自治体、十万人規模の市において、指導主事一人を含む教育委員会事務局の職員が配置されるだけの経費が、これは基準財政需要額に算入されているということでございますけれども、私どもは、それがどのような予算措置をされているかというところを把握しているわけではございませんでして、指導主事が配置されているかどうかということ把握するよう努めているところでございます。

○石橋通宏君 なぜ、これこだわるかといいますと、前回もこれも質問しましたけれども、今回の措置で、やっぱり教育委員会事務局の体制について、これ改めて今現状をもう一回きちんと把握をしていただいて、地方公聴会等でも、本当に現場、教育委員会事務局の皆さんも大変な状況だという声を聞かせていただいております。その上で、今回、総合教育会議の設置等々で更に負担が増えるのではないかと。そういった中で、都道府県に対する指導主事プラスは地財ではやられるけれども、実際にそれがどう使われるか、これは現場に委ねられるということも含めて、今後、現場の体制が本当に重要だと思っておりますので、その点については、文科省としてもう少しきちんとモニタ

してチェックして、体制強化のための国が何ができるのかということについては財政措置を含めて改めて検討いただきたいという趣旨で伺いをしております。

その絡みで前回、総合教育会議の事務局について伺いました。総合教育会議の事務局は首長部局が担うんだと。これなぜ法律上明記しなかったのかということが非常に疑問なんですけれども、総合教育会議は首長が主宰するから当然首長部局が担うんだという大臣御説明だったというふうに思いますが、これは今後の指導の中で恐らくその辺の指針はしっかり示されるんだろうというふうに思いますけれども、総合教育会議に係る予算というものはこれ何か地財で措置されるんですか。

○政府参考人(前川喜平君) 総合教育会議の開催及び事務局の運営に係る経費といたしましては、事務局の運営に当たる者の人件費でありますとか、関係者や有識者から意見を聴取する場合の謝金とか交通費等が想定されるわけでございますけれども、総合教育会議は、首長あるいは教育委員会が協議したい事項ができたとき、あるいは緊急事態が生じたときに随時開催されるというものでございまして、総合教育会議の新設によりまして大幅な事務の増加を伴うとは考えておりません。そのため、新たな地方財政措置につきましては、改正後の実施状況を勘案しつつ必要があるれば検討してまいりたいと考えているところでございます。

○石橋通宏君 当面は措置はしないと、自治体で頑張つてほしいということですね。状況を見た上で必要とあれば将来的には算定考えていきたいという答弁だったと思いますが、それは非現場の状況を見て財政措置を改めて検討していただければということをお願いしておきますけれども。

これ一つ疑問なのは、総合教育会議の事務局を首長部局が担うと、補助事務で教育委員会事務局に委任することも可能だというような答弁でありましたけれども、我々、重ねて政治的中立性というものを議論して、今回、総合教育会議で首長の

関与が強まるということについて、この政治的中立性の観点から心配だなという声をずっと受けて議論を重ねてきたわけです。この点において、まさに総合教育会議の事務局を首長部局が担うと、つまり総合教育会議の事前の準備、調整からその後のフォローも含めて、これは首長部局が担える、担うということを考えますと、首長が要は総合教育会議やろうと思えばですよ、やろうと思えば、首長さんが総合教育会議の前身、完全にコントロールすることは十分可能な体制がしかれるということだろうなというふうに思うんです。

この点、どうなんですか。むしろ総合教育会議の事務局を首長部局が担える、担わせるんだということを明確にすることによって、逆に教育の政治的中立性が脅かされる事態を招かないかと。これはレアなケースだとは思いますが、暴走してしまう首長さんが出ないとも限らないという状況の中で、まさにそれが担保できない状況を生み出してしまふのではないかとということが懸念されるわけですが、大臣、この点についてどういうふうにお考えですか。

○国務大臣(下村博文君) まず、法律上、この総合教育会議につきましては、改正案第一条の四第一項におきまして首長が設け、招集するものと規定をされておまして、総合教育会議の事務局については主宰者である首長の下に置かれることが当然であるというふうに考えます。一般に他の会議体を地方公共団体に設置する場合においても、恒常的な事務局を設置するものを除きまして事務局に係る規定を設けていないというのが通例であり、それで設けていないわけでございます。

ただ、危惧される点ではあります。そもそも総合教育会議というのは首長とそれから教育委員会という執行機関同士の協議及び調整の場という位置付けでありますので、当然教育委員会に関する内容については教育委員会事務局が事前に協議内容について、これはもう議題が出ているわけでありますから、用意をするということをしなれば、これはその総合教育会議そのものが活性化さ

れませんので、首長部局だけがやるということではなくて、教育委員会事務局が関係するものについては協力するということは当然あることだといふふうに思いますので、その辺は総合教育会議の中で柔軟に対応することによって、そのような危惧については払拭できるというふうに考えております。

○石橋通宏君 大臣、今の答弁も大変重要な答弁です。先ほど確認をさせていただきまして、前川局長から答弁いただいておりますとおた、仮に首長さんがそう望んでも、教育委員会側が政治的中立性の要請の高い事項だと判断した場合には、協議事項として同意をしないということもできるんだという答弁を先ほどいただきました。だからこそ総合教育会議の事務局は、一義的には首長部局でということだけれども、今大臣答弁いただきましたように、協議すべき議題の調整ですとか、そういったそれぞれの所掌のところの事務の準備等々については、ちゃんときちんと調整して両事務局がやつぱり準備をすべきだということで大変答弁だったと思えますので、それも是非、今後、運用の中では指導をしていただきたいということをお願いをさせていただきたいと思えます。

それで、時間があと五分ですので、ちょっとまとめて、これも重ねて、この間、当委員会でも議論してまいりましたが、新教育長へのチェック機能をどう確保するか、これは教育長だけでなく、私は教育長プラス教育委員会事務局も含めて、いかにこの権限が拡大する教育長のチェック機能を高めていくかということが今回の大きな柱の一つになるというふうに思っています。

この間、政府からは、るる、そのチェック機能について御説明をいただいております。首長の、今回、教育長任命責任もあると、さらには総合教育会議もあると、そしてまた教育委員会への報告義務もあると、議会への報告義務もあるという、種々いろいろと仕組みが組み立てられていて

いうふうな御説明でありました。

しかし、一つ心配しておりますのは、この間の大変残念ないじめ事件等々への緊急事態への対応も含めて、結局、問題の本質は、教育長ないしは教育委員会事務局が出すべき、報告すべき情報を出さなかったと、その情報が教育委員会に既にあることすら外部の人間には分からなかったということが問題でありまして、幾ら報告義務があるうが、幾ら説明責任があるうが、結局、報告された中に報告されるべき内容が含まれていなければ、チェック機能というのは果たせないわけであります。

教育委員会に対しての報告義務も、教育長さん、これはしつかり本来やっていたべきなんでしょうが、教育委員会に対して説明すべき報告の中身も、それは意図的に教育長さんが情報を出さないという判断をされれば残念ながら隠蔽しておくことが可能な仕組みになってしまつてい

こういうことを考えますと、大臣、これは非、教育長に対するチェックということでは、一つは教育委員会そのものがある、教育委員の皆さんがちゃんと教育長に対して委任した事務に対するチェック機能を果たしていただくというのがあります。議会が教育委員会の様々な事務に対して報告を受けて、それを審議する責任があるという一つ。首長さんが首長さんの責任において、きちんと教育委員会、大綱の中の事項若しくは調整した事項、こういったことについて、首長さんからも教育委員会に対して様々な調整をするということも一つ。さらには、住民の皆さんが、教育委員会に対して、今日の議論もありましたけれども、きちんと参加、参画をしていただいて、教育委員会の運営に対して住民も参加をしていただいて、チェック、確認をしていくと。少なくとも見てもこの四つ大きなチェック機能を強化するということができるんだと思います。

であれば、この四つのプレーヤーから教育長なり教育委員会事務局に対して正式に、法的に情報

開示請求できる、そういう仕組みをこれ確保すべきではないかと思いますが、これは現行法上で既にそれが可能なかどうか、可能でないとする、今申し上げた四つの主要なプレーヤーから教育委員会に対して情報開示請求をできる仕組みを、これはきちんと担保すべきではないかというふうに思いますが、大臣、見解をお願いします。

○国務大臣(下村博文君) まず、今回の大津のいじめ、それだけではありませんが、教育委員会が非常に形骸化、形式化して、そして事実上の隠蔽が行われたということの中で、総合教育会議を設けて、首長はいじめ等の緊急事態に講ずべき措置について協議することができるということで、これは改正案、今までと大きく異なる部分の対処の一つだと思います。

それから、教育委員会は、改正案第十四条に規定されている教育委員会会議の公開や議事録の作成、公表、また第二十六条に規定されている自己点検・評価の報告書の議会への提出と公表を通して、議会や住民に対して教育行政に関する説明責任を果たしていく必要があるということが入っております。

そして、議会は、本会議や文教委員会等において教育委員会の事務執行についての質疑を通して情報を求めていくことができるわけでありますが、さらに、地方自治法上、議会には教育委員会を含め地方公共団体の事務の執行の状況についての検査権や地方公共団体の事務に関する調査権が与えられており、記録の提出を請求することができるということになっております。

また、それぞれの地方公共団体において、情報公開条例が制定されておりまして、住民はこの条例に基づいて情報開示を請求することが可能であるわけでございまして、このような旧来の情報公開制度、それから、改正案を成立させていただければ、そういう仕組み等によつて今までのような問題については解決をするという法的な手だては十分担保されているというふうに考えます。

○石橋通宏君 時間が参りましたので、これで終

わります。積み残した点がありますが、あとは同僚の小西委員に譲りたいと思いますので、ありがとうございました。

○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋之でございます。今日は質疑の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

昨年の通常国会、六月の二十日でございますが、やはりこの委員会にお邪魔をさせていただきまして、議員立法によりまずいじめ防止対策推進法の質疑をさせていただきました。この法律でございすけれども、民主党の中では那谷屋先生、また斎藤先生、また与野党協議の中では柴田先生、この委員会のメンバーでは出席をされた。そうした超党派の議員の立法によりまして、そして国会の成立でございすけれども、あの参議院選前の委員会でもございましたので、政局模様になりつつある中、六月二十日の衆議院の本会議で上がつた法律をすぐ六月二十日のこの参議院の文教委員会が審議をいただきまして、当時の水落筆頭理事、また民主党の林久美子理事、そして何よりも丸山委員長の御判断の下に、六月の二十一日の本会議に上げることができたと。二十二日以降はもう国会はほぼ止まりましたので、まさに子供たちを救う御判断を皆様にといただいたことは、心より敬意を表させていただきます。

その上で、この度の閣法の地教行法の改正でございすけれども、この大津のいじめの自死事件、今日はあちらに御遺族の方が傍聴にいらしてありますけれども、それが一つの大きな立法事実、いじめを始めとする子供たちの命に関わる残念ながら教育委員会や学校の不適切な対応というものが社会的な事実としてあった、それを解決するための立法であるというふうな御説明がいただいているところでございます。

ただ、残念ながら、私、先日、決算委員会の方で下村大臣、あと文科省の皆さんに御質問させていただいたんですけれども、今なお残念ながらいじめの自殺が止まらず、また残念ながら教育委員会を始めとする遺族の二次被害の問題というものが

が続いているところでございます。立法者の一人としては、実はきちんとした対策をしていただければそうした子供の自殺あるいは遺族の二次被害というものはとにかく防げるのではないかと、そういう確信の下で、実は、また御質問させていただきますけれども、世界でももう随一のいじめ対策法を作らせていただいたというふうに思っているんですけれども、是非、文科省の方は、しっかりとこの制度の正しい理解の周知に努めていただきたいと思います。

本日は、そうした閣法に盛り込まれております地教行法の改正事項が、既に成立しております、執行されていますいじめの法律の中で、よりどのようないじめの法律を機能化あらしめていただけるものなのかどうかということについて質疑をさせていただきます。

初めに、下村大臣に伺わせていただきたいと思

います。

この度の改正法の中で総合教育会議を設置した究極の趣旨、目的などでございますけれども、今まで国会質疑の中などでこの教育会議の設置理由として、首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進するというふうにおっしゃっております。ただ、更に掘り下げなければいけないのは、いかなる連携により、いかなる民意の反映の確保により、いかなる、どのような教育行政の推進を目指されているかということでございます。

大臣、四月二十五日の衆議院の文科委員会でございますけれども、大臣の御答弁の中にこの改正の趣旨として、大津のような問題は今までの制度で解決できるということであれば、この抜本的な改革案を今国会に出す意味はないわけでございす、今国会へ出しているというのは、当然、そういう問題を構造的な問題として捉え、解決するためにもそもそも法案を出している前提があるという趣旨の御認識を示されております。そして、この改正法の目的というのは、子供の不幸を少しでもなくしていくことというふうに述べられ

ているところでございます。

そうしますと、一層の民意の反映と言ったときのこの民意の意味でございすますが、つまるところ、その民意というのは当事者としての民意、つまりいじめの被害者やその保護者ですね、いじめを受けたお子さんやその保護者、つまりいじめにより傷つけられ失われた尊厳の救済、つまりその尊厳を保持、回復することと同時に、また、この当事者以外の市民や住民の方々がそうした残念な、あつてはならないいじめの事案、あるいはあつてはならない教育関係者等の対応に対して、本来はこうあるべきだと共感し受当と受け止めるであろう当然の社会的な通念、そうしたものがこの民意ということであると理解してよろしいでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) まず、今、小西委員から御指摘がありました、あの昨年の通常国会でいじめ防止対策推進法、まさに超党派の議員立法で、非常に会期末成案が危ぶまれるような状況がありました、各党がそれぞれ努力をしていただいて法案成立をしていただいたことに対して感謝申し上げます。

それを受けて、文部科学省としても基本方針を定め、また各自自治体においても条例等を制定してもらふことによつて、もちろん学校現場は当然ですが、しっかりと対応できるようなことについて、この法律が制定されたことによつて大きく前進したのではないかと思います。

今回の地教行法の改正ですが、これはきつかけはおっしゃるとおり、あの大津市におけるいじめ事件であります、これだけではなくて、基本的にやはり教育委員会そのものが戦後構造的ないろいろな問題点があるということが、大津だけでなくほかの部分でも、ほかの自治体においても指摘されたところでもありまして、そういう抜本改革をしていく必要があるのではないかと位置付けの中で、教育委員会が責任ある迅速的確な対応をするための制度設計をどうするかということについて、これはいじめ問題以外においても対応し

ていくという必要があるという認識の下で改正案を出させていただいているわけでございます。

今回の改正によりまして、御指摘の民意を代表する首長が総合教育会議を開催し、教育委員会と対処策についても議論することが可能とするような制度設計をすることによりまして、このいじめ事件のようなそういうことに対して迅速な危機管理体制の構築を図るといふことも的確にできるのではないかとこのように考えております。

○小西洋之君 済みません、ちょっと少し明確にいただけたかったかもしれないので、重ねて伺いますけれども、民意の反映というふうに趣旨を述べられておりますが、改正の趣旨を。その民意というのは第一条の四の第二号でございましてけれども、まさに子供の命、身体に被害が生じる、あるいはそのおそれ、今いじめに限った御議論を申し上げさせていただいておりますけれども、そうした当事者の思いが、残念ながらまずはいじめによって死に追い込まれてしまった子供、また第二は、そういう本当にこの上ない悲惨を受けたにもかかわらず残念ながら適切な対応を教育委員会等が取らなかったために受けてしまった二次被害、そうしたものを二度と起こしていかない、つまり、そうした当事者のそういう尊厳を保持、回復するという意味での当事者の民意というのは間違いないと含まれているというふうに解してよろしいでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) これは、いじめ防止対策推進法という一つのことに絞った法律ということではなくて、教育委員会制度の抜本改革でありまして、必ずしもそれだけを対象にした法案ではありませんが、民意ができるだけ反映できるようにという仕組みとしての、いじめ問題についても緊急対応ができるという意味での総合教育会議を設置したということもありますし、今までよりもよりの確に反映できるように、そういう制度設計としての教育委員会制度改革であるというふうに考えております。

○小西洋之君 済みません、ちょっと一番大事な

ところですので重ねて伺いますけれども、第十一条の八項ですね、教育長が子供の教育を受ける権利の保障に万全を期すと、そういうことをあえてまた明文で入れておりますけれども、もちろん、日本国憲法あるいは教育基本法からある教育の一番の目的そのものでございますけれども、子供たちの教育の受ける権利というものを十分に保障していく、全ての教育に関する法制度はそのためにあるんだというふうに当然理解されるわけですが、

その中で、あえてこの総合教育会議を設け、かつ、第二号を設けて、申し訳ございません、最後に教育委員会制度全体の改革の御質問もさせていただきますので、前半はいじめの話に特化でお願いしたいんですけれども、そういう当事者の民意で、今までも十分対処されなかった当事者の民意に対して適切にそれは対処していく。もちろん、当事者だけの、被害者だけでなく、それは加害者も当然あります。それはもう当然のことですけれども、少なくとも被害者の民意というのは、民意の一層の反映という改正趣旨の中には当然含まれているという解釈でよろしいでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) 第十一条の第八項、「教育長は、」とちょっと間を抜いて、「第一条の二に規定する基本理念及び大綱に則して、かつ、児童、生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期して当該地方公共団体の教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならない。」ということでありまして、必ずしも被害者に特化しているということではありませんが、幅広く、当然これは、児童生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期すという中には、できるだけ関係者の方々の意見も十分反映させるということは当然入っていることだと思います。

○小西洋之君 ありがとうございます。

今大臣は十一条八項の教育長の、教育を受ける権利の趣旨について答弁をいただいて、その中には、幅広いという意味も含めて当然被害者、当事

者の立場、民意というのが入ると。その教育長が参画するのが総合教育会議でございしますので、この議題事項である第二号には講ずべき措置、第一条の四の二号には当然その被害者の民意というのが含まれるというふうに解させていただきます。

では、更にちょっともう少し具体的に質問をさせていただきます。今般の法改正でございましてけれども、既にある特別法であるいじめ防止対策推進法をより機能あらしめるためにもある立法だというふうに理解をさせていただいておりますけれども、文科省に伺わせていただきますが、いじめ防止対策推進法で措置されておりますいじめの対策、そのいじめ対策の法律の規定事項、あるいは、大変失礼いたしました、下村大臣とあと上野政務官のお力によって法律の趣旨を本当に適切に反映していただいた、より具体的に、よりすばらしく反映していただいた国の基本方針を昨年十月にお作りいただきました。そうした国の基本方針、あるいは法律の成立時に成立している附帯決議があるんですけれども。

この法律の概要のポンチ絵を今配らせていただいておりますけど、一枚おめくりいただきました。法律の附帯決議が付けられております。法制度全体の運用に係るような重要な部分に下線を引かせていただいておりますけれども、例えば右のページの三という、これ参議院の附帯決議でございましてけれども、いじめの被害者に寄り添った対策が講ぜられるように留意するということや言葉でしたり、あるいは左の五、これ衆議院でございましてけれども、重大事態への対処に対しては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあつたときには適切かつ真摯に対応するといったような、制度運用全体に係るようなその理念が規定されているところでございます。

繰り返しますが、法律、国の基本方針、こうした附帯決議にうたわれている地方行政が関わるようなそのいじめの対策、その趣旨というのは、この今回の法改正の中にも当然に適用がある

というふうに解してよろしいでしょうか、文科省。

○政府参考人(義本博司君) お答えいたします。総合教育会議につきましては、首長と教育委員会という執行機関同士の協議及び調整の場という位置付けのものでございまして、委員御指摘のいじめの対応等におきまして、いじめ防止対策法に基づき対応が行われるよう適切に活用されるものと考えております。

さらに、御指摘いただきましたこの法律の施行に合わせて決議されました附帯決議、あるいはこの法律の立て付けに基づきまして制定いたしましたいじめ防止基本方針につきましても、総合教育会議の運用に当たりましては当然踏まえるべきものと考えております。

○小西洋之君 答弁ありがとうございます。

審議官、今お手元のこの附帯決議のページで、必ずしもダイレクトに地方行政、教育行政に係るものではないとも思われるので、この衆参の附帯決議の中であえて必ずしもダイレクトではない、係るものではないかなと思われるもの、つまり逆に言えばそれ以外は全部この趣旨が及ぶということですけど、ちょっと挙げていただけますでしょうか。

○政府参考人(義本博司君) 例えばでございますが、参議院の附帯決議の二号で、いじめは学校種を問わず発生することから、専修学校など本法の対象とならない学校種においても、それぞれの実情に応じて、いじめに対して適切に対策が講じられるよう努めること、あるいは同じ附帯決議の四号におきまして、国がいじめ防止基本方針を策定するに当たっては、いじめ防止等の対策を実効的に行うようにするため、専門家等の意見が反映されるよう留意するとともに、本法の施行状況について評価を行い、その結果及びいじめの情勢の推移等を踏まえ、適時適切の見直しその他必要な措置を講ずることなどについては、主に国あるいは一般的に定めたものと理解しております。

○小西洋之君 ありがとうございます。私もお

態の対処に当たりましては、いじめを受けた児童生徒やその保護者から申立てがあったときについては、適切かつ真摯に対応すること、これはさつき委員御指摘の衆議院の附帯決議で盛り込まれたこととございますので、この点は重要だと考えております。

総合教育会議を招集するかどうかにつきましては、第一条の四第三項によりまして首長が判断するものでございますが、首長が招集するに当たっては、被害者遺族からの申立てにより招集を判断する場合もあり得ると考えております。

○小西洋之君 是非そうした運用を、申し上げましたように、私は、まず学校と教育委員会にもう頑張つていただいて、こういう不適切な対応が総合教育会議などで議論をされる必要がないように是非していただきたいんですけれども、実は残念ながら、そうしたことが今なお、いじめの法律だけで私はいじめ対策というのは十分完結するだけの内容を盛り込んでいるとは思っていただいても、十分機能していないところありますので、この総合教育会議の招集に当たって、いじめの被害者あるいは当事者からの申立てを受けて、もちろん招集するかどうかは首長の専断的な判断事項ではございますけれども、そうした運用を一般化していただきたいと思ひます。

その関連でちょっと御紹介させていただきたいと思うんですけれども、下村大臣の下でお作りいただいた国の基本方針なんですけれども、重大事態と思われるようなケースが起きた場合に、学校や教育委員会は重大事態ではないと思うと。ただ、いじめを受けた当事者や保護者の方が、これは重大事態だというふうに思った場合、二十六ページにこういう記述がございます。「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たる。」と。

こういうのが、まさにこういう具体的な、被害

者に寄り添った、あるいは真摯な要請に対処するということが具体的に書かれておりますので、是非この趣旨を参酌して、首長への会議の招集のプロセスにおいてもこうした運用を是非一般的に認めて広めるように文科省も力を尽くしていただきたいというふうに思ひます。

では、更に質問を重ねさせていただきます。もう少し言葉の定義でございすけれども、結果、今、「場合等」のケースに、必ずしも生命などに関わらなくても、いじめの法律の重大事態などのケースも入るといふような答弁をいただきました。

では、重大事態などのケースが対象になった場合に、それに基づいてこの会議の場で議論をされる、会議の目的でございすけれども、講ずべき措置、何をこの会議として議論をして、役割分担を調整の下にやっていくかということとでございすけれども、重大事態への対応については、いじめの法律の二十八条とあと三十条で教育委員会や学校の取組、特に教育委員会の取組がありまうけれども、要するに、この二十八条、三十条で教育委員会の求められている取組、それが必ずしもうまくいっていないような場合はこの協議の対象になり、教育委員会がしかるべき対応をその議論の結果として、もちろんやるかやらないかを判断するのは教育委員会ですよ、制度上は、やると。つまり、二十八条や三十条の教育委員会のいじめの法律で規定されているその対策というのは、この講ずべき措置として総合教育会議の議論の対象に全てなると、そういう理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(義本博司君) お答えいたします。総合教育会議におきましては、児童生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、若しくはまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずるべき措置ということにつきまして協議、調整するということになっているところとでございす。

いじめ防止対策推進法第二十八条に規定する組

織によります調査、あるいは同法三十条に規定します首長による再調査等のいじめ防止対策推進法に規定する対処につきましては、第一条の四第一項第二号の講ずべき措置に該当するといふふうに考えております。

○小西洋之君 答弁をありがとうございます。

つまり、二十八条、三十条の教育委員会の対応が適切かどうかを議論をしていくと。議論していくに当たっては、先ほど御確認をいただきました被害者に寄り添った対策あるいは真摯な対応、あるいは被害者に法的な説明責任を果たすといふことは、教育委員会が、教育委員会や学校が知り得たいじめの事実関係について、かつその調査して知り得たものについて、被害者への説明責任を全うするといふこともあのいじめの法律で規定されておりますので、そうしたことがちゃんと図られていくような教育会議の運用をやつていただきたいと思ひます。

この教育会議の運用の在り方ですけれども、第九項で会議の運営に関して必要な事項といふふうにありますけれども、そうした被害者について十分配慮をした、寄り添った対策あるいはその運営をやつていくといふようなことを会議の運営事項として定めることは可能であるといふことでよろしいでしょうか。

○政府参考人(義本博司君) 今委員御指摘いただきましたようにいじめ防止法二十八条による調査ですとか、あるいは三十条におきます再調査等の対処につきましては、被害者遺族の要望、意見を十分聴取するとともに、できる限りの配慮や説明を行うこと、あるいは被害者に適時適切な情報提供を行うことなど、いじめ対策防止推進法に則した対応を行うことは重要であると認識しているところとでございす。

その上で、今御指摘いただきました地教行法の改正の第一条の四、九項の運営の事項でございす、これは運営の一般的なルール、例えば首長又は教育委員会からの協議議題の提示の手続あるいは議事録の作成及び公表、非公開とする議題等の

指針などについて定めることを想定しておりますけれども、いずれにしましても、地方自治体の判断により適切な運営事項を定めものといふふうに考えております。

○小西洋之君 いずれにいたしましても、判断で適切なものを定めていいということとでございすので、別に否定もされていないことだと思ひます。まさに一層の民意を反映するためにわざわざこういう会議体を置く以上は、子供の教育を受ける権利といふものを間違ひなく担保していくために、こういう会議の運営方針、つまり被害者の意向などに真摯に対応していくと、そういう運営方針を是非いんな自治体で定めていただきたいと思ひます。

では、もう少し、この会議がどのようにいじめの法律を機能あらしめていただけるものか、確認をさせていただきます。

四月十八日の衆議院の文教委員会での政府参考人の答弁によりますと、いじめが起きた場合の緊急事態、まさに時間的に切迫したときの緊急的なこの会議の対応として、学校や教育委員会の対応を検証すること、あるいは事件発生後の学校や教育委員会の対応方針を改めて検討すること、あるいは、これは少し時間たつてやるかもしれませんが、その他、当該学校あるいは自治体全体としての再発防止策の検討や立案について議論する、あるいは首長の再調査の必要性の判断などについてこの会議を活用することができるといふふうになされているところとでございす。

まさに、先ほどから申し上げております実際のいじめの事件が起きた場合に、これ、いじめの法律が施行後なんですけれども、まだ残念ながら、どういふ残念な対応がなされているかについて少し御紹介をさせていただきます。

済みません、三つ資料を配らせていただいております、左上に国の基本方針といふふうに記させていただきます。右の資料(5)といふのを、ちよつと裏表のコピーで見てくると恐縮でございすけど、ページの右上に資料(5)と、縦の右上に

でございますけれども、御覧いただけますでしょうか。

これは、今日、今まさに傍聴をいただいております大津の自死事件の御遺族の方が、私が決算委員会ではじめの法律の施行状況について質疑をさせていただいたときに、私が審議の参考に委員会に出せるようにということで私に出していただいた報告の文書でございます。

内容について少しきつままで御説明をさせていただきますけれども、上の下線を引いてあるところの真ん中ですけれども、残念ながら、学校や教育委員会においては、法律、基本方針、これは国の基本方針に沿った適切な対応がなされていないのが現状ですと。

その次の、二十八条の重大事態の対処のためのガイドラインの制定をというところの下線部分ですけれども、重大事態の対処を定めるいじめ防止対策推進法二十八条等の解釈を恣意的に歪曲した対応が学校や教育委員会においてなされていますと。

下の下線でございますけど、親の知る権利を実現するための法的な説明責任であるはずの情報も開示されず、被害者から見て公平、公正、中立、独立性が担保されたと見える第三者委員会、これ教育委員会に設置される附属機関ですけれども、弁護士などが参加するはずの、そうしたものの設置もままならない状況であると。

その下に具体的な、いじめの法律、また国の基本方針を作ったいただいた後のケースを書いているところでございます。

〔理事石井浩郎君退席、委員長着席〕

山形県のケースでございますけれども、教育委員会がアンケートの開示を拒んで、また先ほどから御紹介を申し上げています、遺族に寄り添った、あるいはその意向に真摯に対処する、そうした法律の方針というものを、規範というものを無視して、自らの判断で第三者委員会を設置する。これ、ちなみに市の顧問弁護士が調査委員会のメンバーに入ったそうです。こういうの、やはりな

かなか公平、中立性というものが、にわかにはうずき難いということがあろうかと思えます。

また、広島県のケースは先ほど御説明したケースでございます。

あるいは、この奈良県のケースでございますけれども、これは法律の成立前後で起きたものでございますけれども、これは残念ながら首長と教育委員会が同じような考え方の下に、やはり首長の顧問弁護士を委員に入れて、アンケートの開示に応じないというようなことが行われたものでございます。

また、これ法律ができる以前の話ですけれども、鹿児島県のケースでございますけれども、まだアンケートの開示がずつとなされず、開示請求をしたんですけれども及ばず、遺族は訴訟にまで追い込まれているということでございます。

それで、一番最後の二行ですけれども、新法の趣旨にのつた実効性のある適切な対応がなされるためにも、国において速やかな具体的な実効性のあるガイドラインを策定していただきたいというような報告書が出されているところでございます。

今申し上げましたような教育委員会の残念な対応を是非総合教育会議の仕組みを利用することによって適正あらしめていただきたいというのが、私の今から何わせていただきたいことでございます。

こうした残念な社会事実を基に、私もいろいろ法律を作り、またこういういじめの法律の逐条解説も実は書かせていただいたんですけれども、そのうした中で、こういう事件が起きたときにやらなければならないということが大体類型化が今されているというふうに認識をしております。

例えば、重大事態ですね、自殺等が発生したときに、まずその初動の対応、教育委員会や学校の初動対応が適切になされているか。アンケートの実施というものが適切な方法で適切なタイミングでなされているのか。また、そのアンケートの結果について、被害者遺族について適切な法的説明

責任の最大限の全うがなされているのかどうか。

あるいは、その調査機関ですね、二十八条の下で教育委員会に設置される第三者委員会でございますけれども、その委員会の委員の人選、先ほど申し上げましたけれども、適切にそれがなされているのか。適切な意味というのは、被害者から見ても公平、中立、公正などの観点で確保されていなければならないというのがいじめの法律の規範でございます。また、その第三者委員会の設置者、運営の要綱の策定について、あとさき申し上げた委員会のメンバーの人選もですけれども、被害者への説明責任やあるいは意向の把握、あるいはその尊重というものが適切になされているのか。

あるいは、実際、この委員会を動かすに当たりまして、残念ながら隠蔽をちゃんと防ぎ、かつ委員会の適正な調査を遂行することを確保しなければいけません。やっぱりそれに当たりましては、まずは被害者から見たときに、あるいは保護者、あるいは遺族の方から見たときに、どういう事件だったと認識しているのか、そういう被害者の方々のその意見というものをしっかりと把握をしていくということ。

あと、これ大津の御遺族の方も最も強調されておりますけれども、教育委員会や学校が持っている情報を二十八条の教育委員会の附属機関に必ず、まあ当たり前なんですけど、これやらなかったら明確な法律違反ですけれども、二十八条違反ですけれども、提供をする。当たり前のことなるとすけれども、そういう情報の提供をもう必ずやるんだということをしっかりとこの総合教育会議の、事件があつてすぐ招集されるその会議の中でそういう運用方針を確認していただく必要があるうかというふうに思います。

さらに、教育委員会や学校が持っている情報を二十八条の組織に提供するだけではなくて、先ほど申し上げました被害者遺族に対する説明責任も最大限に全うしていただかなければいけませんので、やはりそうした資料も、これ先ほど石橋委員

が質問されていたことでございますけれども、これもやはりそういう被害者サイドに適切に提供していただくということでございます。

大津の御遺族が御自身の御子息様の事件で裁判をなさいますと、これは教育委員会の対応が不適切であつたということについての裁判であつたわけでございますけれども、結果、教育委員会は敗訴しまして、上訴をいたしませんでした。判決、確定しております。

そこでの判決の内容でございますけれども、遺族が子の自殺の原因を調査することは、子が自殺した親の心情としては理解しているところであり、遺族への情報開示に当たっては、遺族の子の自殺の原因を調査したいという希望について一定の配慮を行う必要があると。具体的には、安易に全てを開示とするのではなくて、調査と関係のない第三者への情報提供を行わないとするような条件を付した上で、つまり、あらゆる限りの工夫をしるというところで、つまり、あらゆる限りの積極的な工夫をした上で、その情報の開示、最大限の情報の提供、説明責任の全うをするということをしななければいけない。

あるいは、個人情報保護条例の運用に当たつても、全て駄目ではなくて、もう今申し上げたような、あらゆる工夫をしてもなお無理だということも以外に出す、つまり、あらゆる工夫をしても出せないものを限定すべき注意義務、これは法律上の注意義務です、これをしなかつたら、これは確定裁判ですから、一般的にも違法を帯びるというふうに私は理解をさせていただきますけれども、まあ、そういう理解で当然だと思っておりますけれども、あるいは、石橋議員がおっしゃっていたことで、学校が持っているのか、それをまずはその当事者に、もう隠さずに明らかにする義務があるというふうに判示されているところでございます。

私も、立法者としてこの判決の考え方は、もう本法の趣旨に照らして正当なものであり、むしろ当然のものであるというふうに考えております

し、そういうことを逐条解説にも書かせていただいておりますけれども、こうした、しっかりとした今までの、なぜこうした立法を行わなきゃいけないのか。もちろん、いじめの対策だけでもないし、被害者のための法制度改革ではございませんけれども、一つの重要な立法事実であるということでございますので、であれば、こうしたことが起きないような総合教育会議のその運営方針というものを、しっかりと首長と教育長で議論をして、確認をして、かつ、それを当事者にも説明をする、もちろん、公表もされるわけですから、もし、していただきたいと思えます。

今申し上げました、その事件が発生したときの対応と、あと二十八条の調査が始まった場合にも、ちゃんと資料が適切にその二十八条組織に提出されているのか、あるいは被害者に対して適切なタイミングでそういう説明責任が全うされているのかどうか、あるいはその調査が完了した場合に、その調査が適切なものであったのか、あるいは首長の再調査ですね、再調査をするに当たってその判断でございませうけれども、例えば、総合教育会議の運用において、二十八条組織の中でそれに参画した弁護士の方ですとか学者の方ですとか、そういう方々をヒアリング、この法律の第一条の四の第五項に、学識経験あるいは関係者を意見聴取ができるようになっておりますから、そうしたことをやっていただく。あるいはその当事者ですね、その被害者の、あるいはその遺族の当事者の方をヒアリングに呼んでいただく。あるいは、なお十全にやるために、調査に関わっていない第三者有識者をこの第五項の規定に基づいて呼ぶ。そのようなことにして、二十八条の調査の適正性あるいは首長による再調査の判断の適正を確保すると。

以上、申し上げましたようなことについて、総合教育会議では当然議論はできるし、当然こういうことをそれぞれの事案対処の方針として定めることができるという理解でよろしいでしょうか。文科省、お願いいたします。

○政府参考人(義本博司君) お答えいたします。いじめ防止対策推進法に基づきまして、自治体あるいは学校を含めまして適切な対応がなされるように総合教育会議において協議を行っていくというのには一定の意義があると思っております。

委員御指摘の、例えば、アンケートの実施等、初動対応が適切になされているか。あるいは、いじめ防止対策推進法二十八条一項に定める組織による調査を行うための組織設置に向けた対応や、あるいは当該組織の運用状況について適切になされているか。あるいは、被害者遺族への適切な情報の提供がなされているか等について協議することとは考えられたことでございます。

○小西洋之君 重立ったものを挙げていただきましたけれども、当然、さっき二十八条、三十条は全部取組は協議対象というふうにおっしゃっていただいておりますので、当然協議できて、しっかりとそういうことを確認しながら進めていただきたいというふうに考えます。

済みません、ちよつと時間が迫ってまいりましたので、少し私の方で申し上げさせていただきますけれども、先ほど奈良県の例で、残念ながら首長、あと教育委員会が両方とも、これ結果は実は文科省の指導によつてこの奈良県のケースは委員のメンバーが替わったんですけれども、私もお手伝いさせていただいたんですけれども、なので文科省から見ても間違つていた対応なんですけれども、つまり首長も教育委員会も間違つてしまう場合があるわけでございます。こうした場合には、やはり遺族の、当事者の意向をもつて、さっきの第五項で、本当に首長や教育委員会のやっていることが正しいのかどうか、そういう学識経験者あるいは関係者からのヒアリングをするというふうなことをちゃんとやっていただきたいと思えます。

あともう一つ、この総合教育会議の活用の仕方なんですけれども、重大事態が起きたときに調査をするわけなんですけれども、大津市の例を見ますと、有名な教育評論家の尾木先生や有名な弁護士の方々が参画されておりますけれども、あの

方々が個別のデータを全部見て調査、それに近いことをやられたそうなんですけれども、ただそれを全部やり切るといふのはやはり難しゅうございまして。そうすると、どういふことかと申し上げますと、その調査委員会には要るんですけれども、その委員会を支える調査の事務スタッフ、これは若手の弁護士ですとかそういう方がなるようなケースが多いらしいんですけれども、そういう方々も必要だと。すると、当然予算が必要になりますので、まさにそうしたことをこの総合教育会議の中で首長と教育委員会の方でしっかりと議論をしていただきたいということをお願いをさせていただきます。

あともう一つ、今回の法改正、仮に国会で成立した場合ですけれども、それ以前に起きた事件についても当然この会議の対象になるというふうに理解してよろしいでしょうか。イエス、ノーだけで、済みません、お願いいたします、結論だけです。

○政府参考人(義本博司君) 今御指摘いただきました法施行前に発生した事案につきましても、以前に発生した事案について、例えば施行後において教育委員会が本来なすべき措置がなされていないことによりまして児童生徒等の生命、身体に現に被害が生じ、又は被害が生ずるおそれ継続している場合には、総合教育会議の協議、調整の対象になると考えております。

○小西洋之君 ありがとうございます。実は、いじめの法律も過去の事案についての直接の適用規定はないんですけれども、さっきのこの法律の図の三ページ目を御覧いただきますと、左上の下線の部分ですけれど、実は今御答弁いただいたものと全く同じ考えで、過去の事案について適用の対象になるというふうにしてあるところでございます。起きた事件について子供の尊厳の回復がまだ図れていない、あるいはそれに基づく再発防止策がなされていない場合は当然に対応になると。なので、先ほどの鹿児島県のケースです、ね、鹿児島県のケースなどはまさに議論しようと思

えばできるわけですので、そうした取組についても、文科省も、強力な指導権限は持つておりますけれども、それは別として一般の行政指導の範囲でも引き続きしっかりと対処をお願いしたいというふうに思います。

では、次に移らせていただきます。今伺わせていただいたことでございますけれども、この総合教育会議の仕組みを使つてより実効的ないじめの法律の運用を、特に今まで残念ながら十分法律施行後もうまく適正に執行できていなかった部分が改善が得られるのではないかと、いうようなことを確認をさせていただきました。

ただ、そもそも大事なことは、やはり教育委員会がしっかりと機能することでありまして。このいじめについては、実は、このポンチ絵の絵を見ていただきたんなんですけれども、この左側のこの図が教育委員会の図なんですけれども、この図が教育委員会の中にいじめ対策の附属機関というものが置かれることになっております。これは何かといいますと、先ほどから申し上げております二十八条のときにこの教育委員会に置かれるのは、それはアドホックな、重大事態が起きたときのアドホックなものなんですけれども、それではない常設機関でございます。つまり、二十八条の重大事態が起きたときにその対処をすぐできるものでもあり、あるいは常日頃からその地域のいじめの防止と早期発見と事案対処を適切にあらしめるためのそういう附属機関というものが置けることになっております。下村大臣にお作りいただいた国の基本方針におきまして、この十四条の三項の教育委員会に置く常設の附属機関なんですけれども、非常にその意義を強調をさせていただいているところでございます。

この十四条の三項でございますけれども、先般の決算委員会でも、参考人にもお願いしました日本弁護士連合会、日弁連の子どもの権利委員会の幹事であり、いじめ問題対策P.Tの座長をされている村山先生という方から答弁をいただきました。国の基本方針で、専門家の参画を求めるときは弁

護士会等の職能団体に推薦を求めて、公平性、中立性を確保するように努めることとされていることとの関係で弁護士会に推薦依頼が来るであろうということについて、法の趣旨や国の基本方針の内容の解説を添えて、全国の各弁護士会にそのための体制を整えておくように要請をしていると。私も同うと、全国の各地域でこの取組を、つまり各教育委員会の附属機関に弁護士の先生、子供の権利の問題や救済の問題について理解あるいは経験のある方を今用意をしていただいているようになっています。

ですので、文科省に伺いますけれども、そもそもこの教育委員会会議にかからないように、あるいははかかったときも、教育委員会もあるいは首長もそのいじめの事件について適切な事実関係の把握をしないといけませんので、そうすると、やはりこの附属機関による調査、確認というのがもう当然の前提になりますので、そうしたことも踏まえてこの十四条の三項の設置というものをどんどんやっていただきたいと、それについて文科省も全力でサポートをしていくと。もうむしろ国の基本方針では設置していただかなければいけないぐらゐの書きぶりになっているんですけれども、そうした理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人（義本博司君） お答えいたします。

いじめ防止対策推進法第十四条三項の機関につきましては、法律の立て付けとしてはできるということでございます。必置ではございませんが、この組織自身が日常的な地域におきますいじめの予防ですとか早期発見等について実効性のあるような取組をしていくというその重要性に鑑みまして、国の基本方針につきましてはその設置が望ましいという形でその考え方を明らかにしているというわけです。

○小西洋之君 関連で、この十四条の三項の附属機関の設置については、この総合教育会議の第一号ですね、重点的に講ずべき施策としても取り上げることができるという理解でよろしいでしょうか、別に排除されていないと。

だけでやってしましますと、これはもう法治国家について恐ろしいことだと思います。それは同時に、そういう法治国家に対する、世の中の法規範に対する考え方、あるいは子供の道徳に対する考え方、つまり、国民の命が関わる問題でございしますので、それをこういう考え方、こういう手続でやってしまふのか。これ教育の在り方についても非常に重要な問題でございしますので、安倍内閣の重要な閣僚であられる下村大臣におかれましては、どうか安倍総理をいさめる、閣議決定を止めるといふことをよろしくお願い申し上げます。

○委員長(丸山和也君) 時間です。お願いします。

○小西洋之君 質疑の機会をありがとうございます。

○委員長(丸山和也君) 午後一時三十分再開することとし、休憩いたします。

午後零時二十八分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(丸山和也君) ただいまから文教科学委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、小西洋之君が委員を辞任され、その補欠として櫻井充君が選任されました。

○委員長(丸山和也君) 休憩前に引き続き、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○矢倉克夫君 公明党の矢倉克夫です。

今日は、総合教育会議についてお伺いしたいと思います。

まず、大臣にお伺いいたします。総合教育会議の趣旨は、これまで何度も確認されておりましたが、首長と教育委員会の連携を図るという点であります。それで、そもそもなぜ連携が必要であるのか。裏を返せば、これまで連携がなかったこと

でどういう不都合があったのかという問いにもなると思いますが、その点について御所見をいただければと思います。とともに、過去に比べてより連携が必要となった事情があれば、それも併せて御意見をいただければと思います。

○国務大臣(下村博文君) 首長は、現行制度におきましても、私学や大学等の事務を所管するとともに、予算の編成及び執行や条例案の提出を通じて教育行政に大きな役割を担っておりますが、首長と教育委員会の意思疎通が十分でないため、地域の教育の課題やあるべき姿を共有できていないという指摘があります。これは制度上はありませんが、実際は首長とそれから教育長、教育委員会メンバーが意思疎通をしている自治体もかなりあるというふうには聞いておりますが、制度上は担保されているわけではないということでありま

す。また、近年の教育行政におきましては、いじめや児童虐待防止、キャリア教育、地域における子育て支援、放課後子どもプラン、また、この四月からは、文部科学省、省令改正いたしました土曜学習、土曜授業の推進を教育委員会の判断でできるようにするということをいたしました。これは、首長がこれに対してどういう思いを持っているかが、結果的にその教育委員会がどの程度実施をするかどうかに相当影響しているところもござい

ます。こういうような分野において、首長の所管する行政分野と密接に連携する必要性が高まっております。こうしたことから、首長と教育委員会が相互の連携を図りつつより一層民意を反映した教育行政を推進していくため、総合教育会議を設置することとしたものであります。

○矢倉克夫君 大臣、御答弁いただいたとおりかと思ひます。連携がなかったことでまず形骸化が起こったという点もそうでありますし、今大臣から、キャリア教育や土曜授業等のお話もされておりました。

先週静岡で行われた公聴会においても、公述人

の一人が、生涯教育の比重等が高まったこと、これによって、これまで首長と教育委員会の権限がそれぞれ別にあつたものが重なる領域もどんどん増えてきたと、これが今総合教育会議というものも求められる背景の一つであるという御意見がありました。今大臣がおっしゃった御答弁もそのラインに沿う部分であるかと思ひます。

それで、この総合教育会議において、これまで度々議論となりましたのが、調整事項とは何かという点であります。今申し上げた総合教育会議設置の趣旨から考えますと、調整とは、首長と教育委員会それぞれが権限に属する事項、これ重なり合う部分について双方同じ立場で協議をし結論を出すものという理解であります。つまり、首長から教育委員会への働きかけという一方のものでは必ずしもないという理解をしております。

調整事項は何かという問いに対して、政府はこれまで、教育委員会の権限に属する事項のうち予算や条例等の首長の権限に関わる事項に限定されるという御答弁、何度もいただいておりますが、この発言の御意思もこの双方向性というものを踏まえたものである、このように理解もいたしております。後ほど、もし御意見があればいただきたいと思います。後ほど、そのまま続けさせていただきますけれども、事実、総合教育会議の機能としまして、教育委員会から首長に働きかけを行うことも期待をされているという理解もしております。

先日の地方公聴会でも、例えば、教育委員会が予算編成の過程においてもこれまで以上に関与することができるようになったと、これが一つ総合教育会議における意義であるというような発言も、興公述人であつたと思ひますが、発言もされておりました。

それで、問題は、この総合教育会議において、教育委員会が今言つたような主導権といひますか働きかけをするために必要な制度的担保がどのようになされているかという点であるかと思ひます。今現状の改正案では招集権や議題設定権は教

育委員会にないわけですが、この前提で、教育委員会がその会議の場においても首長に対して働きかけをする制度的担保がどこにあるのか、この辺りを文部科学省から御意見をいただければと思ひます。

○政府参考人(前川喜平君) 改正案におきましては、教育委員会は、その権限に属する事務に關して協議する必要があると考える場合には、首長に對し協議すべき事項を示して総合教育會議の招集を求めることができるとしていただいております。

総合教育會議は、首長の側からだけではなく教育委員会の側からも、例えば教職員定数の確保、教材費や学校図書費の充実など政策の実現に予算等の権限を有する首長との調整が必要と考えられる場合には、積極的に會議の招集を求めることができるものとござい

ます。○矢倉克夫君 今挙げていただいた一条の四の四項は総合教育會議の招集を求めることができるという、これはできるといふ権限規定であり、これに對して、當然ですが、首長が應じる義務があるかどうかというところは明記はされておられません。これはいろんな配慮があつてこのようにされていると思うんですが、九項において、前各項に定めるもののほか、総合教育會議の運営に關し必要な事項は総合教育會議が定めると規定もされております。

この点、その招集の在り方にしても、基本的には教育委員会の方から招集求めるような要請があれば基本は応じるというような形で運用も今後しっかりと文科省としても通知をしていただきたい。これは意見としてお伝えをしたいと思ひ

ます。今ありましたとおり、総合教育會議についても一点の不安は、首長による教育委員会への介入の場になるのではないかと一か所が一部あるわけですが、これを払拭し、會議が趣旨のとおり機能するために、やはり必要なことは議事の公開であると思ひております。

改正案は、議事録について、小規模自治体の負担を勘案し努力義務とすることとされております。通常、議事録という場合は、個々の発言を逐一記載するものである、このように理解をしております。そのような議事録であれば、この小規模自治体の負担軽減という趣旨、合理性はあるものと思っております。ただ他方で、詳細な議事録ではなく簡単な概要等を作ることは、これはできるのではないかと。あと、特に協議をした項目全て、こういう項目を協議したというようなことは、しっかりと記録に残して住民の方々全てに見ていただく。それを通じてしっかりと透明性のある、また特に不当な介入等もない、しっかりと会議運営がなされていたということを住民の皆様を巻き込んで監視をするというような体制もつくる必要はあるかと思えます。

この辺りの概要メモや協議の項目の作成について御意見をいただければと思います。

○副大臣(西川京子君) 教育委員会の議事録の公開につきましては、平成二十四年度の文部科学省の調査におきまして約半数、四八・七％の市町村教育委員会が公開をしております。全ての教育委員会に対して議事録の作成、公表を義務付けることは、先ほど先生がおっしゃったように、事務局人数の少ない市町村教育委員会においてはかなり厳しい事務負担となるだろうというところで努力義務にとどめたわけでございますが、文科省の調査は議事録の公開状況のみを一応調査しております。作成状況までは調査していないんですね。そういう中で、実は現行の地教育法が成立いたしました昭和三十一年当時、文部省が各地方公共団体に示した教育委員会規則案においては、会議録、議事概要ですね、を作成しなければならぬという規定が明記されておりますので、先生がおっしゃった簡単な項目をメモした議事録とか、簡単な議事録は恐らくある程度の教育委員会で作成しているだろうということは推測できるわけです。そういう中で、簡単な議事録概要のみを公開している市町村教育委員会が二二・一％、今でも

あります。

そういうことでございますので、住民への説明責任をやはり果たしていかなければいけませんし、この教育行政の透明化、そういういろいろなことは大変重要でございますから、法案が成立した際には、やはり施行通知や説明会などの機会を活用いたしまして、可能な限り議事録を作成し、公表するように指導してまいりたいと思えます。

○矢倉克夫君 ありがとうございます。

今、施行通知というふうなお話もいただきました。やはり、この総合教育会議、しっかりと運営なされるかどうかというのは、議事等も公開した上で、住民の方を巻き込んでその監視の下に置くという部分は非常に大きな要素であるかと思えます。引き続きよろしくお願いいたします。

次に、総合教育会議の機能について、具体例も挙げまして、空き教室を利用した放課後児童クラブの問題に関連をしてお尋ねしたいと思えます。安倍総理も先日、共働き家庭などの小学生を放課後に預かる放課後児童クラブの定員数をこの五年間で三十万人拡充するという方針を打ち出されました。その目的達成のためにも、先日も委員会で指摘させていただいたんですが、空き教室、これを利用して放課後児童クラブをこれ拡充していくということは非常に重要であるかと思っております。

ちなみに、平成二十五年五月時点で、放課後児童クラブとして空き教室が利用されている割合は二八・一％。これは、文部科学省所管の放課後子ども教室で空き教室が利用されている割合が七一・三％に比べると少ない数であるかと思っております。

この点、先日の委員会で大臣より、放課後児童クラブの空き教室利用が進まない理由は教育と福祉の意識の壁である、このように御答弁いただきました。ただ、大臣からまた、しかし総合教育会議を設けることによりこの壁を取り払う契機となるとの御趣旨の期待が述べられたと記憶をしております。

問題は、政府、これまで何度も空き教室利用ということを促進をいろいろ促してきた部分はあると思うんですが、なかなか先ほどの数字のような形の状態ではありまして。これまでなかなか功を奏しなかったところが総合教育会議を設置することとでなぜできるようになるのか、このような効果の部分で、総合教育会議の機能を明らかにする意味でも、大臣より御答弁をいただければいいと思います。

○国務大臣(下村博文君) 御指摘のように、学校の余裕教室等の活用状況につきまして、現在、放課後児童クラブ全体の約五〇％、放課後子ども教室全体の約七〇％という数字になっております。

小学校の近くに児童館などがある場合には余裕教室等の活用が必要ないこともあります。活用が進まない主な理由として、一つは、放課後児童クラブの多くの福祉部局が担当しており学校を所管している教育委員会との連携が必ずしも十分でないこと、また、学校施設の放課後の活動への利用が管理上の理由から教育委員会や学校の理解が得られにくいことなど、教育と福祉の関係者間における意識の壁があるのではないかと考えております。

文科省としては、ただいま御審議いただいている地教育法改正案において設けることとしております総合教育会議を活用し、首長と教育委員会が十分協議することによりまして、このような意識の壁を越え、児童や保護者など関係者の立場に立つて連携を深め、放課後の活動について学校の余裕教室等の積極的な活用が促進されるものと期待をしております。

また、放課後児童クラブ等への学校の余裕教室等の活用につきましては、厚労省と共同で一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の整備等を推進していく方向でありまして、教育委員会がその当事者となり一体型の運営に責任を持つようになるということによって余裕教室等の活用促進が一層図られるよう促してまいりたいと考えております。

○矢倉克夫君 大臣、御答弁いただいたとおりであると思えます。

意識の壁があつた部分を、今回大臣から関係者の立場に立つてというお話がありました。やはり総合教育会議を設けることで、そこに様々な地域のボランティアの方であつたりPTAの方であつたり、そういう住民の方々をそこに巻き込むことで、これまで壁があつたものを取り払う効果があるかと思っております。法律でも、一条の四の五項のところで、関係者からも意見を聴くことができる。この関係者としてまさに地域住民の方にその総合教育会議の場に入つていただいて、いかにこれまでなかなか壁があつてできなかった空き教室の利用が大事なものであるか、その意識を教育委員会等もしっかりと理解をしていくという過程は非常に重要であるかと私は思っています。

他方で、放課後児童クラブを学校の、保育用に空き教室を利用するということは現場教員の負担を増やすことになるという懸念も一部ございます。それに対しては今後どのように対処されるおつもりであるか、また御意見をいただければと思います。

○副大臣(西川京子君) 放課後対策を学校の余裕教室で活動する場合でありまして、これは当然その実施主体が、あるいは責任は学校ではなくて、放課後児童クラブが市町村の首長部局、そして放課後子ども教室は市町村の教育委員会が言わば責任者ということでございますので、放課後児童クラブのそして指導をする方も専任の指導員がいらっしゃいますから、直接教員の負担になるものとは考えておりません。ただ、放課後に児童が校内に残っているということで、安全面などで学校から、教員の負担につながるのではないかと、そういう懸念の声があることも承知しております。

文部科学省といたしましては、厚生労働省と連携いたしまして、今後、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室について学校内

への整備などを推進していくに当たって、責任の主体をより明確化していくことが必要であると考
えております。そのために、地方公共団体に對し
て実施主体や責任の主体が首長部局や教育委員
会であることをより明確に示していくことにより
まして、先生方の負担が増えることのないよう
に留意してまいりたいと思っております。

○矢倉克夫君 引き続き、よろしく願ひいたし
ます。

引き続き、また総合教育会議の機能について
尋ねいたします。

議論による首長との連携、これ教育委員会が通
じることによって教育委員会が保有する情報
が厚くなるとともに、教育委員会の視野が
広がる、このような意見があります。先週
の地方公聴会でも、こういう面がまた総合
教育会議の機能である、というような意見
が公述人からもございました。この件につ
いて大臣はどのようにお考えか、御意見
をいただければと思います。

○国務大臣(下村博文君) 総合教育会議におき
まして、大綱の策定を通じて、当該地方公
共団体の教育の振興に関する総合的な施策
の目標や施策の根本となる方針を首長と共
有したり、重点的に講ずべき教育施策につ
いて、予算の編成・執行権限や条例の提案
権を有する首長と教育委員会による調整や
保育と幼稚園、青少年健全育成と生徒指導
、放課後子どもプラン等の首長と教育委員
会の事務の連携が必要な事項について首長
と有識者等と議論をしたりすることにより
まして、教育委員の視野の拡大や教育委員
会の活性化そのものにも資するといふふう
に考えております。

○矢倉克夫君 教育委員と首長それぞれが
総合教育会議という場で連携し合うこと
で、お互いのノウハウを共有し合っ
て能力を高め合うという意義は非常に大
きいと思います。

そのような上のレベルにまた限らず、更
にその下にある、例えば首長の下とい
いますか、スタッフとして頑張ってい
らっしゃるのは知事部局である、また
教育委員会はこれから教育委員会事務局

という形、それぞれがそのレベルでも
またしっかりと人事交流などで交流し合
ってノウハウも共有し合っていくとい
う、この方向性もまた大事であるか
と思っております。

これについて、知事部局と教育委員
会事務局の人事交流の必要性、どの
ようにお考えか、文部科学省より御
意見いただければと思います。

○政府参考人(前川喜平君) 教育長や
教育委員を支える事務局職員
の資質の向上に向けて、教育委員
会におきましては、教員出身者のみ
ならず、教育行政の専門性を有する
行政職員の計画的な育成が重要であ
り、一般行政部局との人事交流も含
めまして、適切な人材育成が行われ
る工夫が必要であると考えます。

今回の改正案が成立いたしました
場合には、各地方公共団体の首長部
局と教育委員会事務局との人事交流
がより充実したものと成るよう取組
を促してまいりたいと考えておりま
す。

○矢倉克夫君 ありがとうございます。

今、知事部局と教育委員会の事務局
の人事交流について、一つ具体的に
なところからいくと、以前も私、委員
会で質問させていただいた私学のい
じめ問題について、現場の声の一つ
に、この私学のいじめの対処に当た
ってですが、教育委員会の管轄では
ない、じゃ知事部局が管轄であるわ
けですけど、そこに相談を持ってい
くという事態が生じるかという、こ
のいじめというものに対しての対
処のノウハウがなかなか蓄積されて
いない、というような現場の声を
聞きました。そういうような事案に
対応する意味でも、やはり知事部
局と教育委員会事務局の人事交流
やノウハウの共有というのは非常
に重要であるかと思っております。

その意味で、大臣から、このい
じめという観点からまた含めたこ
の人事交流の必要性についてど
のようにお考えか、御意見を
いただければと思います。

○国務大臣(下村博文君) 私立学校
におけるいじめ問題に的確に
対応するためには、知事部局の私

立学校担当部署に教育に関する専門
的知見を有する職員を配置すること
が望ましいと考えております。この
ため、知事部局と教育委員会事務局
の人事交流も一つの有効な方策であ
ると思っております。

なお、平成十九年の地教行法改正
におきまして、都道府県知事が必要
と認める場合には、都道府県教育
委員会に対し、学校教育に関する専
門的事項について助言、援助を求
めることができることとされたこと
でありまして、この規定を活用する
ことも可能でございます。

○矢倉克夫君 ありがとうございます。
引き続き、よろしく願ひいたし
ます。

○新妻秀規君 本日は、総合教育
会議として緊急事態への対応、教育
委員の資質向上、そしていじめ問
題について扱いたいと思ひます。

今回、愛知、静岡に公聴会に行
つてまいりました。その公聴会では
、総合教育会議について様々な
意見が出ました。

総合教育会議は、基本的には自治
体ごと、つまり、都道府県そして
市町村ごとの開催と承知をして
おります。しかし、総合教育会議
で扱うべき議題の中には複数の自治
体にまたがるものもあるのではない
か、このように思ひます。

例えば、防災教育はどうでしょう
か。共通の火山、原子力発電所の
近隣区域、そして洪水が懸念され
る川の流域、こうした複数の都道
府県や市町村にわたる広域の危
険事象に対して防災教育の企画
立案を検討する場合など、総合
教育会議の在り方としてどのような
取組が考えられるか、答弁を求め
ます。

○政府参考人(前川喜平君) 複数の
地方公共団体に共通する事項とい
うものは確かに存在するわけ
でございますので、そういった事
項につきまして複数の関係地方公
共団体の責任ある関係者が集ま
って協議をするというふうなこ
とは、大変有益なことであるとい
ふふうに考えております。

総合教育会議は、一つの自治体
の中における教

育に関する事項について、首長と
教育委員会が協議、調整し、相互
の連携を図るということを目
的とするものでございますので、
総合教育会議自体がそのような協
議の場になるというわけではござ
いませんけれども、御指摘のよう
な会議は関係機関の事実上の協
議の場として開催することが考
えられるところでございます。

○新妻秀規君 総合教育会議を
複数の自治体にまたがって開催
する場合の具体的な在り方とい
うのは、どういふふうにすれば
よろしいんでしょうか。

○政府参考人(前川喜平君) 総合
教育会議自体は各自治体の中
における首長と教育委員会との
協議の場でございまして、総
合教育会議を複数の自治体で共
同で開くということは法律の
想定しているところではござ
いませんけれども、事実上の在
り方としては、関係自治体の
首長と教育委員会が一堂に
会するというふうな場を設ける
ということは考えられるところ
でございます。

○新妻秀規君 分かりました。
続きまして、愛知での地方公
聴会におきまして、岐阜県の
教育長である松川公述人に
私からいじめ問題について
質問をしたところ、私学も含
めて適切な対応が必要であ
るとの回答をいただきました。
これを受けまして、私の方
から更問いとして、私学は
首長の専権事項であります
が、こうした質問を投げか
けたところ、松川公述人の方
からは、当然のことだと思
いますという回答がありま
して、両方が自分のテリト
リーを守っていることだけ
ではなくて、相互に調整を
して全体として県内の子
供たちの教育の充実を考
えていくという姿勢に立
つことが大事だと、こ
うした意見が表明されま
した。

ここで、私学を含めたい
じめ問題、また保育園も
含めた小一ギャップの
克服、私学、保育園それ
ぞれ首長の専権事項
であります、こうした課
題について首長の側
から提案をして総合
教育会議の

議題とすることは差し支えがないかどうか、答弁を求めます。

○政府参考人(前川喜平君) 総合教育会議におきまして協議、調整を行う事項につきましては、改正案の第一条の四第一項第一号が「地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策」と規定しているわけでございます。この場合におきましては、教育委員会の権限に属する事務のうち、予算の調製、執行や条例の提案など首長の権限との調和を図ることが必要な事項でありまつか、また、今御指摘のございました私立学校と公立学校との関係あるいは保育園と幼稚園との関係など首長と教育委員会の事務の連携が必要な事項、こういったことにつきまして、協議、調整を行うことが考えられるわけでございます。

したがって、御指摘のような私学あるいは保育園に関する事項など首長の権限に属する事項が含まれていまして、首長の提案によりまして協議とすることは十分可能であるというふうに考えております。

○新妻秀規君 地方公聴会の質疑では、総合教育会議に対して、特に教育委員会側の専断事項に対して首長の側から権限が侵食されることがあるんじゃないか、こうしたことに対して一定の懸念が示されたわけでございますが、概して公述人からは好意的な反応が多かったように思います。一方、要望として、現場が混乱しないように具体的な運用方針を明確に示してほしい、こうした声が多かったように感じております。

参議院の参考人質疑でも、参考人を務められました木村孝雄先生も公明党へのインタビューの回答の中で、両者の権限を明確にする細かい制度設計が必要である、このように意見表明をされております。こうした要望を踏まえまして、これまでの国会審議の中で明らかにされました協議、調整の対象項目、また、それぞれの専断事項の具体例など、運用方針に関わる事項についてできる限り多く施行通知に明記すべきと考えますが、どうで

しょうか、答弁をお願いします。

○政府参考人(前川喜平君) 改正案が成立いたしました場合におきましては、各地方公共団体に対して、国会における御審議も踏まえ、総合教育会議における協議、調整の対象でありますとか、また専断事項への配慮など、運用に関する留意事項等につきまして、施行通知や説明会を通じて丁寧に周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○新妻秀規君 是非とも細かい対応をお願いをしたいと思っております。

また、似たような質問というか要望なんですけれども、今後、本法案が可決成立をしまして施行された後、総合教育会議がいよいよ運用され始めた後に、運用面の様々なやつてみて分かる課題に伴う様々な質問が各都道府県、また教育委員会、また文科省に寄せられると思います。こうした質問や問合せに対して、例えば、文科省のホームページにFAQ、よく受ける質問のようなページを設けるなどして、現場からの運用面の質問に対応できる体制を整えるべきと思いますが、どうでしょうか、答弁をお願いします。

○政府参考人(前川喜平君) これは本法案の成立、施行後に、その施行通知でありますとか、あるいはQ&Aなどを作成しました場合には、速やかに文部科学省のホームページに掲載するなどいたしまして、各地方公共団体の御質問に適切に対応できる体制の整備につきまして、十分検討してまいりたいと考えております。

○新妻秀規君 検討の上、是非とも現場の要望に応えていただけるような具体的な対応をお願いをしたいと思っております。

次に、地方公聴会におきまして、静岡の公聴会で民主党の大島理事より、総合教育会議に学識経験者を呼ぶなどして審議を活性化してはどうかという提案に対して賛同の声が大変に多かったというふうに感じております。このこと自体、私もすばらしいことだと思っております。

ただ一方で、本来教育のことを議論すべき教育

委員会の役割が損なわれてしまわないか、こんな懸念もあります。この両会議員、総合教育会議そして教育委員会、この望ましい役割分担について文科省の見解をお願いいたします。

○政府参考人(前川喜平君) 総合教育会議は、首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進するために設置することとしたものでございまして、首長と教育委員会という執行機関同士が協議、調整を行う場という位置付けでございます。

総合教育会議における協議は、首長あるいは教育委員会が協議、調整の必要があると判断した事項について行うものでございまして、教育委員会が所管する重要事項を全て総合教育会議で協議、調整しなければならぬというものではございません。

今回の改正案におきましては、教育委員会は引き続き執行機関でございまして、教育委員会の権限に属する事項につきましては、教育委員会が責任を持って意思決定を行うとともに、必要に応じて、総合教育会議において首長と協議、調整を行うことによりまして民意を反映した教育行政がより効果的に行われていくことを期待しているところでございます。

○新妻秀規君 続いて、緊急事態について質問をさせていただきます。

静岡の地方公聴会では、川勝公述人より、浜名湖で女の子が溺れ死んでしまった事件、この事件では現場に急行したのは知事の一行でありまして、教育委員会は後日日にちを改めて現地を視察をした、こうした発言がありました。確かに、非常勤の委員長、委員から成る現行の教育委員会では、このような対応はやむを得なかったのかもしれないませんが、残念な対応のように思います。本法案の成立、施行後は、非常勤の新教育長が必要に応じて首長と連携をしながら緊急事態対応の前面に立つことになるかと考えます。

衆議院の質疑におきましては、これ大臣の答弁の中で、いじめ等の緊急事態の第一義的な責任者

は教育長なので、首長の意向を踏まえつつ、最終的には教育長が判断をするというのが法律上の建前、立て付けであります。しかし、総合教育会議そのものを主宰するのは首長ですから、当然、首長の意向の中で協議、調整する中で、教育委員会の判断についての部分は、最終的に教育委員会、教育長が判断するということになるわけであります。こうした大臣の答弁がございまして、ここで確認なんです。緊急時の対応を総合教育会議で検討をして協議が調わなかった場合、このような大臣答弁も踏まえまして、教育委員会側の判断を尊重するという理解でよいでしょうか。答弁をお願いします。

○国務大臣(下村博文君) いじめ等の緊急事態におきましては、学校現場の状況を一番把握している教育長が迅速に判断し、対応することが必要であると考えます。

総合教育会議におきましては、まずは学校現場の管理責任を負う教育委員会と住民の安全確保について広く責任を負う首長とが協議、調整を行うことによりまして一層適切な判断が行われるものと考えますが、協議が調わない場合には、教育委員会が所管する事項について教育委員会が判断することになるというのは法律上の建前でありまして、だからといって全部教育長が判断することについては、それはいろんな情報が来ておりますから、総合教育会議で特にこういうことで基本的に意見が調わないということはあり得ないのではないかとこのように思いますが、法律上の立て付けとしてはそのようになっているわけであります。

○新妻秀規君 はい、分かりました。

大臣の答弁から教育委員会の判断を尊重するという理解をしているので、それでよろしいですか。改めて確認させていただきます。

○国務大臣(下村博文君) 教育委員会が判断するということになります。

○新妻秀規君 明確な答弁ありがとうございます。

続いて、更に緊急時の対応について質問をさせていただきます。

緊急時の対応では、言うまでもないことでございますが、初動が命、このように考えてございませう。ここでもたつくことがないように、緊急時の対応について、各自自治体において総合教育会議やまた教育委員会と綿密に検討をして緊急時対応マニュアルを作成するなど、万全の備えをしていくことが望まれると考えますが、いかがでしょうか。

その際、教育委員会にあつては、本法案第二十五条に、教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任をし、また教育長をして臨時に代理させることができるとあります。緊急時に教育長が迅速に初動を取れるよう、こうした委任についても各自自治体の教育委員会で検討することが推奨されると思いますが、どうでしょうか。答弁をお願いします。

○政府参考人(前川喜平君) いじめ自殺あるいは学校安全等の緊急時の対応につきましては、国におきまして指針や手引等を作成し、各地方公共団体に通知しているところでございまして、各地方公共団体におきましては、これらを参考としながら、緊急時における対応について事前に検討しておくことは大変有効であるというふうに考えております。

また、総合教育会議の構成員は首長と執行機関としての教育委員会の二者でありまして、教育委員会からは、教育長及び全ての教育委員が出席することが基本ではございますけれども、緊急の場合には、首長と教育長のみで総合教育会議を開き、協議をすることも可能であると想定しております。

このため、事前に想定することが可能な範囲で、教育長のみが出席することする場合、また教育長のみが出席する場合の教育委員会としての意思決定方法、さらに具体的に教育長に委任することとする事項などにつきまして、あらかじめ教

育委員会の中で検討しておくことも有効であるというふうに考えております。

○新妻秀規君 緊急時の対応では、やはり子供の命、こうした本当に大切にしなければいけないものが懸かっている、こうした事態であると思ひますので、とにかく現場が混乱をしないように文科省として打てる手を全て打っていただいて、現場が適切な、迅速な対応ができるような細かい手を打っていただきたいと要望をさせていただきます。また、説明会などでも是非とも取り上げていただきたいと思います。

次に、教育委員の資質の向上について質問させていただきます。

静岡の地方公聴会では、総合教育会議また教育委員会の審議の活性化のためには、昔と比べて複雑化、そして高度化している教育を教育委員一人一人にしっかりと理解をしていただくことが大事だ、こうした指摘がございました。審議の活性化については、これまでも衆議院、参議院を通した議論の中で、コミュニティ・スクールの経験者の登用のように、人選上の工夫など様々論じられてまいりました。教育の専門家だけではレーマンコントロールの趣旨を損なうのと同様に、せっかくの地域の代表、市民の代表でも、教育界の常識を過度に注入されてしまつてはレーマンの良さが失われてしまふと思ひます。

静岡の公聴会では、興公述人より、教育委員は非常勤といえども常時教育委員であると思ひで、かつ、あえて非常勤職で委員に充てられていることの背景からは高い識見で対応することが期待をされる、決して事務局主導で会議が取り進められるという性格のものではないことを肝に銘じて対応することと述べられまして、さらに、総合教育会議に臨むに当たっては、各教育委員は事前の調整なしに独自の立場で会議に臨むことが重要である、このような意見表明がございました。

このような意見を踏まえまして、教育委員会が、時には事務局主導、追認機関、このようにやゆをされる現状を克服して、教育の質的な向上を

目指して、地域の方の様々な目線で中身の濃い議論を行うために、どのような教育委員の資質向上の取組が望ましいと考えられるか、見解をお願いいたします。

○政府参考人(前川喜平君) 今回の改正案におきましては、教育委員会を引き続き執行機関として残しておりますことから、教育委員の役割や資質の向上は現行と変わらず重要でございませう。

特に、今回、教育委員による教育長のチェック機能に十分働くよう、教育委員による招集の請求に関する規定でありますとか、教育長に委任した事務についての報告に関する規定を盛り込んだところでございませう。

このため、教育委員には新教育長の事務執行に対するチェック機能を果たす自覚と教育に対する深い関心や熱意が求められるところでございまして、教育に高度な知見を有する者を選任するなど幅広い人材を得ることが必要であると考えております。

文部科学省といたしましては、各地方公共団体における教育委員に対する研修の一層の充実を期待しているほか、現在、文部科学省において実施しております教育委員に対する研修の更なる充実方策を検討してまいりたいと考えているところでございませう。

○新妻秀規君 この研修の中身とか、そういう具体的な本当に細かい実効性のある対応に向けた取組をお願いをしたいと思ひます。

最後に、いじめ問題について質問をさせていただきます。

地方の公聴会では、特に愛知の公聴会でいじめ問題について様々な取組の紹介がございました。今回の法案には直接関係がないことではございますが、いじめの根絶、これは首長、教育委員会共にほとんどの自治体で目標として掲げていることだと感じております。これは岐阜県の教育長の松川公述人の発言から、まずは現状を正しく把握をして、学校全体としてチームで取り組んで粘り強くフォローすること、これが重要だというふうに

意見表明をされてございました。

いじめ問題に成果を上げた好事例、こうしたことについては、市区町村の教育長へのセミナーなどの各種研修や文科省ホームページなどで積極的に共有をすべきと考えますが、どうでしょうか。答弁をお願いします。

○政府参考人(前川喜平君) いじめ問題に対する対策については好事例を積極的に共有すべきというところについては御指摘のとおりでございませう。

文部科学省におきましては、今月五日に都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議というものを開催したわけでございませうけれども、この場におきまして、都道府県教育委員会などから聴取いたしました小中学校におけるいじめの取組強化を図るための具体例を紹介いたしますとともに、各自自治体において各学校の好事例を収集、発信することなどを通じて域内の学校におけるいじめ防止の対策が推進されるよう指導を行ったところでございませう。

また、教員研修センター主催の指導者養成研修、これを全国六ブロックで開催しておりますけれども、ここにおきましても、各地域ごとの取組事例に関する協議、情報交換等を行ったところでございませう。

文部科学省におきましては、今後、これらの会議、研修や各地域の関係者の集まる普及啓発協議会などにおきましていじめ問題に関する好事例の収集、発信を行うほか、教育委員会、関係団体の各種会議や文部科学省のホームページなどを通じて情報提供を積極的に進めまして、いじめ問題に関するより効果的な対策について情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○新妻秀規君 今おっしゃっていたような具体的な取組を続けることによって、本当にいじめがゼロになるような、そうした姿を目指して対応をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○藤巻健史君 日本維新の会・結いの党、藤巻です。

まずは、大津の事件についてお聞きしたいと思いますが、大津の事件がこの改正案をトリガーした、引き金になったわけではないこととでございませうけれども、当然のことながら、大津の事件というのはこの改正案に至った非常に大きな要因だったかと思えます。

石橋委員、小西委員も先ほどちょっと述べられていましたけれども、大津の事件というのは、教育委員会がどのような情報を持っているかということが首長が分かっていたというところが非常に大きな問題だと思っております。証拠物件が明らかにしたのは警察による教育委員会等への家宅捜索です。つまり、大津事件では、警察の家宅捜索がなければ教育委員会の隠蔽体質が分からなかったということだと思えます。

今回の改正案では、教育委員会の隠蔽を防ぐ方法が確立されたのでしょうか。また、そうでなければ何のための改正かということもよく分からなくなりますし、また、何か事件があったときに、どこまで、非常に細かいところまで、あの家宅捜索ではかなり細かいところまで情報が出てまいりましたけれども、そういう細かい情報まできちんと隠蔽されずに出るような仕組みは確立されているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(下村博文君) 改正案におきまして、首長は総合教育会議を設け、いじめ等の緊急事態に講ずべき措置について協議することができるとされております。そうした協議におきまして首長が教育委員会に対し情報の提供を求めることは当然考えられることでありまして、これにより情報の隠蔽が行われず、そういう取組が進むことを期待しておりますが、これは、警察権力と首長の権力というのは相当違いがありますから、もう事件の部分については場合によってはもう警察に依頼するというところもあるわけで、総合教育会議ができれば全て解決するというところではもちろんありませんが、しかし、緊急事態については、首長を含め対処することができるところは

今までと大きな違いであるというふうに思っています。

○藤巻健史君 教育委員会というのは個人の損害賠償責任がないわけですね、メンバーとして。国家賠償法を改正しない限り個人的に損害賠償を負うことがないということであれば、極めて、悪いことを言えば、無責任になってしまうと。やっぱり、何か間違いをやつて、個人的にその損害賠償をしなくちゃいけないという制約があれば、かなりその隠蔽なんかするものかと思うんですけれども、現状の国家賠償法である限り、かなり隠蔽がまだ進む可能性もあるということ、この辺りは是非文科省としてもいろんな指導等で隠蔽がないようにしていただきたいというふうに思っております。

次に、政治的中立についてちょっとお聞きしたいんですが、参考人からの意見聴取の際に、元明治大学教授で日本教育政策学会会長の三上参考人がこうおっしゃっているんですね。それから、当時、第二国会になりますけれども、森戸文部大臣、当時の文部大臣が教育委員会制度の理念について説明しているんですけれども、新教育委員会法の制定過程では、教育の政治的中立性という事項がキーワードとしては必ずしも強調されていなかったとかおっしゃっているわけですね。

そして、その三上委員からいただいた資料には、政治的中立という多義的で曖昧な概念は少なくともキーワードとして使用されていませんと書いてありました。

ということは、当時は、政治的中立という言葉が表面に出ていなかったのに、今は誰もが政治的中立、政治的中立とおっしゃっているわけですね。けれども、まず教育の政治的中立とは何をいうのか、私もいつも質疑を聞いていてよく分からないんですけれども、明確に教育的中立とは何かというところをお聞きしたいのと、それとその概念規定がどこか明確に書いてあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(下村博文君) 教育の政治的中立性については、教育基本法第十四条第二項が、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と規定をしております。

また、地方教育行政法第一条のおきまして、教育行政は、教育基本法の趣旨にのっとり、公正かつ適正に行わなければならないことが規定をされております。

今回の改正案においては、政治的中立性の確保についての理念に、特に変更するというところではございませんので、新たに教育の政治的中立性の概念規定は設けておりません。

○藤巻健史君 今お聞きすると、特定の政党を支持しないことが政治的中立というふうにも聞き取れるんですが、そうだとすると、例えば自民党と我が党が憲法改正賛成と言え、自民党という特定政党だけじゃなくて二党が賛成しているからそれについては書いてもいいという解釈でもよろしいんでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) 教育基本法第十四条第二項で、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と規定をしておりますから、支持だけでなく反対も含めて、教育における政治的中立性を担保する必要があるということになります。

○藤巻健史君 そうすると、政治的中立というのは余り広がっていないでかなり小さいのかなというふうに思っていますけれども。

それで、いろいろ今までの質疑等を聞いておりますと、先ほども、三上参考人がおっしゃったように、教育委員会制度の制定時にはキーワードとして入っていないかった、そして極めて多義的で曖昧な政治的中立という言葉なんですけれども、それが何か今回の質疑、それから今日、極めて金科玉条のごとくまず政治的中立が大事だということ、全ての議論が進んでいるような気がいたしますんですが、そんなに政治的中立が重要であれば、何というのかな、教育というのは政治的中立

のためにやっているような気がしてしまっているわけですね。だつたとしたら、掛け算とかイロハだけ教えていけばいいわけではございまして、やっぱり教育というのは、子供たちにいい教育をするとか、それからいじめをさせない教育をするとか、そういうことが第一義であつて、政治的中立というのが第一義に出てきて議論をするというのはおかしいんじゃないかなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

特に、私のところにも随分陳情が来るんですが、けれども、大体、今回の法案は反対だと、政治的中立が守られていないからというところばかりが来るんですが、やっぱり教育の目的というのは、一番重要なのは子供たちにより良い教育をする、いじめもさせない、ここが重要だと思っておりますが、なぜそんなに政治的中立、政治的中立で議論の中心がそこに行くのか、極めて疑問に思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) この政治的中立というのは、先ほど申し上げましたように、法律上はかなり限定した意味があるんですが、国会議論の中ではもっと広い意味で質問されていることが多いんです。前回も、例えば高校授業料無償化とそれから全国学力テストについて政治的中立性云々と、つまり政権交代したのでそれを変えろというのは政治的中立性の問題からいかなるものかという御質問がありました。ああいうレベルは、これはこの教育基本法の趣旨にのっとつても政治的中立性の概念には該当しないというふうに考えております。

ですから、いじめ問題とか、それから道徳の中心身はいろいろ議論がありますけれども、道徳教育そのものをするかしないかについても、これは政治的中立性に抵触することではなくて、あくまでも特定の政党を支持したり又はこれに反対するための政治教育、政治活動、そういうふう限定している意味での政治的中立性でありまして、政策的なことが全てそれが政治的中立性に抵触するかどうかというふうなことではなく、この教育基本

法第十四条の第二項、それに限定した中での政治的中立性というふうにと取っていただきたいと思ひます。

○藤巻健史君 広い範囲でいろいろ政治的中立性が議論されるということで、いろいろ狭いところで理解していただきたいのであるならば、まさに法律にその政治的中立とは何なのかという概念規定を入れるべきではないかというふうにも思ひます。

さらに、ちょっと聞いてしまえば、かなり狭い範囲の議論、政党、偏った政党、賛成、反対ということであるならば、まさに今回の議論で第一義になるようなことじゃないかというふうに私は思ひます。

もう一つ、その中立性についてお聞きしますと、多少なりとも時の政権の教育をするというのは別にまずいことじゃないんじゃないかと私は思ひます。政治的中立というのは、中立であるうと、右から見れば左に見えるんだし、左から見れば右に見えるのであって、極めて曖昧なうか、範囲のあるところなんですけれども、その範囲であれば時の政権に、まさに民意を反映して選ばれた首長がやる、若しくは文部省であれば安倍政権がやっているわけなんですから、そんなに政治的中立、政治的中立とがながなが言ひする必要もないのかと私は思ひます。

昔もちょっと聞きましたけれども、中国とか北朝鮮とかロシアとかが政治的中立なんという教育しているわけがないので、じゃ、あの国々がとんでもない教育をしているかという、そんなこと言ひと怒られちゃうと思ひますよな。

ということ、ここまで厳密に政治的中立ということを言ひ張っている国というのは、これちよつと質問通告なんですけれども、ほかにないんじゃないかと私は思ひます。そこ、そこまで政治的中立、それはもちろん軍国主義とか、それから無政府主義とか、それからまた逆の立場の政策を言うのはこれはまずいと思ひますけれども、それなりに範囲に入っているのだから、それを第一義に考えないで、やっぱり一番子供たちにはいい教育は何か、そして、いじめが、なくすには何かあるかというのを考えて制度設計をするべきだと思ひますが、いかがでしょう。

○国務大臣(下村博文君) それはおっしゃるとおりでありまして、例えば、私のときに領土教育、あの竹島、尖閣について我が国の固有の領土だと教科書できちつと明記するようなことについて、教科書改訂の中でそれを入れるようお願いしましたが、これは政治的中立性とは違反しているという批判はこの党からもないわけですね。他国から見たらいろいろな意見はあるかもしれませんが、素の中の一つについて、領土教育をきちつと教えるということは、これは当たり前の話であつて、これが政治的中立性から見ていかなものかという批判は当たらない。しかし、ほかの国から見たら非常に右傾化しているというふうに見られることもあるわけでありまして。

あくまでも、この教育基本法の第十四条第二項における正当的なそういう主義、主張という意味での政治的中立性ということでありまして、国会議論でもそういうことであると思ひます。衆議院においても参議院においても、これまで自民党政権において、これがこの教育基本法の政治的中立性に違反をしているというような意見というのは、議論というのはなかったのではないかと思ひます。それから国は、直接児童生徒に対して教育をするということではなくて、学習指導要領を作つたりとか、それから平準的な国がやるべきことについてのことであつて、このことについて政治的中立性に違反しているのではないかと議論はなかったと思ひます。

ただ、地方自治体は直接生徒児童に係っている部分がありますので、これは十二分にこの教育基本法第十四条にのつとて抑止的に考えるというところが国と地方自治体の、それから、そもそも二元代表制であるというのと議院内閣制であるという、そういう制度設計の違いもありますが、その辺は国と同列に議論できない部分があるというふうにも考えます。

○藤巻健史君 これは質問通告にないんですけれども、国と地方は二元、いろいろな制度設計が違うというふうにおっしゃいました。だけれども、やっぱり三上参考人のときにちよつといただいた資料の中に、その際、清瀬文部大臣は自らを党の決定に従う党の大使と広言し、政権政党に所属する文部大臣が大きな権限を持つ国の教育行政の政治的中立性問題については等閑視されていることについて、べらべらべらと書いてあるわけですよ。

要するに、どっちにしたつてやっぱり同じようなもの、ということをおっしゃっているわけだとは思ひます。けれども、私は別に、安倍首相が下村大臣を選ばれてやっている今の文部行政を別に政治的中立であるとは決して思ひていないんです。別にそれでいいと思ひていないんですけれども、それだったら、今までの回答で何回も何回も国と地方は違うというふうにおっしゃつていますけれども、私は、その程度の違いであるならば、全く同じ仕組みを地方にも、国と同じ仕組みを、安倍首相が下村大臣を選んて、中教審は諮問機関であるというその仕組みをそのまま持つていってもいいんじゃないかと。

要するに、政府が政治的中立でないという批判が非常に大きいなら話は別ですけれども、別に誰も、先ほどおっしゃつたように、一応文句は出ていないわけですから、だつたら地方もそれでいいのかなと。なぜ教育委員会が執行機関である必要があるのかと、ずつと諮問機関であつた方がよっぽどいい教育ができるんじゃないかと私は思ひております。これ、別に通告なかったのだからすけれども。

次の質問で、総合教育会議で教育長と首長の意見が対立した場合、どちらの意見が優先されるのか明確になつておりますでしょうか。なつているかどう、まず取りあへずはそれをお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(下村博文君) 総合教育会議では、首長と教育委員会という執行機関同士の協議及び調整の場という位置付けでありまして、これにより教育行政に首長が連帯して責任を負う体制の構築を図るものであります。

総合教育会議におきましては、両者の調整により方針が決定されるものでありまして、あくまで協議し調整を尽くすことが必要であります。具体的な事務の執行に当たつては、それぞれの役割分担の中で、改正法第二十一条に規定する教育に関する事務の管理、執行については教育委員会が最終責任者であり、教育に関する予算の編成、執行についてはこれは首長が教育責任者であり、そういうふうな役割分担がされているということでございます。

○藤巻健史君 大体、組織において、協議とか調整といつて成功する組織がないと思ひます。一番端的なのは国際連合、大体いつも常任理事国の誰かの反対で流れちゃうことが多いと思ひますけれども、きちんと誰かが責任を持つて意思決定をしなければ物事は進まないと思ひますよな。

私は、総合教育会議では、やっぱり首長の権限が上でいいと思ひますけれども、法律で規定していないのなら、首長が教育長をいつでも罷免できる、いかなる理由でも罷免できるという仕組みにしてしまえばいいんじゃないかと私は思ひます。けれども、下村大臣も安倍首相にいかなる理由、どんな理由であつても罷免されるわけですから、それと同じように罷免されてもいいんじゃないかと思ひますが、いかがでしょう。

○国務大臣(下村博文君) 私が罷免されるのは、これは安倍総理の判断でありまして、そういうことであればそれは従わざるを得ないという制度設計でございます。

藤巻委員の御質問は、本質的な御質問であることは事実でありまして、これまで与党の中において、あるいはそれ以前の中央教育審議会、そして

さらにその前の教育再生実行会議の中でずっと議論がされてきた部分でございます。

その中の象徴的な部分として、中央教育審議会ではA案、これはどちらかというと今藤巻委員が主張されている立場のような案、もうちょっと更に首長に権限を求める、教育委員会を執行機関として残すということではない案であります。しかし、それで、先ほどの議論である、特に地方自治体においては児童生徒に対して直接的な教育的な影響力が行使できる現場でもありますので、教育における政治的中立性や継続性、安定性は、じゃ、どこで担保できるのかということの中で、それはやはりA案だけでは担保できないのではないかとということでB案が付記されたという経緯の中で、その後、自民党、公明党、与党の議論を、これ相当議論していただきまして、その中で、結果的にはA案とB案を両方ミックスしたような、全体的なバランスとしての総合教育会議という部分が出てきたという部分があります。

ですから、その国によっても歴史的な経緯がありますし、またそれぞれの国によっても行政執行の在り方というのは違いますから、今回については我々はベストの案だというふうに思っておりますが、いずれまた改正案が、議論の中において、またいろいろな議論がされることもあるかと思いますが、現段階においては、やはり教育において首長が権限をより強化をするということになるとリスクがあるのではないかと、そのリスクに対して誰が責任を取るのかということについて、四年に一度の選挙で住民がまた選び直せばいいのではないかと、子供は中学三年生でしたらその間にもう卒業しちゃうわけですから、そんな無責任なことが分かっていて制度設計していいのかという部分から、現行制度のようなトータル的なバランスを取った案が出てきたわけでありまして、それが必要ではないかと思えます。

○委員長(丸山和也君) 時間でございます。時間です。

○藤巻健史君 はい。B案の方は教育的中立の観点からするといいかと思うんですが……

○委員長(丸山和也君) 藤巻委員、時間が超過しておりますので。

○藤巻健史君 はい、分かりました。A案の方がいい教育、若しくはいいじめのないためにはA案の方がよろしいかなと思っております。うことだけ表明して、柴田委員に引き継ぎます。

○柴田巧君 日本維新の会・結いの党の柴田巧です。

〔委員長退席、理事二之湯武史君着席〕
まず最初に、居所不明の児童生徒の問題を取り上げたい、お聞きをしたいと思います。御存じのように、先般、神奈川県厚木市で幼い男の子の白骨化した遺体が発見されました。三十六歳の父親が保護責任者遺棄致死容疑で逮捕されたわけですが、本当に痛ましい事件がまた起きてしまったというのが率直なところでありまして、与えている食事が足りず、いずれは死んでしまうという認識していたと、この父親は供述をしているように、報道によれば、昨日もちょうどNHKの朝のニュースで特集でやっておりまして、初めは三人で仲よく暮らしておったんだらうと思えますけれども、お母さんが訳あって出ていったと。お父さんと二人暮らしになって、お父さんには新しい彼女が何かができてお父さんもおうちに帰ってこなくなったということ、時たまその父親が子供に食事を運ぶ際に、子供が居るよう、お父さん、行かないでと泣いてすがつたと報道しておりましたが、私も子供を持つ親の一人ですけれども、全くこの父親の気持ちから分らないというか、この行為は許されないものだと思いますし、このニュースに接するたびに胸が詰まるわけですが、同時に関係機関の対応の在り方も大変問題だと言わざるを得ないんだと思えます。

この居所不明の児童生徒がいろんな事件とかあるいは死に至っているというのはいまこれまでも明らかにしているわけで、昨年も福岡市でももし生きていれば小学校二年生になる女の子が行方不明になっていることが分かって、これは結局母親が遺体を捨てたと自供したことを受けて捜したら頭蓋骨の一部が出てきたとか、あるいは、一昨年には大阪で、十二年前から、出生直後から行方不明になっている子供がいて、親族の申告によって明らかになったと。その間いろんなお金を両親はもらっていて、それでデイズニールランドに行っていたとか、いろんなそんなようなことが続いていたわけであって、しかも児童相談所あるいは教育委員会なども、どうもそのおそれがあるという、あるいは姿、顔が見えないというのが分かっていながら今日に至るまでこの状況が分からなかったというのには本当に怒りを禁じ得ないところがあるわけでありまして、市の教育委員会も入学の年に小学校に通っていないことを把握をしていたわけですが、中学に入学していないと分かった今年の春まで実は県警と連絡を取っていなかったということのようであって、大変ささんな対応だと言わざるを得ないと思っておりますが、いずれにしても、この厚木市教育委員会の対応、サインを見落としてきた、あるいはやるべきことをやっていたかというところだろうと思えますが、大臣はどのようにお感じになったか、お尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(下村博文君) おっしゃるとおりに本当に痛ましい事件であったと思いますが、第一義的には、冒頭おっしゃっていたように、やっぱりそれは親の責任だと思えます。そういう親が存在するということ自体がやはり問題だというふうに思いますが、私は、児童養護施設、福島へ視察行ったとき、そこにも寄って視察をしたんですが、福島の子童養護施設だけではありませんが、全国的、かつては親なき子が児童養護施設に入るといって戦災遺児、スタートしたわけですが、今は実際はほとんど親が存在しているんですね。しかし、子育て放棄をしているとか子供にDV与えるとか、いろんな問題があって児童養護施設に預けられているという実態が全国どこでもほとんどであると。こういう問題については本当に

しっかりとした対処を考えていかなければならないと思えます。

この度の厚木市の事案は、もちろん親が一番問題ですが、同時に、今御指摘がありましたように、小学校入学時に児童の所在が確認できなかったにもかかわらず、その後、長い間、児童相談所それから住民基本台帳担当、警察と連携を取らず、所在把握の努力を怠っていたと、そういう不適切な点が多かったことよって起きた事件とも言えるわけでございます。本事案については、神奈川県で検証委員会を立ち上げ検証作業を進めているものと承知をしております、文科省としても、今後必要な対応を検討していきたいと考えております。

○柴田巧君 ありがとうございます。

文科省の調査によれば、住民基本台帳で就学年齢に達しているにもかかわらず、保護者と連絡が付かない等の理由で住民票を残したまま行方不明、一年以上居場所が分からないという子供が平成二十五年度では七百五十一人と報告されております。確かに、平成二十三年度が千九百九十一人で平成二十四年度が九百七十六人ですから、減る傾向にあるといえは減る傾向に数字の上ではあるのかもしれませんが、これは、就学前は調査を当然していませんし、中学を出てしまつたまたまた実態把握がしていませんし、また、もっと厳密に言えば、居住実態がないと行政が職権で言わば削除する、学齢簿からも外してしまつているので、本当の実態が分からないというのが現状です。専門家などから言わせると、恐らく、七百五十一という公表の数字になっていますが、公式的な数字になっている数字が、数千あるいは万単位にも場合によるとなるんではないかという見立てもあるわけですが、幼い子供たちが憲法や教育基本法で認められる教育を受ける権利が言わばなくしているという、またその生死がはっきり分からないというのは、本当に悲しいことだと言わざるを得ないわけでありまして、しかも子供が自発的にどこかへ行くわ

けじゃなくて、親の都合によってどこかに行つてしまつてゐる、あるいはこの世にもしかしらないのかもしれません。外国籍の親だったら、自治体や学校に言わずに外国に行くということもあるでしょうし、金銭トラブルやあるいはDVなどによつてどうしても身を隠さなきゃならぬということもあつて居場所が分からないというのもあるんじゃないか、今回のように命に関わるようなことも十二分にあるわけですから、やはり関係機関は、国は、文科省も、それはもつと力をそこに注ぐべきだろうと思います。

これは、前に大臣にも一度、大臣が就任された際の所信の質問でもさせていただいた経緯があるんですが、また残念ながらこういうことが起きたというところであります。したがつて、大臣になられて昨年の三月に全国の教育委員会に事件性が疑われる場合は警察に相談するようにという通知も出されているわけですが、関係機関との連携を一層深めて情報共有に努めたり、また関係省庁との連携を一層図るなど、居所不明児童生徒の実態把握を急ぐとともに、対策の強化がやっぱり必要だと思ひますが、大臣にお考えをお聞きをしたいと思ひます。

○国務大臣(下村博文君) 御指摘の平成二十五年の通知では、市町村教育委員会及び学校に対し、事件性が疑われる事案の警察への相談のほか、住民基本台帳担当や児童福祉関係機関との連携、要保護児童対策地域協議会への参加など積極的に行つて、居所不明児童生徒の把握の取組を充実するよう強く求めてきたところでありましたが、今回の事案を受け、御指摘のように、関係省庁とも連携をしつつ、改めて指導を徹底してまいりたいと考えております。

○柴田巧君 その中で、先ほども申し上げましたが、中学卒業をしてしまえば今の文科省の調査の対象には基本的にならないということですが、今厚労省では、児童という概念がそれぞれ省によつてちよつと違うのかどうかはあれですが、十八歳未満の子供たちの居所不明の実態把握をする、乗

り出すということでありませうけれども、文科省においてもやはり高校における居所不明の生徒の実態把握も必要なんではないかと思ひますが、この点はどういうふうにご考へておられるか、お聞きをしたいと思ひます。

○国務大臣(下村博文君) 現在、文科省におきまして、義務教育段階の小中学校の児童生徒につきましては、学校基本調査の中で不就学の児童生徒について調査する中で、一年以上居所不明の児童生徒について調査を実施しているわけでごさいます。一方、義務教育を経た子供の進路は高校への進学だけでなく多様であり、高校生については就学義務の対象となつていないことから、同調査は実施していないところでありませう。

ただ、高校生についても、入学後に不登校となる生徒等につきまして各学校においてきめ細かく対応することは大変重要であり、また、入学後に突然不明となる等事件性が疑われる場合は家庭や警察等の関係行政機関と連携し対応する必要があります。これは、これは当然のことだといふふうに考へます。

現在、厚労省では文科省と協力して居住実態把握できない子供の数について詳細な調査を実施中でございます。この調査におきまして、児童福祉の観点から十八歳未満とされておられまして、高校生も含まれるものとなっております。厚労省ではこの調査の結果を踏まえて更なる取組方針を策定する予定と聞いております。年内には結果が出るというふうにご聞いておりますので、文科省としても、厚労省と協力して必要な対策について検討してまいりたいと思ひます。

○柴田巧君 是非、高校生の居所不明生徒の実態把握をやつぱりしつかり文科省としてもやつても、居所不明児童生徒、子供たちの命が危険にさらされているという認識を持つて真剣に取り組むべき課題だろうと思つております。

そのために、そういう子供たちの発見、安否の確認に全力を挙げていかなきゃならぬわけだ

が、現行法においてはその児童らの発見、保護のための調査権限というのはどこにも与えられていないわけではございません。警察ですら犯罪の疑いがない限り、捜査活動として認められるいろいろな事項の照会とか捜索、差押え等ができませんというのが現状であります。されど、今回の事件を改めて考へてみると、やはり学校や教育委員会や市町村や警察等にその発見、保護に全力で当たることを義務付ける、あるいは事業者にも協力を求める、そしてその必要な調査権限を付与するというような法制度の整備が必要なんではないかと考へます。大臣はどのように考へておられるか、お聞きをできればと思ひます。

○国務大臣(下村博文君) 先ほど答弁申し上げましたように、現在厚労省で居住実態把握できない子供の数、それから市町村の対応状況について、これも文科省も協力して詳細な調査を今実施中でございます。厚労省ではこの調査の結果を踏まえて更なる取組方針を策定する予定と聞いております。文科省としても、厚労省とともにどのような対策を取ることが最も適当か検討を行い、その上で、何らかの法整備が必要であればそれも考へていく必要があるといふふうに思ひますが、いづれにしても、一層の対策の充実についてしっかりと検討してまいりたいと思ひます。

○柴田巧君 是非、その法制度の整備も含めた有効な対策を文科省としてもよく考へていただきたいと思ひます。

そこで、先ほどから今日は総合教育会議、いろいろな観点から質問が相次いでおりますが、改正案によれば、その総合教育会議における協議調整事項として、先ほどからも何回もありますけれども、児童生徒等の生命又は身体にまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合に講ずべき措置として協議調整事項として明記されているわけですが、これまでの答弁では、例えばいじめによる自殺事象であるとか、通学路での交通事故が発生した後の再発防止であるとか、さらには災害による校舎の倒壊が起きている場合などが示されて

おりますけれども、この居所不明もある意味、非常に生命、身体に被害が生じ得る可能性の高い問題であり、それこそ協議、調整が必要なものの一つではないかと思ひますが、居所不明児童生徒の実態把握や対策、この総合教育会議の協議調整対象ではないかと思ひますが、大臣はどういうふうにお思ひでしょうか、お聞きをしたいと思ひます。

○国務大臣(下村博文君) 居所不明の学齢児童生徒の把握や対策については、市町村教育委員会及び小中学校等においては市町村の住民基本台帳担当、それから児童福祉関係機関と情報共有を図り、相互に連携して適切な対応を図ることが必要であるといふふうに思ひます。

こうした観点から、居所不明の児童生徒の対応については、御指摘のように、首長と教育委員会が連携の強化を図るため総合教育会議における協議、調整の対象となることは十分あり得ると考へます。

○柴田巧君 ありがとうございます。いづれにしても大変深刻な問題だと思ひます。先ほど申し上げた、教育が受けられる権利が奪われて命さえどうなっているか分からないという状況をいつまでも手をこまねいているわけにはいかないだろうと思ひますので、いろいろな角度からの取組をしつかりやつていただきたいと思ひます。

この居所不明とある意味同様に大変子供たちの命に関わるのが、今日もいろいろ各委員の皆さんからも質問が出ておりますが、いじめの問題だろうと思つております。

さらにこれは衆議院の文教科学委員会でも大臣は自民党の義家議員の質問に答えられて、教育長が隠蔽を図り、自らの判断で首長に報告しないような場合には、職務上の義務違反となることもあり得ます。虚偽の事実を報告するような場合には、職務上の義務違反となることもあり得ますなどと答弁をされているわけですが、だとすると、じゃ一体どうやつて隠されている事実や情報の存在を把握するのか、それが分からなければそもそも隠

蔽かどうかというのは分からないわけで、まずは、そうおっしゃるならば、どのようにその隠されている事実や情報の存在を把握すべきなのか、ここはどういうふうにお考えになつていらっしゃるのか、お聞きをしたいと思います。

○国務大臣(下村博文君) まず、いじめ防止対策推進法第三十条第一項によりまして、重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて首長に報告しなければならぬものとされております。仮に学校からの報告を教育長が自らの判断で首長に報告しない場合には、教育長の職務上の義務違反となり得ます。

重大事態の発生が疑われるにもかかわらず首長への報告が行われない場合、首長としては、まず法律に基づく報告を行うよう教育長に求めるとともに、必要に応じ総合教育会議を招集し、教育委員会との協議を通じて首長が関係する情報を共有していくことで隠蔽されている事実を明らかにしていくことが考えられます。

このような形で首長が正しい情報を把握することが可能になるものと考えますが、仮に警察の捜査あるいはマスコミ報道などによりまして事実の隠蔽が明らかになった場合、そういう形で、幾つかの形で事実の隠蔽が明らかになるという形になるのではないかと思います。そのような場合には、教育長に事情聴取を行った上で罷免要件である職務上の義務違反に該当するか否かの判断を行い、厳正な対応を行うことも考えられるというところであります。

○柴田巧君 それにしても、先ほど石橋先生始めほかの議員からもあったかと思いますが、やはり法的な手続に、隠蔽を防止し、隠蔽がたとえ起きたとしても直ちにやっぱり正できる制度的な担保というものはやっぱりしつかり必要なんだろうと思いますが、繰り返しになる部分もあるかもしませんが、そこら辺はどういうふうにご考えておられるのか、これは文科省にお聞きをしたいと思います。

○政府参考人(前川喜平君) 改正法におきまして

は、いじめ事案等の重大事案が生じた場合、首長が総合教育会議を招集し、教育委員会との協議を通じて首長が関係する情報を共有していくことで隠蔽されている事実を明らかにしていくということが考えられます。さらに、総合教育会議を非公開で行う場合でありまして、これらの必要な情報には首長が共有することとなり、首長が総合教育会議において適切なチェック機能を発揮することが可能であるというふうにご考えております。

また、いじめ防止対策推進法におきましては、重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のため、必要がある場合、首長は教育委員会の調査の結果について再調査を行うことができるものとございますので、この再調査の中で様々な事実を解明するということが考えられます。

なお、教育委員会及び総合教育会議は原則公開とされておまして、その議事録につきましても今回の改正において作成、公表が努力義務とされていることなどから、重大事案への対応状況につきましても可視化が進むものと考えております。これらを通じまして、仮に教育委員会が情報を隠蔽しようとした場合におきましても、首長が是正することを可能とするような制度になっているというふうにご考えているところでございます。

○柴田巧君 それとやはり併せて、先ほどからもありましたように、遺族や被害者家族の、保護者に対して追加したものに、やっぱりいじめの基本方針を対策推進法にのっとってやっていくべきだろうと思いますが、これは確認であります。先ほどでも民意が云々という話がありました。改正案の第一条の四の五項においては、総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者や又は学識経験者から協議すべき事項に関して意見を聴くことができるとしております。このいじめ自殺の重大事案発生時の教育会議においては、そこは当然、遺族や被害者児童の保護者などから意見が聴取できるものというふうにご理解していただきたいと思います。これは確認の意味でお聞きをしたいと思います。

○政府参考人(前川喜平君) 首長が総合教育会議を招集いたしまして、いじめ事案等の緊急の場合に講ずべき措置について教育委員会と協議する場合でございますが、その場合に必要に応じて、この関係者としたしまして遺族や保護者等から意見を聴くということは十分考えられるところでございます。

○柴田巧君 ありがとうございます。

時間がおおよそ来ましたので、ほかにお聞きしたいこともありましたが、次回にさせていただきますと思います。どうもありがとうございます。

なっているのかとか分かりにくいとか、あるいは充て職が多くて審議も形骸化してお飾りになっちゃっている、こういう教育委員会も多いんじゃないかと。こういう疑問があつて、いろんなところから改革すべきだという声は上がつていたんですね。私もいろいろ調べましたけれども、十年前ぐらいから教育委員会改革論というのは様々な形で出てきております。

大臣並びに副大臣、政府委員の皆さんにおかれましては、この問題での質疑も日が重なつておりますので大分お疲れだと思ひますが、是非とも三十分お付き合ひいただきたいと思ひます。

私たちがみんなの党は、もう御承知のとおり、教育委員会の抜本的改革を目指すのであれば、教育委員会の設置規制を外して、地方自治体に地方行政の仕組み、組織についてもどういう形で運営するのがいいか選べる、そういう選択制を導入すべきであるということで、今委員会にも修正案も出させていただいております。

またこの質問が、しつこいなと思われるかもしれませんが、実は大臣、なぜ私たちがこういう案を作ったかというところ、この教育委員会の選択制という改革案には正当性があるんです、正当性。これ、なぜ正当性かといふと、実は教育委員会の改革の議論というのは、確かに大津のいじめ事件であれだけ大きな教育委員会の機能不全というのが言われて、もうここがチャンスだと、きちっと改革しようということで、どつと話が進みまして。

〔理事二之湯武史君退席、委員長着席〕

ただ、教育委員会の形骸化ですとか教育委員会が抱える様々な問題、例えば教育長と教育委員長が責任の所在が曖昧だと、首長との関係はどう

例えば、政府が抱える審議会でもいろんな議論があつて、もう教育委員会、このまじや駄目だと、抜本的な改革が必要だということで提言がなされているんですね、答申と言いましようか。せっかくなので、これをまず大臣にも、ちよつと私調べたので聞いていただきたいと思ひます。

まず、平成十六年、地方分権改革推進会議、これは内閣府の審議会です。ここで初めてこういう文言が出ています。各地域の実情に応じて地方公共団体の判断で教育委員会制度を取らないという選択肢も認めるべきである。地方分権の議論をする審議会です。初めてこういう選択制のような、教育委員会制度を取らないということも認めるべきだと出てきています。

その一年後、第二十八次地方制度調査会、これは地方分権改革の議論をしていただく、これも内閣府の審議会ですが、ここで、地方自治体の判断により教育委員会を設置して教育に関する事務を行うこととするか、教育委員会を設置せずその事務を長が行うかを選択できることにすることが適当である。より具体的な提言が出てきています。こういう動きを受けて、地方自治体の長でつくる、つまり地方自治体のマネジメントをする皆さんですね、市町村長でつくる市長会、町村会でも具体的にこういう提言が上がつてきています。地方行政全般に責任を持つ地方自治体の長が、一体的に教育行政に意向を反映させることができるようにするため、必置規制を緩和し、地方公共団体における教育行政の実施について、教育委員会を設置して行かうか、長の責任の下で行かうか、選択可能な制度とするよう要望が出てきております。

この市町村会の要望を受けて、実は私もその当時全国知事会にいましたが、全国知事会でも同じように、必置規制は外して各地方自治体の判断に任せるべきだと。こうやって地方自治体の地方行政を運営するトップリーダーたちみんながこういう要望を出してきているわけなんですね。

さて、今度は、政府の経済財政諮問会議、これ骨太の方針をつくる非常に政府にとって重要な会議でありますけれども、ここでもちよつと言葉は濁していますが、教育行政の仕組み、教育委員会制度について、抜本的な改革を行うこととし、早急に結論を得るべきだと、こういうふうになってきています。

これを受けて、これは民間の経済人も入っていますけれども、規制改革・民間開放推進会議では、これは平成十八年です、この中間答申でこう出てきています。首長への権限移譲にとどまらず、首長から独立した執行機関である教育委員会の必置規制を撤廃し、首長の責任の下で教育行政を行うことを地方公共団体が選択できるようにする方向で検討し、結論を得るべきであると、こう来ています。

ただ、この方針は、実は当時の佐田規制改革担当大臣が、教育にはこういう規制緩和はなじまないということ、最終答申では、教育委員会の抜本的改革を行うべきだと、こういうふうにし少しまわってしまつたんですが、こういう形で経済改革、規制改革を審議する会議からも提言が出てきているんですね。その後に、第三十次地方制度調査会でも同じように選択制を進めていくべきだということふうに出てきています。

恐らく、大臣もこういう各団体、つまり教育に直接、間接に関わる地方自治体の首長さんたち、それから規制改革や行政改革を審議する審議会の皆さんたち、さらには地方分権を進める地方分権推進会議、地方制度調査会、こういう各団体から、教育委員会の抜本的改革を目指すのであれば、教育委員会の必置制度を外して、そして地方自治体にきちつと教育委員会制度でやつていく

か、あるいは首長の下でしつかりやつていくかを選ばれる、これこそが地方分権改革の面でも、規制改革、行政改革の面でも、あるいは地域からの教育改革を進めるという面からも望ましい改革なんだと、これこそが教育委員会制度の抜本的改革なんだと、是非とも政府はやるべきだ、ずつとこの十年間こういう答申が続いてきているんですね。

まず最初に、大臣、政府の審議会やあるいは経済界あるいは首長さんたちからもこういう改革案がずつと訴えられてきた。このことについて、大臣、どうお感じになられますでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) 御指摘のように、地方制度調査会それから全国市長会、そういうところから地方分権の推進といった観点から教育委員会制度の選択制についての提言があつたということは承知をしております。

なぜ教育委員会制度についての選択制がされたかという背景は、認識として、今までも何度も申し上げておりますが、教育委員長と教育長との関係が分りにくいなど権限と責任の所在が不明確であると。また、直接選挙で選ばれる首長との意思疎通、連携に課題があるなど、地域住民の意向を十分に反映していない。さらに、教育委員会は事務局の提出する案を承認するだけであり、審議等が形骸化している。また、非常勤の教育委員から成る合議体であり、迅速さ、機動性に欠けるといった課題が指摘されているわけでありまして、こうした課題が指摘される一方で、現行制度においても適切に教育行政が実施されている地方公共団体もあると、そういう自負があるのではないかと思いますし、事実、全ての教育委員会が今のような指摘について問題があるかというところではなくて、健全に機能している教育委員会も相当数あるというふうに思います。そういうことで選択制に関する提言がなされたのではないかと、うふうに思います。

しかしながら、教育委員会を選択制とした場合、地方公共団体によっては、執行機関としての

教育委員会が廃止されることになるわけでありますが、この場合、教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保が困難になると思います。これに対してどう応えられるのかということについて、質問はできませんが、松沢委員にお聞きしたいところでありまして、これを、四年に一度の選挙で、そのときにもしそういう問題が出てくれば変えればいいではないかという議論がそれぞれの審議会等の中でも行われたというふうには承知しておりますが、それでは子供に対して、現在いる小中学生等に対してはやはり無責任ではないかというふうに判断をしたわけでございます。

今回の改正案におきましては、全ての地方公共団体において同様の仕組みとした形で、首長から独立した行政機関としての教育委員会を引き続きやはり執行機関として、そういう、先ほどのような観点からやはり残すべきではないかということと、一方で、地域の民意を代表する首長が教育行政に連帯して責任を果たせる体制を構築する、そういうトータル的なバランスで、総合教育会議の設置等をするということも含めて今回の法律案として提出をさせていただいたわけでございまして、国が結果的に、それぞれの自治体の判断によつて、すこくうまくいく自治体も例えば選択制にすることによつてあるでしょうけど、一方で、先ほどのような指摘に対して、もしうまくいかなかったときに誰が責任を取るのかということについては、その自治体の住民が責任を取るべきだということ、無責任な法律の立て付けについては国はくみすべきではないと、そういう判断であります。

○松沢成文君 今無責任だとおっしゃいましたが、この選択制を言っているのはみんなの党だから、みんなの党の案が無責任だとおっしゃったのか、それとも地方分権推進会議とかあるいは地方自治制度の調査会ですとか全国知事会、これみんな選択制が望ましいと言っているんですね、ですから、こういう教育に係る団体の提言がみんな無責任だというふうにも聞こえますけれども、

その辺はどうお考えになつていいのか、後ほどお聞きしたいと思います。

その後、実はおとしですか、大臣が、今こそ教育委員会の抜本的改革をやつていこうということで、中教審に、教育委員会の抜本的改正をやりたいでその案を考えてほしいと、こう依頼したんですね。それを受けて中教審は、もう皆さん御承知のとおり、A案、B案と出してきただけです。普通、大臣から抜本的な改革案を考えてくれと。抜本的な改革案はA案なんですよ、首長を中心に教育改革をやつていく。でも、首長が、先ほど言つたように政治的な中立性や、暴走をしないように、その歯止めはこういうところできちつと掛けていきますよというのを含んだA案でした。A案だけではまともな可能性もある。中教審も配慮してB案というのを作つてきて、B案は今の政府案に近い案になつていっているんですね。

私は、安倍総理も、そして下村大臣もやつぱり改革主義者ですから、教育委員会の問題点をずつと認識して、教育改革の一環でこれやらなきゃいけないと思つていた。私は、政治家としてお二人は、むしろ中教審でいうとA案、これをきちつと改革の方針として打ち出したかったんだと思ふんですね。ところが、その後やつぱり与党協議をやつて、与党案をまとめなきゃいけない。その中で、やはり教育の政治的な中立性とか継続性、あるいはこういうものが担保されない可能性もある、ここを考えると今の教育委員会制度は残した方がいいという意見に押されて、それで今回の政府案になつてきたと思ふんですよ。

ですから、これは両方のいい面を取つたと、折衷案だということにも見えますが、ただ私は安倍総理や下村大臣の改革姿勢からすると、これは与党内協議で妥協してトーンダウンしてしまつたと、こも見えるんですね。そこはいかがでしょう。

○国務大臣(下村博文君) 閣法ですので、与党協議は当然必要です。政府・与党として閣法を出すということでございます。

これは中教審の答申を受けてというよりは、その前から与党の中では、これは与党といえますか、自民党、公明党が野党のときから、大阪のいじめ問題というのは、政権、我々が交代する前からの問題でもありましたし、同時に当時は大阪市における教師の体罰、暴力による生徒の自殺問題もありました。このときも大阪市の教育委員会が適切な対応をできていなかったと、そういう我々は認識を持っておりましたから、大津だけでなく、そういう教育委員会が全国にいろいろあるということの中で、個別具体的なその問題、もちろん人による問題もありますが、やっぱり組織的な同時に問題もあるだろうということで、教育委員会制度改革については我々は野党のときからずっと議論をしておりました。そのときから首長に対してもっと権限を明確にすべきだという議論は当然ありましたが、一方で、教育委員会そのものを廃止するという議論というのはそれほどあつたわけではなかったんですね。

ただ、この教育委員会制度をどうするかという抜本改革の中での議論が、その後の政府に設けられた教育再生実行会議や、あるいは、それを受けて中教審に諮問をし、中教審で答申を受けたのが今おっしゃったようにA案、B案であります。なかなかそれぞれにおいても、やっぱり政治的な教育における中立性、安定性、継続性をどう担保させるかということについては首長に、首長部局に教育委員会を廃止してシフトするというものになると、そのリスクについてはどうするかということがずっと議論されてきたという経緯がありましたから、必ずしも中教審の答申を戻して与党で議論して、A案、B案の折衷案というのか、B案に近いということじゃなくて、私は、両方のいいところをよく取って、そしてうまく与党がまとめられたのではないかと、そういうふうに通じております。

将来は、藤巻委員から質問がありました。我が国もそのときそのときの状況に応じてまた法律改正するということは出てくるかもしれません。

が、現在における我が国の今の状況から考えると、政府案が最も妥当性を持った案であるというふうに認識し、国会に出させていただいているということでございます。

○松沢成文君 先ほど大臣が、首長主導型にする、首長が暴走してしまったり、非常にリスクが否定できないと。だから、そういう意味では政治的な中立性や教育の継続性、安定性が担保されない可能性があるんじゃないかと、そういうところについて私に聞きたいぐらいだというふうにおっしゃっていました。

私も県知事を務めましたので、首長として教育委員会とも様々議論していろんな改革をやらせていただきました。高校日本史の必修化の改革なんかはかなりの議論がありましたし、あるいは県立高校の校長先生の1割を民間人で公募をするというところについても、これ人事権でもありますからね、かなりめめました。

私は、首長が教育権限を握って教育政策の責任を持つとした場合に、じゃ、暴走が危ないとおっしゃいますが、地方には地方議会があるんですね。神奈川県にも県議会がある。そこには文教常任委員会として教育問題を専門にする常任委員会があるんです。ですから、このチェック機能というのはかなり厳しいです。特に私に厳しかつたのかもしれないんですが、もう何か新しいことをやるうとしたらばんばん質問が来ますし、その成果が出ないとなったら、またばんばん言われますよね。

ですから、首長が自分勝手に好き勝手に暴走するというのは、それはある意味で地方議会の権限というのをちよつと軽視し過ぎているのであって、やはり国会だって、大臣が何かやろうとすると、この委員会の先生方からばんばん質問が来ますよね。それで、与党内協議とおっしゃいますけれども、お互いが満足できるいい方法を探そうじゃないかということになるわけです。当然、県議会でもそうなります。

特に、衆法で民主党と維新の会が出していた案

は、議会だけじゃなくて、議会から選んだ教育監査委員会のような、かなりの権限を持った、教育行政をチェックできる強い権限を持った委員会もつくっていいこと。こういうものが議会とその上にまたできるわけですから、私は、政治的に首長が暴走する、そういう危険はそう簡単に起こらないというふうに通じているんですね。

地方議員の皆さんも、これ正当性を持った住民代表ですね。そこでもかなり文教委員会の先生方は専門的に教育のことを見ているから、だからそういう意味で、何か首長を中心とした制度にする、首長が暴走して政治的な中立性がおかしくなる、だからリスクがある、危険なんだ、だからこれはやめておこうというの、むしろ改革をやればちゅうちょしちゃうっているんじゃないかなと、私はそう思うんです。

ですから、衆法で出てきたあの案も一つの私は地方の教育制度の案として尊重していく、これが私は教育の多様性を認める上で、あるいは地方分権を認める上で重要な姿勢じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) どんな制度改革案も、この制度改革案になれば一〇〇%全てがうまくいくという、あるいはこの制度改革案はマイナスの部分だけ多いということはあり得ないわけで、相対的な部分というのがあるわけで、そのためには常に良い制度改革を志向していくということが必要ではないかというふうに思います。

その中で、現在出させていた政府案は現状における我が国の地教行法の中では最もよいベターな案であるというふうには私に考えて提案をさせていただいているわけでありまして、もし選択制にするということになったり、あるいは、衆議院で維新、民主党が出された教育委員会を廃止して監査委員制度にするという、首長に権限を持たせるといふことになると、例えば現行法でも、かつての話ですが、国立市におきまして時の市長の権限によって学校現場における日の丸・君が代問題があつて、これを入学式や卒業式のとき

に斉唱なりあるいは掲示させないということ、結果的にこれがエスカレートして、小学校六年生の丸を掲揚したことに對してですね、というようなことがあつたりとか、あるいは、福岡において新しい首長が選ばれたときに、それまでのスト等、教職員に対する、違反行為を解消させたというふうな問題があつたんですね。

これが現行の教育委員会にあつてもそういう状況があつてはありましたが、もし教育委員会がなくなれば、もつとそれがあつてもいいかもしれない。そのとき、法律上、国は何をもつて責任を持つて担保をするのかという問題はやはりあるわけでありまして、そういうことについて無責任で、それは国は、あとはその自治体の判断だということについての判断はすべきではないという考えで出させていたというわけでありまして。

○松沢成文君 教育委員会は全国に幾つあつて、確かにうまく改革を地域の皆さんと一緒に首長と連携してやつているところもあるし、形骸化してそうでないところもあるでしょう。多種多様だと思います。

私が特に心配なのは小規模の自治体なんですよ。ね。やっぱり小さい規模の自治体だとなかなか教育委員会のなり手もないので、大体充て職で、この分野の人って継続されちゃうんです。例えば校長会のOBですとか、あるいは地域の商工会議所のOBですとか、経済界代表して。その人たちが自然と順繰りになっていって、三人、四人のチームをつくる。中には外人部隊、つまり、自分たちの自治体の中に適任がいなければ外から連れてきて、うちの教育委員会の委員やつくっていいよとお願いしている、そういうところもあるやに聞いています。ですから、小さな自治体ほど人はいないし、非常に審議が形骸化してしまうんですね。

それで、これ学者の先生の、伊藤先生の一つの提案でしたけれども、例えば、教育委員会が人事権を持っていない小規模教育委員会、政令市以外

は、市町村は人事権は県にありますから、教員の人事権、ですから仕事もぐっと少ないわけです。だから、そういう教育委員会においては、教育委員会を設置せずに首長を中心やっていく、議会やあるいは監査委員会みたいなものをつくって、そのチェックを受けながらやっていく、そういう手法が考えられても私はいいと思ってるんです。全ての自治体というよりも、こういう小規模自治体で人事権も扱わないような教育委員会に対して教育委員会を置くか否かについては選択制を取る、私はこれは地域の実情に合わせた現実的な改革路線だと思んですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) それは一つの考え方だというふうに思いますし、私も野党のとき自民党の文部科学部会長をしておりまして、そのときは広域の教育委員会制度ですね、小さな自治体は同じようなことがあるというふうに考えましたので、もうちょっと広域の、教育委員会については自治体を広げたものにして、それで対応すべきではないかという案を作ったこともあります。

ですから、いろんな創意工夫の中で、今回はこの政府案が、出させていたでいては、改革案で是非お願いしたいと思つていますが、今後、そのようなことも含めて、より良い教育の活性化、特にこれから我が国においては、やっぱり教育立国だと思いますか、人づくりが国づくりだというふうに思いますし、同時に、その地域における活性化はやっぱり人によってつくられるものであると思いますので、教育については、継続して更に教育委員会制度も含めて御議論をいただければと思います。

○松沢成文君 今の大臣の発言を私なりに解釈すると、教育の多様性、もう常に改革は必要だから、今後、今回はこの案で認めていただくとしても、今後は教育委員会制度の在り方、あるいは多様な自治体があつて地域からの教育改革が必要ですから、地域に教育委員会の在り方あるいは地方行政の在り方を選ばせていくような選択制も含めて今後は検討していくべきだというふうに捉えて

よろしいですか。

○国務大臣(下村博文君) いや、議会でそういう議論を積極的にしていただくということについて期待を申し上げたいと思いますが、政府として、先ほど申し上げましたように、教育委員会を選択する、存続させるか廃止させるか、自治体の大小を問わずですね、それは先ほどから申し上げているようにすべきでないというのが考え方でありま

す。

○松沢成文君 じゃ、ちょっと話が変わりますが、もうあと二分なので大臣にお聞きしますけれども、教育委員会制度というのは、戦後の改革で、やはり教育の中央集権化がある意味で、アメリカから見るとです、連合軍から見ると、日本の戦争の原因の一つにもなったんじゃないかというところで、教育の地方分権化、教育の民主化ということ、ある意味でアメリカの制度をどんと入れられたわけですね、日本なりの制度に改良はしてきましたけれども。

こういう中で、アメリカの制度をまねてというか、アメリカに与えられた制度で今までずっと教育委員会制度をつないできたわけなんです、教育の民主化、地方分権化、あるいは政治からの中立性、これを考えると、教育委員会制度というのは、アメリカが言うように、一つの日本のそれまでの制度の反動として、いい制度だったと思うんですよ。ただ、世界の国々の中で、世界の国々も教育があるわけですから、教育の政治からの中立性というのは、これも重要でありますよね。日本だけの特殊事情じゃないですか。世界の中で、教育委員会制度というように政府の本体から少し独立させて教育はやっていくという制度を取っている国というのはほとんどないですね。先進国ではアメリカとノルウェーぐらいです。国連の、何か教育のいろんな指数があつて計算しているんですが、教育指数というのが、上位十か国、教育が進んで効果上げていますよという国でしょう。これの中で、教育委員会制度を取って教育を本体の地方行政なりから独立させて中立性

を保っている、こういうようなことをやっている国というのはノルウェーとアメリカだけです。ノルウェー一位ですね。ほかの八か国はそういう制度を取っていないんです。

ですから、教育の中立性があるから、継続性があるから教育委員会制度を設けた方がいいんだというのがある意味で日本だけの言い方であつて、ほかの国もみんな教育の政治からの中立性あるいは継続性というのは大事にしていると思います、教育委員会制度を取ってなくても工夫をし

ながらやっているわけですね。

ですから、こういう先進国の地方教育行政の在り方の中から、大臣はこの教育委員会制度をどうしても続けたい、どう考えになりますか。

○国務大臣(下村博文君) それは、一概に比較をして、日本の方はマイナーだからそれはメジャーの方の制度に変えるべきということには私はならないというふうに思いますし、そもそも地方自治における形成そのものが大陸、ヨーロッパと我が国では大きく異なっている部分がありますし、首長も議会の公選から選ぶと、そういう国における自治体も相当あるわけありますから、単純に比較はできないというふうに思ってますね。

要は、より良い子供にとつての教育がどうなるかという点から議論を積み重ねていく必要があるというふうに思っておりますし、今現在における我が国の地方教育行政という視点から見ると、これは、教育委員会の廃止というのは、これはリスクが非常にあるというふうに私は思っておりますし、現段階においては、今回の政府案によつて、より現状を要は打開する制度改革案でま

ずは着実にそれを実施するように是非お願いを申し上げますという立場でございます。

○松沢成文君 ありがとうございます。時間です。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。初めに、今年一月八日、長崎県新上五島町で起きた中学三年生の自殺事件について一問お聞きします。

報道や文科省からの説明によれば、男子生徒は学校の中でもリーダー的存在だったが、あるとき、うざいなど本人に聞こえるように陰口が言われるようになり、昨年十一月にはLINEで、これで首つり自殺ができるかとロープの写真をし、その後も死をほめめかすメッセージを事件当日まで発していた。少なくとも同級生、また中にはその保護者も男子生徒のメッセージを見ていたが、学校や男子生徒の家族には何も伝えられなかった。

同町の教育委員会は、当初、アンケート調査を踏まえて、いじめはなかったと遺族に報告、その後、生徒たちの声から再調査が行われ、今度は、いじめはあつた、しかし自死との因果関係は不明と報告をされた、第三者委員会の設置については決まっていな

い、という説明を受けています。

私は、この自殺といじめとの関係を明らかにするために、また本人からメッセージが発せられていたのに命が救えなかったのはなぜかということを検討するためにも、専門的な調査が必要な段階ではないかと推察をしています。

一般論としてお聞きします。

こうした専門的な調査に取り組む場合、第三者委員会は有力な選択肢だと思つていますが、その際、場合によつては学校、教育委員会側の不十分な対応にメスを入れる必要性も生じるだけに、その構成員は学校や教育委員会との利害関係がないことが大切だと考えますし、同時に、遺族の要望を十分踏まえた人選とすることも必要だと思いますが、大臣に文科省の見解を伺います。

○国務大臣(下村博文君) 昨年十月に文部科学省が策定したいじめ防止等のための基本的な方針におきまして、いじめによるものと疑われる自殺について背景調査を行う場合については、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至つた経緯を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要であるとしまして、遺族が当該児童生徒を最も身

近に知り、また背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望、意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行うことを求めています。

一方、調査を行う組織について、同方針では、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であつて、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者、つまり第三者について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることに、当該調査の公平性、中立性を確保するよう努めることが求められるところであり、文科省としては、引き続き、重大事態の調査を始めとするいじめ防止対策推進法を踏まえた対応が各地で適切に実施されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○田村智子君 それでは、法案についてお聞きします。

先日、名古屋市で行われた地方公聴会では、大綱について首長がどこまで書けるのか、決められるのか、これが明確ではないという懸念が何人もの方から示されました。この点について私は、五月二十三日の本会議の代表質問で、首長の判断で教育委員会の専権事項、例えば、愛国心教育に最もふさわしい教科書を選択するなどの内容まで書き込めるのではないかと質問をしました。安倍総理は、教育委員会が適切と判断した場合においては、教科書の取扱いに関するところなど、首長の権限に関わらない事項について記載することも可能と答弁をされました。

教育委員会の職務権限、首長の職務権限は、現行法も法案も一字一句変わっていません。もちろん、教育委員会の権限に属することでも、新たな予算措置が必要な事項は首長の予算編成権と重なります。例えば、少人数学級の実施などは予算とセットでなければ計画ができません。しかし、教科書の取扱いに関するところなど、新たな予算措置を必要としない事項は教育委員会のみ職務権限

に属します。

総理の答弁は、こうした教育委員会の専権事項については、教育委員会が適切と判断した場合においてと限定して大綱に記載できるといふものでした。ということは、教育委員会が適切と判断しない、同意しない場合は、教科書の取扱いなど首長の権限に関わらない事項を大綱に書き込むことはできないと理解をしますが、そういう認識でいいのでしょうか。

○政府参考人(前川喜平君) 大綱の策定に当たりましては、首長は総合教育会議において教育委員会と十分に協議し、調整を尽くした上で策定することが原則でございます。首長の権限に関わらない事項につきましては、教育委員会が適切と判断した場合に大綱に記載するということは十分考えられるところでございます。

一方、大綱を策定する権限は首長にございますので、教育委員会が合意しない内容を記載することが全くあり得ないとは言えないわけでございませうけれども、教育委員会が合意しない内容を仮に大綱に記載したといたしましても、権限を持つ教育委員会が執行しない事項を記載するということは結果として意味がないことになるわけであります。

したがって、こうしたことがないよう十分に協議し、教育委員会の合意を得られるよう努めることが必要であるというふうに考えております。

○田村智子君 端的に確認しますが、法案そのものによれば、教育委員会のみ権限が属すること

も首長の判断で大綱に書き込めるということなんですか、教育委員会が適切と判断しなくても、イエスかノーか。

○政府参考人(前川喜平君) 大綱の策定権限が首長にあるということから、こういうことも起こり得るということでございます。

○田村智子君 起こり得るというのか、法案はそれを許しているという法案だということだと思います、起こり得るということ。これ、総理の答弁と百八十度違つてきちゃうわけですよ。

じゃ、もう一歩踏み込んで聞きます。

それでは、愛国心教育に最もふさわしい教科書を選択するなど教科書採択に関する事項も、特定の教科書を選択するということも、あるいは人事に関する事項も、総合教育会議で大綱案を協議さえすれば、教育委員会の判断のいかんにかかわらず、首長の判断で大綱に記載できるという法律上の条文になっているのでしょうか。

○政府参考人(前川喜平君) 首長の権限である予算の編成、執行あるいは条例の提案等、関係のないような事項につきましては、教育委員会が適切と判断した場合には大綱に記載されることになると考えております。教科書採択の方針や人事異動の基準についても記載するということはあり得ると考えております。

○田村智子君 私が聞いているのは、教育委員会が適切だと判断しなかった場合はどうなんですかということですか。

○政府参考人(前川喜平君) 首長の大綱を作成する権限ということがございますので、そういった事態も起こり得ると考えております。

○田村智子君 これはもう総理の答弁と全く違うわけですよ。本会議で私は、法案の解釈として、愛国心教育に最もふさわしい教科書を選択するな首長の政治的意向を込めた方針も書き込めるのではないですかという質問をしたわけです。総理は、教育委員会が適切と判断した場合においては、教科書の取扱いに関するところなど首長の権限に関わらない事項についても記載は可能だと答弁をされたわけですよ。

私は、この総理の答弁を委員会質疑でも確認しようと思つたんですよ、そうやって言うだろうと思つて。法案がそうなっているんですけど、一体どこの条文からそう読めるんですかということを開こうと思つたんですよ。ところが、今度は、法案上は教育委員会の判断にかかわらず記載が可能だと、それはあり得るというふうに答弁をされるわけですよ。

となると、一体総理の本会議答弁は何だったん

だということになつてしまふわけですよ、わざわざ限定をしたわけですから……(発言する者あり) そうです。衆議院の本会議では、下村大臣が我が党宮本議員に対して同じように、教育委員会が適切と判断した場合と限定をされる答弁をしている。

何で本会議と委員会が答弁が違ふんですか。

○国務大臣(下村博文君) いや、これは全然違つて話ではないわけでありまして、先ほど愛国教育の教科書云々ということをおっしゃつていましたが、それを教育委員会も適切と判断した場合においては教科書の取扱いに関するところなど首長の権限に関わらない事項について記載することも可能だということでありまして、つまり、先ほど局長が答弁しているのは、結論からいえば、総合教育会議の大綱の中において、協議、調整が調つたこと、あるいは調わないことであっても、大綱に書き込むことはいずれも可能なんです。いずれも可能です。

ただし、教育委員会の権限のある、教育委員会というのは執行機関というふうに残っていますから、その権限の範囲内については、教育委員会の同意がなければ、教育委員会は、大綱に書き込んであつたとしてもそれを執行する責務は負つていないということでありまして、首長がある意味では勝手に書くのは可能であるということですが、できるだけ協議、調整をしていただきたいと思いますが、法律上そういうことでありまして、これは本会議答弁と委員会答弁は全く矛盾する内容ではありません。

○田村智子君 いや、これが矛盾しないのなんですよ。

教育委員会の権限に属する事項は教育委員会が適切と判断した場合に大綱に記載できるといふのと、教育委員会の権限に属する事項でも教育委員会の判断のいかんによらず大綱に記載できると、これがどうして一緒になるかなんですよ。同じだなんて言われちゃつたら、これはもう法案の審議なんかできなくなつてしまふですよ。法案の解

釈に関する事で、中心点なんですから。

これ、私も宮本議員も、まさに首長の独断的な教育への介入を懸念して質問を行っているんです。当然、教育委員会の合意がない下でどうなるのかということについて含んで聞いているわけですよ。その教育委員会の判断で適切ではないという場合においては、あえて答弁しなかったということになるんじゃないですか。どうですか。

○国務大臣(下村博文君) 本会議の答弁とそれから衆議院の答弁をちよつと一緒になされていると、その内容によつて、どう言われているのかというのを、詳細をちよつと読んでいただかないとちよつと明確に答弁できませんが、しかし、先ほど私が答弁したとおりであつて、その場その場によつて方針を変えているとか言い方を変えているということは全くございません。

ただ、この御懸念といいますが、五月二十三日の本会議において、大綱については、総理は、教育委員会が適切と判断した場合においては、教科書の取扱ひに関する事など、首長の権限に関わらない事項について記載することも可能ですよというふうに答えているから、判断しなかったら書けないんじゃないかと、そういう立場でおっしゃっているわけでしょう。でも、それはそういう意味での言葉ではないということを上げているわけであります。

○田村智子君 もう法案の解釈に関わる問題なんです。

これ、大綱というのは、これ全自治体に策定が義務付けられるわけです。法案の条文に則して一体首長がどこまで記載が可能なかというのをはつきりさせるというのはこの法案審議の中で当たり前のことで、だから、私は本会議の場でそのことを総理にお聞きした。そうしたら、教育委員会の判断で適切であると判断された場合と限定をされた。

公聴会でやはりこの点が集中したわけですよ。東海市の市長さんは、このことがはつきりしなければ混乱が生じると、首長がどこまで記載できる

のか、そういう発言をされています。法律を理解している首長ならば、当然、自らの職務権限と教育委員会の職務権限とがどうなるか、こういうことは大きな疑問を抱かざるを得ないと思うんですよ。

教育委員会が同意していない下で首長がどこまで大綱に記載ができるのか、首長の権限に関わる範囲だけなのか、それを超えるものなのか、まさに法案の焦点なんです。教育関係者が一番懸念している点なんです。この重要な問題に対して、私は、総理の答弁はこれはごまかしだと思っていますよ、わざわざ限定したんですから。これはやはり総理にこの答弁の真意をたださなければならぬと思います。

改めて、総理の委員会への出席を求めたいと思いますが、理事会で諮つていただきたいと思います。

○委員長(丸山和也君) 後刻、理事会で協議します。

○田村智子君 これ、それでは私、与党合意との関係でも見たいと思うんですね。

これ、法案は与党の側から審議を尽くして提出されたんだと、自民党の議員からはですね、法案審議の冒頭で強調されました。では、その与党合意ではどうなつていったのか。今日は、私、その与党合意の文書と別添資料というのを配付をしました。

この別添資料の図では、大綱、法律上の協議・調整の対象というのは予算措置が必要な事項、条件整備が必要な事項というふうに書かれていて、これは教育委員会と首長とで権限が重なる事項について大綱で定めるという範囲にやっていますね。これと区別をして、教育委員会の権限に属すること、つまりは首長の権限に属さないことは教育委員会の判断を受けて書くことが可能だと、こう明記されているわけです。

これ見れば、大綱には、教育委員会の判断で適切ではないということになったら、それは大綱には書けないよと、これ、図はそうとしか読めない

と思うんですけども、与党合意と法案というのはこれ中身が違つちやつたということなんです。

○政府参考人(前川喜平君) 教育委員会の権限に属する事項で首長の権限に関わらない事項、こういつた事項につきましては、教育委員会が適切と認める場合にはこれを大綱に記載して、それを尊重して教育委員会が事務を執行すると、これは通常考えられるところでございます。

仮に、首長が教育委員会の了解のないものを、教育委員会の権限に属し首長の権限に関わらない事項であつて教育委員会が判断していいものを書き載せるということがありまして、それは結局のところ、教育委員会はそれを実施するという意思がないわけでございますから、記載すること自体が意味がないということになりますので、そういったことは通常起こらないだろうと考えているところでございます。

○田村智子君 これ通常行わないかどうかじゃないんですよ。法案がどういう中身になるかというの図なんですよ。だから、これ私、与党議員の中にもこういう答弁に驚く方がいらつしやるんじゃないかと思うんですよ。どう考えたつて、教育委員会の判断を受けて書くことが可能というものと、教育委員会がどう判断しようと書くことが可能というのは、これ百八十度意味が違つてきちゃうとしか思えないですよ、法案の説明ですから。文科省がこうやつて運用してほしいというイメージじゃないんですよ、法案についてのものなんです。これは、与党合意と法案というのは、法案の大事な点で違つたものになつちやつたんだというふうに私言わざるを得ないんですよ。与党の皆さん、このままでいいんでしょうかということをお聞きしたいくらいなんです。

この合意の文書を見ても、会議においては、これ総合教育会議ですね、予算の調製、執行や条例制定など首長の権限に属する事項等を協議の対象とするというふうに書いてあるわけですから、これは首長の権限に属さないことは基本的には協議

の対象外と、そうとしか読めない書き方になっているわけですよ。この「等」の中にまさか首長の権限に属さないことが入りますなんて説明されちゃつたら、もうこれ何でもありという話になつちゃうわけですね。

この文書と資料というのは自民党のホームページに掲載されています、今回の法案を国民に知らせるものともなっているわけです。実際、この資料を見て、教科書採択や人事など、教育委員会の専権事項は首長の判断だけでは大綱に記載できないんだと、こう理解している教育法の研究者が何人もおられるんですよ、私も話をして。だから、そのことを確認する委員会の質問を準備したら、いや、そうじゃないんだという答弁返つてくるわけですよ。

これ、首長が自らの権限に属さないことまで自分だけの判断で総合教育会議の協議事項にできるのか、大綱に書き込めるのか、これは教育の自主性、教育の政治的中立性に直接関わるまさに法案の核心部分です。それを国会にも国民にもごまかしてきた、隠すようにして議論を進めてきた、こういうやり方は極めて重大だというふうに私は指摘をせざるを得ないんです。

なぜ私がそう言うのか。それは、実際に首長の権限に属さない事項でも協議を行つて大綱に書き込みたんだという、そういう首長が現におられるからなんです。いるんですよ、想定外のことじゃないんですよ。

これ、静岡市での地方公聴会で、静岡県知事は、全国学力調査、いわゆる全国学力テストですね、この結果の取扱ひについて、協議の対象として大綱に書くつもりがあるというふうに表明をされました。この発言が翌日の地元紙でも大きく報道がされましたように、全国学力テストが総合教育会議や大綱でどう扱われるのか、これは大変大きな問題になつてくると思います。

静岡県知事は、昨年四月実施の全国学力テストで、小学校六年生の国語A問題で正答率が全国平均を上回つた学校の校長名を県教委との協議は行

わずに公表しました。知事は当初、成績下位百校の校長名を公表しようとしたのですが、県教委だけでなく県民からの批判や、下村大臣もそれはふさわしくないという記者会見で話をされたこと、逆に平均点を上回った学校の校長の氏名を公表したということなんです。しかし、地元紙では校長名に学校名を付記して報道をしたので、これは市町村教育委員会の了承もいままに部分的とはいえ学校にランクを付けるという結果になってしまったわけです。

さらに、昨年十月二十四日には、県教育委員会主催の学力向上集会で、ここに来賓として知事が出席をして、小中学校の校長先生らを前に、学力の推進校に指定されていた二校が全国平均を下回っている、問題だと、二校の県内順位まで明らかにしたというんです。

こういう下で、この知事の圧力で県教委もテストの点数を上げるんだという教育方針にかじを切ることになった。五年生では一日使って試験対策、六年生になってからも全国学力テスト直前に一日試験を行うなど、必要な授業が全国学力テスト対策の試験に置き換えられてしましました。

これは静岡だけではありません。沖縄県、学テ対策が激しく行われています。県教委は、全国順位を意地でも上げると言って、学校に次々と通知を出して、授業時間を増やすため学校行事は簡素化せよ、十二月までに終われ、一月から三月は学テ対策強化期間、四月に行われてきた家庭訪問の時期を見直せと、こういうことを相次いで求めていったわけです。那覇市では、実際、特別期間には、朝、昼、放課後、補習を実施をし、総力戦、動員令、こういう言葉まで飛び交っているということなんです。

これ、強弱はあれ、こうやって学テ対策というのは今各地の自治体で指摘がされています。中には、四月に新学期が始まって、四月下旬の全国学力テストの日までは国語も算数も過去問題の練習だと、こういう学校まで出てきています。こ

いう実態をどう見るか。

学力テストの実施要領には、「序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮する」とありますが、既に県ことの順位競争を引き起こされているんじゃないかと思いますが、大臣の見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(下村博文君) まず、今回の地教行法の改正はこの法案が全てですから、これに対して今まで何か隠すようなこともそもそもしてないわけですし、衆議院でも四十時間の議論がされ、参議院においても相当な議論がされているわけでありまして、これは質問されれば、それに対してきちっとお答えしているということでありまして、それから、本会議とか、それから衆議院と参議院で説明が異なっているということは全くないわけでありまして、これは当然法の立て付けの中の議論についてきちっと答えているというふうに考えております。

それから、学力テストについては、基本的に学力を上げるということは、これは何ら否定すべきことではないと思います。ただ、その方法論については、これは過剰にならないような配慮は必要だ、というふうに思いますし、それから、そもそも勉強だけできれいというふうなことであつてはならないわけでありまして、知徳体あるいは食育を含めたバランス的な教育というのは人格の陶冶ですから、トータル的に子供を育むためにどうしていったらいいかということについて、各教育委員会についてはそういう配慮もしながら、学力テストは学力テストとして有効に活用していただきたいと思っています。

○田村智子君 先ほどの法案の答弁については、是非総理に対して私もただしたいというふうに思います。

学力テストなんですけれども、この都道府県の教育振興基本計画、今度は大綱にどう書かれるかということになるんですけれども、その目標をずっと調べてみたものも、これも資料でお配りしました。その目標には、全ての正答率が全国平均

を上回るとか、全国の平均プラス三%など、目標設定が次々と出てくるわけです。これ、全ての都道府県が平均点を上回るなんてことはあり得ないわけですね。となれば、これ、果てしのない競争地獄になっていくことになる。

ところが、文科省は、今年実施の学力テストから、これまで学校の同意を得なければ平均点の公表をできないという要件だったのを、これ、小中学校を管理する教育委員会の判断で学校ごとの平均点の発表を可能だというふうにしてしまった。都道府県の平均点を発表するだけでも、さつき言ったような競争の激化が起きている。これに輪を掛ける、子供たちと学校が競争の激化の中に投げ込まれることに私はなつてしまつたというふうに思うんですね。

文科省は教育的判断と説明責任ということを教育委員会に求めているんですけれども、それでは、子供に重大な悪影響を与え、こういう判断があつたとしても、説明責任ということを問われれば、例えばそういうことを首長が圧力掛ければ、これは学校ごとの平均点というのは公開しなければならぬということになるんでしょうか、局長。

○政府参考人(前川喜平君) 本調査は、保護者や地域住民の関心の高い学校教育の改善のために実施しているものでございまして、適切に説明責任を果たすということは重要でございまして、一方、序列化や過度の競争による弊害が生じないようにするなど、教育上の効果や影響等に十分配慮することも重要であると考えております。

このため、今年度の実施要領におきましては、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについてはその教育上の影響等を踏まえ必要性について慎重に判断すること、公表内容や方法等は教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること、児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど児童生徒の個人情報保護を図ること、学校や地域の実情に応じて個別の学校や地域の結果を公表しないなど

必要な配慮を行うことなどを示しているところでございまして、これらに従って学校の設置管理者である教育委員会が判断することとしているものでございまして。

これらに基づきまして、各教育委員会におきましては、結果の公表について、教育上の効果や影響等を踏まえて、その必要性を含めて適切に判断していただきたいと考えているところでございまして。

○田村智子君 これは、序列化や過度な競争の懸念があると判断すれば学校ごとの平均点の公表を見合わせるべきだという答弁だったというふうに受け止めます。

これが、首長の関与を強める今回の法案によつて、首長の圧力で無理やり公表させられるのではないかと懸念がやはり生じてくるわけなんです。私は、昨年静岡で起きたこともしつかりと法律に照らして見る必要があるというふうに思います。これも確認ですが、これも、全国学力テストの平均点、これを公表するかどうか、その判断をする権限は首長に属するものではないというふうに理解をしますが、根拠法令と併せて説明してください、端的に。

○政府参考人(前川喜平君) 全国学力・学習状況調査は、現行法でいきますと第二十三条、改正案でいきますと第二十一条の第十七号「教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること」の規定に基づきまして教育委員会が行う職務でございまして、文部科学省が定める実施要領により市町村教育委員会が結果の公表の判断を行うこととしております。

改正後におきましても、全国学力・学習状況調査の事務が教育委員会の職務権限に属することとは変わりませんので、教育委員会が結果の公表の判断を行うということに変わりはないわけでございます。

○田村智子君 これは大臣にもちよつとお聞きしたいんですね。

学力テストの結果の取扱いは、一歩間違えれば

過度な競争や序列化を生み、学校の授業や行事にまで悪影響を与えます。そうである以上、これを公開するかどうかということはすぐれて高度な教育専門的な判断が不可欠だと考えます。また、学校ごとのテスト結果の公表の是非は学校の教育課程にも大きな影響を与えるだけに、これは市町村だけでなく、学校との密接な意思疎通、連携、これを前提にして判断することが望ましいと思います。いかがですか。

○国務大臣(下村博文君) 全国学力・学習状況調査の結果については、国として、我が国の児童生徒の学力等の状況について説明責任を有していることから、国全体の状況に加え、都道府県ごとの公立学校全体の状況を公表しております。これは、都道府県教育委員会は教職員の給与等を負担し、広域で人事や研修を行うとともに、市町村教育委員会に対し、市町村の教育に関する事務の適正な処理を行うための必要な指導、助言、援助を行うなどの役割と責任を有しているためであります。

各都道府県においては、全国学力・学習状況調査の結果等を踏まえ、他の都道府県における実践について学んだり教職員を派遣したりすることなどによりまして、他の都道府県の優れた取組を取り入れ、教育施策の改善充実を図っており、都道府県ごとの平均正答率の公表が過度な競争を招いているとは考えておりません。

また、市町村の教育委員会については、それぞれの市町村の教育委員会で判断すべきことであるというふうに思いますが、基本的には、学力も、これまでのような暗記、記憶中心ではなく、児童生徒の創造性、クリエイティブ、企画性、そういうようなあるべき方向性の目指すべき学力に合ったような試験内容と、それから、そういう意味での競争というのは、これは一人一人に結果的には必要なことであるというふうに思いますが、ただ単に点を比べるという意味での過度の競争原理を促進させるようなことについては、それぞれの市町村教育委員会については十分な配慮を行う必要

はあると思います。

○田村智子君 時間ですので終わります。

○委員長(丸山和也君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後三時五十九分散会

【参照】

名古屋地方公聴会速記録

【本号(その二)に掲載】

静岡地方公聴会速記録

【本号(その二)に掲載】

六月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、教育委員会制度への国や首長の関与を強化する地方教育行政法の改正に反対することに
関する請願(第一九三九号)(第一九四〇号)
(第一九六五号)

第一九三九号 平成二十六年五月二十八日受理
教育委員会制度への国や首長の関与を強化する地方教育行政法の改正に反対することに
関する請願者 長野県佐久市 今井誠 外二千三百八十名

紹介議員 福島みずほ君

政府与党は、中央教育審議会の「今後の地方教育行政の在り方について(答申)」を受け、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下「地方教育行政法」という。)の改正作業を行い、第百八十六回通常国会に提出し、教育委員会制度の改正について審議を始めた。その内容は、(一)教育行政の基本的方針となる大綱は、首長が主宰する総合教育会議で教育委員会と協議して首長が策定する(二)教科書採択や個別の教職員人事などは教育委員会の専権事項とするが、同会議で議論することも可能とする(三)教育委員長と教育長を統合した新教育長を設け、首長が直接任命する(任期三

年)(四)生徒の安全など緊急の場合に限られてい
る文部科学大臣の是正指示について要件を緩和し
国の関与を強めるといふものである。現在の教育
委員会制度の根幹は、その地域の教育行政は市民
の代表である数人の教育委員の合議によって決定
することであり、戦後の民主主義の一端である。
また教育は、首長の政治的な考え方に左右されて
はならず、かつ教育は多様な価値観を含む文化的
な営みであり、政治的介入はできる限り抑制的であ
るべきというのが憲法の精神である。現在の地方
教育行政法の下でも、全国学力テストに関わる
平均点の公表の押し付けや入学式・卒業式での君
が代斉唱の強制など、首長の政治介入によって教
育現場に様々な混乱が持ち込まれている。この上
首長の権限が強化されることは、学校現場の一層
の混乱を招く事態となりかねない。

については、次の事項について実現を図られた
い。

一、地方教育行政法の「改正」を行わないこと。

第一九四〇号 平成二十六年五月二十八日受理
教育委員会制度への国や首長の関与を強化する地方教育行政法の改正に反対することに
関する請願者 長野県上田市 高木義隆 外二千三百三十九名

紹介議員 山本 太郎君

この請願の趣旨は、第一九三九号と同じである。

第一九六五号 平成二十六年五月二十九日受理
教育委員会制度への国や首長の関与を強化する地方教育行政法の改正に反対することに
関する請願者 長野県須坂市 加藤善正 外二千三百二名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一九三九号と同じである。

平成二十六年六月二十七日印刷

平成二十六年六月三十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

妹都市の沖縄市を訪問しており、地元である中部国際空港の積極的な活用を図って、文化や歴史、自然が全く違う場所での体験をしております。その中でも、帰ってきた子供たちが最も印象に残ったこととして、平和の大切さと戦争の悲惨さがあります。戦後六十九年が経過し、学校の教員では戦争体験者やまた戦後の体験者がいないこともあり、現地へ行って実際に体験をした方の話を聞くことは、子供たちの心に強く残っていくようでありたい。

また、子供たちが自分の学校に愛着と誇りが持てるように、各小中学校の創意工夫を生かした教育活動を支援する輝く学校づくり事業を実施しております。例えば、狸々という地域に伝わる厄払いの伝統文化を学び、地域の行事への参加を通して地域の人々と交流を図る取組を行っております。これにより、子供たちが自らの生まれた郷土への愛着の心を育て、地域の方々にとっては、地域の中で誇れる学校という意識が醸成されることを期待しております。

社会教育では、先ほど申し上げました郷土の偉人、細井平洲先生を生かした取組を進めております。全国には、それぞれの自治体に大切な偉人があり、それぞれに、今の時代に、今の教育に生かしております。そうした自治体が連携して、地方の元気を発信していく囀鳴フォーラムを東海市が主催し、全国十四の自治体と先人を生かす教育に取り組んでおるところでございます。また、学校教育の中でも「道徳 平洲先生」という副読本を作った教養を学ぶとともに、中学校の修学旅行では、姉妹都市の一つであります山形県米沢市の平洲先生ゆかりの場所を訪れ、郷土の偉人のより深い学びができるように取り組んでおります。

私は、市長に就任した平成十三年から、町が元気になるためには、若い人たちにとって魅力のある町にならなくてはいいなと取り組んでまいりました。若い世代が働き、子供を産み育てやすい町を目指し、お話しした教育への取組を含め、

様々な施策を展開してきた結果、平成二十四年度の合計特殊出生率は、全国一・四一に対して一・八八と沖縄市に近い率となり、人口減少社会の中でも東海市の人口は毎年増加をしているところがございます。また、独自の子育て支援策や、教員には教える力を高めてほしいと同規模の自治体では珍しい教員研修センターを設置するなど、子育てするなら東海市、教育を受けるなら東海市をキャッチフレーズに進めているところでございます。

次に、今回の法律案に対する意見を申し上げます。法律案では、昨年度の教育再生実行会議の提言を受け、中央教育審議会が審議され出された答申、今後の地方教育行政の在り方を踏まえ、現行の教育委員会制度におきまして課題解決のために策定されたものと認識をしております。法律案では、執行機関である教育委員会制度は残しつつ、地方公共団体の長と教育委員会と日常的に連携を強化し、緊急案件に対して迅速な危機管理体制の構築を図るとともに、責任体制を明確化することなどが改正の主目的であると理解しております。

まず、新たな教育長を置く点について申し上げます。本市の教育委員については、皆非常に熱心に行っていたと考えております。しかし、教育委員会の代表者が委員長になっていることについて、日々行われる教育行政について全て責任を負えるかという点については、別に仕事をお持ちの方である非常勤ということを見ると、なかなか難しいというのが現実ではないかと思っております。このことは、日常的な業務では見えにくく、緊急の対応が必要になった場合に表面化するというふうな思っております。

このため、常勤である教育長が教育行政に責任を持つのは自然な流れかと存じます。その点でいえば、法案で言うところの新教育長というのは、責任の明確化とともに、特に緊急的な対応を必要とする危機管理の観点で適切な制度と考えます。次に、新たに設けられる総合教育会議について申し上げます。現行制度において教育委員会の弱点といえますが、教育委員会の立場に立った場合、予算権がないということが大きいと思っております。現在、予算要望の際には教育委員長から説明を行っていたとしても、その際には私の教育に対する思いの部分も話し、教育委員との認識の共有が図れるようにしておりますが、法令上担保されているものではありません。大きな財政負担を伴うような施設整備や大きな事業について適切な判断を行うには、予算要望のときだけではなく、日常的に市長と教育委員会が共通認識を持てるような仕組みが大事かと思っております。

本市では、学校教育と社会教育の壁を乗り越えて教育施策全般について有識者等に審議をしていただく教育ひとづくり審議会を設置しております。この審議会では、教育委員会からだけではなく、市長からも諮問ができる形になっております。例えば、幼児期から小学校低学年期における子育て支援の在り方等については私の方から諮問させていただいております。

このように、本市では既に市長と教育委員会が協力し行政を行っている自負はございますが、総合教育会議という場が法令上に位置付けられることにより、認識の共有が更に効率的、効果的にいくことができることを期待しております。

一方で、総合教育会議の中でどこまでが協議、調整する事項であるかについては、国会でも例示を挙げて答弁されておりますが、実際に運用するに当たって、首長及び教育委員会双方で異なる解釈をし、共通認識が得られないことによつて各地の教育行政が混乱はしないだろうかという心配もしております。国の法律の運用に当たっては、そのような点に配慮をした対応が必要ではないかと思っております。

本市の教育委員は、教育長を含め六名の委員で構成されております。委員会は男女同数となっており、それぞれ異なるバックボーンをお持ちの方々によつて構成されております。他の自治体と同様に定例教育委員会を毎月一回開催しておりますが、委員の活動は活発なものがあり、各種事業へも積極的に参加をいただいております。また、委員会終了後には必ず教育委員会事務局を交えた相互勉強会を開催し、各種施策等に対する意見交換をしております。また、先ほど説明しました体験学習事業の実施に当たっても、教育委員が実際に現地へ行って計画を立てるなど、教育委員が積極的な関わり合いを持つて進めております。

このような本市のこれまでの教育委員の活動と教育の政治的中立性や継続性、安定性を考慮すると、執行機関としての教育委員会制度は引き続き残すことが私としてはよいのではないかと思います。

以上、法律案に対する意見を申し上げますが、整理すれば、まず、新たな教育長制度が設けられることにより、教育委員長と教育長が一本化されることにより、責任の明確化と緊急対応が迅速にされる体制が構築されることは意義あることと思っております。

次に、首長が主宰する総合教育会議を設置することにより、大きな方向性や条件整備等について教育委員会と正式な場で協議、調整を行うことが全国のどの自治体でも行われるようなことになり、法律により全国の全ての自治体で設置されるこの会議で、首長と教育委員会の協議や調整を通して様々な先進的な取組が生まれる可能性を秘めており、各地方自治体における教育への取組が活性化されることが期待されます。このような点から評価し得る内容と思っております。

さらに、教育委員会を執行機関として残したことにより、政治的中立性や継続性、安定性といった部分についても配慮が行われることで、バランスの良い案になっていると思っております。最後になりますが、いつの時代もそうですが、

次代を担う子供たちの人材育成は大変重要であります。特に、少子高齢化の時代の中でますますその重要性が増していると思います。今回の法改正を一つの契機として、教育委員会と協力しながら子供たちの育成に努力してまいりたいと思います。

以上をもちまして、私の意見とさせていただきます。

○岡長(丸山和也君) ありがとうございます。次に、松川公述人をお願いいたします。松川公述人。

○公述人(松川禮子君) 改めまして、おはようございます。岐阜県教育委員会教育長の松川でございます。

今日は、現職の教育長として公述人に御指名いただいたものと承知しております。私は、平成十九年から現職に就いておりますけれども、教育長になる前は岐阜大学教育学部で三十年ほど教員養成に携わっております。

それでは、早速でございますが、教育委員会制度改正について意見を述べさせていただきますと思います。

教育委員会制度につきましては、これまでも、分かりにくい、かなり複雑な制度であるということ、それから形骸化しているのではないかとというような議論がありましたけれども、今回の法改正につきましては、平成二十三年の大津市のいじめ事案におきまして、教育委員会の対応に対して厳しい批判がなされたことが直接の契機であるというふうに認識しております。その際、特に権限と責任の明確化という点、それから危機事案に対する迅速な対応に問題ありというふうにされたところでございます。

そもそも教育委員会制度でございますけれども、教育委員会制度は、教育に求められる要件であります政治的中立性の確保、継続性、安定性の確保、地域住民の意向の反映の実現のため、首長から独立した執行機関として様々な意見や立場を中立的に集約するための合議制とされたものであ

るといふふうに理解しております。また、そのために、教育行政を教育や行政の専門家だけに任せるとはなくて、幅広い視野を持った地域の方に教育委員として就任していただくことにより、地域住民の意向の反映を期待されているだけでなく、全体の議論に対するチェック、いわゆるレーマンコントロールが期待されているところでございます。

本県岐阜県におきましては、私以外に五名の教育委員さんがいらっしゃるわけでございますが、直接間接、教育に関係のあるバックグラウンドを持つているのは私だけでございまして、その他の五名の方は、経済界、森林環境、スポーツ、地域文化、それから生徒の保護者の方というふうに多様な分野の方が教育委員に就いていただいております。定例の委員会などを通じて様々な御意見をいただいておりますし、活発な議論を重ねてきているところでございます。

しかしながら、近年の少子高齢化、情報化、グローバル化の進展により社会が大きく変わっている中で、子供たちの学力や体力の向上、いじめ問題や不登校児童生徒への迅速な対応など、教育をめぐる課題も複雑化、多様化しているのが現実であるというふうに思っております。

当県におきましては、本年、これらの課題や変動する社会情勢に対応して教育を推進していくための方針といたしまして、知事部局とも緊密に連携を取りながら、岐阜県として第二期教育振興基本計画であります第二次岐阜県教育ビジョンというものを策定したところでございます。

今申し上げましたように、社会の変容に対して人々の教育に対する意識も大きく変わっております。教育制度においても変えるべきことは変えていくべきだといふような基本的な認識は持っております。

ただし、変えるに当たっては、教育委員会の果たすべき役割やこれまでの経緯を十分に把握し、現状の問題点及び変えることによって起きる問題を検討した上で進めるべきだというのが私の考え

でございます。

さて次に、改正案に対しての思い、要望等を述べてさせていただきますと思います。

私、実際に教育行政事務を執行している立場といたしましては、現行の制度は、権限の抑制、均衡が図られた、複雑であるがよく考えられた制度であるといふふうに考えております。その上で、改正案について三点ほど申し上げたいと思っております。

まず一点目でございますが、責任の明確化について、常勤の教育長と非常勤の教育委員長の関係が県民には分かりにくいといったことが言われております。

私、教育長になって八年目でございますが、いろいろなところで御紹介されるのに、教育委員長というふうに紹介されることは少なからずあるわけでございまして、一般の方には教育長も教育委員長もよく分からないということが事実だといふふうに思っております。また、教育長の任命は教育委員の互選になるということになっておりますけれども、そういう建前と実態が相違しているということは事実でございます。

そういう意味で、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者を置くことにより、責任の明確化が図られたという点については評価をしているところでございます。

二点目に、危機事案への対応についてでございますが、いじめ問題など重大事案に迅速に対応できないという問題については、事案が発生した場合に、教育長、教育委員、そして首長と密な連携を図り事案に対応することが何より重要であるといふふうに考えております。

今回、重大ないじめ事案が学校で起きた場合、首長が総合教育会議を招集するなど、首長がリーダーシップを持って迅速な対応ができるよう制度改正されたことは評価ができるというふうに思っております。

ただし、制度を改正しても、各自治体が制度を適切に運用していく責任を果たしていかなければ

意味がないわけでございまして、いかにこの制度を各自治体が適切に運用していくかということが重要であるといふふうに考えております。

三点目に、いろいろ議論がありました政治的中立性をどう担保するかという問題についてでございます。

現行の制度では、首長から独立した合議体の教育委員会を執行機関とすること、教育委員は同一政党に所属する委員が過半数を超えないようにすること、それから、首長との役割分担の中で教育委員会の専決事項を定めることなどにより、その確保が図られているというふうに承知しております。

改正案におきましても、教育委員会が引き続き首長から独立した執行機関とされていること、教科書採択や教職員の人事等が教育委員会の専決事項として留保されていること等、政治的中立性の確保に配慮しているものと考えております。

また、幅広い視野を持った地域の方が教育委員として全体の議論に対してチェックするレーマンコントロールがしっかりと行われていくことが教育の政治的中立性に重要であると考えております。その点も引き続き担保されているというふうに考えております。

ただ一方で、総合教育会議については、いまだ具体的な運用方針が明らかでない点がござい

す。

例えば、総合教育会議で調整、協議する内容について、国会の議論を伺っておりますと、総合教育会議における調整は予算の編成、執行や条例提案などの首長の権限と調和を図ることが必要な事項とされておりますが、どこまで調整を要するかは首長の判断となっていくことから、予算の編成、執行や条例に関する全ての事項が総合教育会議の調整の対象となり得るのではないかと考えられます。

また、団体によつては、首長と教育委員会が総合教育会議の場において対立する場合もあり、総合教育会議において調整が付かなかった場合の対

応が不明確でありまして、混乱を招くおそれがあるというふうに考えております。

本県では、現行の制度におきましても、これまで知事と教育委員会は綿密な連携を取ってきておりまして、定期的に意見交換は行ってきたております。

す。今後も、総合教育会議における知事と教育委員会の議論を踏まえて、お互いの信頼関係の中で教育行政を進めていくことが重要であるというふうに考えております。そういった意味で、現場で混乱を招かないよう、具体的な運用方針を早急に明確にしたいということが大事だと考えております。

いずれにいたしましても、教育行政の第一の目的は子供たちの教育の充実でありますので、地方教育行政体制について考える際も、どのような体制が子供たちの教育の充実につながるかという視点で考えていくことが重要であると考えております。

以上で私の意見陳述とさせていただきます。ありがとうございました。

○**國長（丸山和也君）**　ありがとうございます。

○公述人(神谷龍彦君) おはようございます。ただいま御紹介をいただきました神谷でございます。

ここへ来るときに、名古屋駅のコンコースで子供たちがたくさん並んでおりました。私も昔、教員をやっておりましたので、そばへ寄ってみますと、私の後輩が校長で、今日から修学旅行に出かけるということでした。修学旅行、二泊三日、たくさんの子供たちを連れて、そして安全に修学旅行を行う。彼らは恐らく二日間は徹夜で修学旅行の引率をしておるのだろうと思うと、気を付けて行つてらっしゃいというふうな言葉を掛けました。それを見て、私も十年前の自分の教員生活の思い出しました。余分なことを申し上げました。

は名古屋市の校長会会長、それから退職後は名古屋市市の教育委員並びに教育委員長をさせていただいたいただきました。これらの経験を踏まえまして、教育委員会制度改革案についての所感を述べさせていただきたいと思っております。

名古屋は人口二百二十七万人。名古屋市教育局委員会は、幼稚園二十三園、幼稚園児は二千名です、小学校が二百六十四校、児童が十一万名、中学校が百十一校、五万二千名、高等学校十四校、一万三千名、特別支援学校四校、千名、そういうところを所管しております。

まず、今回の教育委員会制度改革案について、私はこのような考え方を持っております。名古屋

の教育現状を見たときに、なぜこのような制度改革が必要なのか、まだ十分理解をしておりません。今回の改革案の理由が、様々な教育課題に迅速に対応する、あるいは教育行政の責任者を明らかにする、首長に執行機関としての権限を持たせる、これらのことが理由であるならば、名古屋を含めて多くの自治体で現状を改善するための理由にはならないと考えております。

いじめなどの重大事件が起きたとき、制度改革の前と後で対応のスピードに変化があるとはとても考えられません。仮にこのような状況が各教育委員会で見られたとしたならば、それは制度上での問題ではなく、教育委員会の姿勢、体質、運営上の問題というふうに考えます。

そもそも教育委員会の役割は、いじめなどの問題解決に迅速に対応することも大切なことではあります。各学校は、子供と教師の信頼関係が保たれ、子供が安全に過ごし、子供の能力が伸ばされ、将来、国をよって立つ国民の育成をするところであり、そのような学校の支援、指導が大きな役目だと思っております。

したがって、制度を改正するよりももっと大切
なことは、学校現場の支援であり、そのための学
校現場の実態把握であり、日常の学校現場と教育
委員会の意思の疎通であります。

との関わりなど行政側からの視点が多く盛り込まれた改正案となっていますが、現場をどう支援するか、地域の関わりをどう進めていくか、子供の命をどう守り、教師の健康をどう守っていく、教師と子供の信頼関係をより進め、より進んだ教育活動をどう進めるかの議論が深まっていらないのが残念であります。このような視点に立つたとき、現状の名古屋の学校教育において、教育委員会制度を改正しなければならぬほどの状況にはないと思われまゝ。

また、いじめなどの対応についても、不幸にして名古屋でも昨年の夏に大変痛ましい事故が起こり、全国にその情報が流れましたので、皆さんも

御承知のことと思います。しかし、このときの名古屋市の対応は、事務局が教育委員会と連携を保ちながら情報を公開し、事務局一丸となつて迅速に対応し、収束を図つたことは御承知のことと思います。その後、市長との協議もあり、検証委員会を設置し、事故の原因を明らかにし、いじめ対応マニュアルを全校・園に配布するななど、再発防止に向けて取組をしたところであります。

私は教育再生実行会議の第二次提言で、関係者のためぬ努力と相互の親密な意思疎通により適切な教育行政が行われている地方公共団体があることも事実であるとともに、現在の制度においても、教育委員会、事務局が教育を大切にするという使命感と教育委員会の持つ役割をしっかりと認識し、しっかりとした危機感を持ち、情報を公開し、迅速に対応することにより問題解決を図ることは十分できることだと考えております。そのためには、日頃の、教育委員会委員長を始め教育委員、教育長を始め事務局の職員の高い意識の継続が大切だと思います。

なお、市長との日常の協議はこの方面でも既に行っているのが現状です。あえて規定することの意味も理解し難いところであります。

次に、政府案について意見を述べさせていただきます。

教育行政の政治的中立、継続性、安定性を確保しつつ、総合教育会議という場で首長と教育委員会がより連携を取る体制が構築できるという意味で評価するところではありますが、教育委員会の実務を経験した身から具体的に考えると、懸念を感じるところがあります。

第一点、新教育長について、責任体制の明確化ということでは分かりやすくなりましたが、権限の強化、職責や実務の負担についてはかなりのものになると思われます。そのためには、チェック機能をどうするか、その人選や実務の負担の軽減の方策は運用の中でしっかりと考えていく必要があるのではないのでしょうか。

第二点、総合教育会議については、協議、調整の場ということでありますが、協議の対象となる事項、調整の対象となる事項、それぞれ考えられますが、その線引きが曖昧になると、教育委員会の職務権限に属すること全てが首長の意向にのみ込まれる可能性を含んでいることが懸念されます。

第三点、大綱については首長が作成することになつてゐること自体は、首長が教育委員会と連携して教育に責任を負うことの具体化と思います。が、首長と教育委員会が折り合つた事項のみを掲げるという規定ではないため、場合によつては教育行政推進の妨げにならないかと思ひます。そうならないためには、教育長や教育委員の資質向上はもちろんのことですが、首長の側にも教育行政に対する見識がより求められることにならうかと思ひます。

なお、名古屋市教育局では、現在、教育基本法に基づく教育振興基本計画を作成中であります。二十七年度的新計画により施行を展開していく予定であります。

このような状況の中で今回の制度改革があり、二十七年度に入ってから策定される大綱、そして教育振興基本計画との相互の關係に不明瞭な部分があり、計画の策定作業をどう進めるべきか、大綱を想定しながら策定作業を進めていくべ

きなのか、戸惑っている状況をお伝えしておきます。

次に、衆議院に提出された野党提案案について述べさせていただきます。

今回、参議院には提出されておりましたが、教育委員会をなくすという抜本的な改革案であると認識していますが、教育には長期的な視点に立つた継続性や安定性が必要であると考えており、首長にその地域における教育行政の全てを託すという制度には、やはり危険を感じる次第であります。

最後に、世の中が日々動き、進んでまいります。したがって、それに合わせた改革の必要まで否定するつもりはありません。しかしながら、学校現場では、教師と子供、教師と保護者の信頼関係を大切にしながら、現行制度の下、正常な教育活動が展開されていると思います。改革による急激な変化は学校現場にもたらす影響は大きく、教師と子供の信頼関係まで崩すとしたら大変でありました。したがって、改革はしっかりと子供の実態を見極め、改革すべきであります。

また、教育は国家の将来を担う人材の育成という国家の重要な仕事であります。間違ひは許されません。そのためには、じっくり腰を据え、子供と一番近い距離にある方々の意見をしっかりと参考にして事に当たることが大切であります。

こうした点でいえば、昨今の教育改革は矢継ぎ早であり、中央の議論や改革プランによって学校現場や地方の教育行政がそのたびごとに対応に困惑し、多忙な状況に拍車を掛けることも事実です。

どうぞこの点を配慮していただき、拙速ならざる改革を切に望むところであります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○岡長(丸山和也君) ありがとうございます。次に、岡田公述人にお願ひいたします。岡田公述人。

○公述人(岡田豊君) ただいま御紹介をいただき

ました愛知県小中学校校長会の会長を務めております岡崎市立井田小学校長の岡田豊でございます。

今回、公述人として意見を述べさせていただきます機会をいただきましたことを大変光栄に思っていますし、感謝を申し上げます。よろしくお願ひをいたします。

私は、これまで三十八年間、小中学校の教師として歩んでまいりました。その間、岡崎市の教育委員会に二年間、愛知県の教育委員会に八年間勤務し、また校長として三校、八年間勤めてまいりましたので、学校現場の切実な声を申し上げるということが私の立場であらうかというふうに思っております。よろしくお願ひをいたします。

さて、平成二十三年十月に大津市内の中学二年生がいじめを苦に自宅で自殺するに至った事件、学校現場に限らず大きな衝撃が走りました。誠に痛ましく、子供の命を守るべき学校におきまして決してあってはならない出来事であり、教育に携わる者としての痛恨の極みであります。事件の詳細を知るにつれて、学校が一人の子供の命を守るために正常に機能していないと言わざるを得ません。被害者からいじめの相談や暴力行為の報告を受けていたにもかかわらず、適切に対応していないというのは批判のそりを免れません。

愛知県では、いじめの認知件数が全国一でございいます。これは、学校においてどんな小さないじめも見逃さないという早期発見の大切さを認識し、隠すことなく解決するまで丁寧に対応しようとする表れと捉えております。県内各学校におきましては、定期的にいじめ調査をするともに、形は違いますが、いじめをなくすための取り組みを行っております。

私が以前勤務しておりました中学校では、いじめ撲滅集会を開きまして、子供と保護者、教師が本音をぶつけ合いながら語れる時間を取っております。子供たちは、いじめは悪いことだよとは分かっているけど、でもといった心の奥にある気持

ちを出し合う中で、みんなが楽しく学校生活が送れる、そんな学校にしようという涙ながらに語る生徒もおります。

私は、なぜ被害者の命を助けてやれなかったのか、もう悔しくてなりません。また、その後の学校や教育委員会の対応のまずさも信じられませんが、隠蔽することで組織を守りたいという意識が働いたことは想像に難くないし、私にその気持ちが理解できないというのはいくらなんでもありません。

しかし、最も私たちが忘れてはならないこと、それは一人の大切な子供の命が失われたという非常に重い事実、その事実に向かうという教育者以前の人間としての誠意の問題ではないかというふうに私は思います。

この事件がきっかけとなって、今回の教育委員会制度の見直しに拍車が掛かったというのは明らかであります。では、今回の改革案が学校現場から見てどうなのかといった視点で意見を述べさせていただきます。

まず、現行の教育委員会制度について概観しておきたいと思ひます。

これは、戦前の中央集権的な教育行政への反省から、昭和二十三年、首長から一定の距離を置いて、いわゆるレーマンコントロールと呼ばれる教育の専門家でない非常勤の委員による合議制の執行機関でありまして、教育の政治的中立性、安定性を確保し、社会の良識を教育行政に反映させようという、そういう制度でございいます。そして、教育委員の任期を四年、そして委員ごとに改任時期をずらすということで教育の安定性、継続性が図られていたと認識をしております。それで教育委員会の中から教育委員長が互選をされて、それで教育委員長は委員長以外の教育委員の中から任命されるというところでございまして、極めて強力な執行権限を持つ首長一人の判断によって教育内容等が大きく左右されることのないように今の教育委員会制度が設けられているというふうに私は理解をしております。

それでは、今の教育委員会制度の何が問題とされているのかといったようなことで改めてその見直しの議論が高まって、幾つかの問題点が指摘をされたところでございいます。

例えば、権限と責任の所在が不明瞭ではないか、あるいは地域住民の意向を十分に反映していないのではないか、あるいは審議等が形骸化しているのではないか、迅速性、機動性の欠如があるのではないか、危機管理能力が不足していないかといった指摘でございいます。

中教審の答申では、こうした問題点に対しまして、教育長及び教育委員会の権限と責任の明確化、政治的中立性、継続性、安定性の確保、首長の責任の明確化という三点に基づいて改革案が示されました。そして、その後、教育長と教育委員長を統合して新教育長とする、そして新教育長は首長が議会の同意を得て任命、罷免すること、任期を三年とすること、新たに首長が主宰する総合教育会議の設置を義務付け、大綱的な方策を決定するといった政府での閣議決定法案が示されたわけでございいます。

このように、閣議決定された改正法案は、地方教育行政の大綱的な方針の策定について首長が主宰する総合教育会議の権限としたり、教育委員会に総合教育会議の調整結果の尊重義務を課している、そして、新教育長の任命権、罷免権を首長に付与しつつ、その任期を三年ということで教育行政に関する首長の権限を強化する、そういう内容となっております。

さて、教育再生実行会議の第二次提言におきまして、教育委員会制度の現状について、責任の所在の不明確さ、審議等の形骸化、危機管理能力の不足などの問題点があるとの指摘がございました。しかし、これらの問題点が真実なのかという検討がどのようになされたか、それもそもそも私には疑問でございいます。

責任の所在の不明確についてでございますけれども、当然のことながら、現行の教育委員会制度におきましても、教育委員会、教育長、教育委員

長の権限及び責任は地方教育行政法で明確に定められていて、提言で挙げられている責任の所在が不明確であるという点は当たらないというふうに考えます。

それから、教育委員会が非常勤の委員から成る合議制の機関だからという、そういう理由であるとするならば、これは合議制のいろいろな行政委員会があるわけでございますので、教育委員会の方にその理由を当てるというのをおかしいというふうに言わざるを得ないと思います。

それから、審議等の形骸化という点でございませうけれども、中教審の検討においても形骸化が裏付けられているというふうには思いません。ただ、私が教育委員会事務局に在籍していた経験から申しますと、確かに事務局の主導によって実質的な審議が実現されていないということもございしました。それをもって形骸化と言わざるを得ない場合もあることは否定できませんけれども、それに対して教育専門性を備えた委員をより配置するというようなことでの対処が可能であるというふうに考えます。

それから、危機管理能力の不足についてでございますけれども、天津市でのいじめによる自殺事件への教育委員会の対応を見ますと、確かにこうした批判を受けてもやむを得ないというような点も多々ございます。もちろん、こうした痛ましい事件が起きないように最善の取組をしていかなければなりませんけれども、果たしてこの教育委員会でもこのような重大事案に発展してしまつたかという点、決してそうは思えないわけでありませう。この問題は、突発的に発生した個別事案であるというふうには捉えなければならぬと思います。

それから、いじめ防止につきましては、昨年六月に制定されましたいじめ防止対策推進法におきまして、いじめにより児童生徒の生命、身体、財産への重大な被害が生じたり、相当期間の不登校が生じたりした疑いがある場合は重大事態として、地方自治体の長への報告を義務付けておりま

す。

危機管理についてはこうした具体的な対策こそが必要でございまして、かつ有効に働くものというふうな考えております。したがって、危機管理能力の不足そのものが教育委員会制度改革が必要であるという根拠にならないというふうに考えます。

そもそも学校現場におきましては、目の前の子供たちの健全な成長を願ひながら、校長の明確な教育方針の下で安定した教育が施されるということが肝要であると考えます。また、教育は人格の完成を目指して行われるものでありまして、その内容は公正中立であるということが極めて重要であります。

しかしながら、昨今の国内の状況を鑑みますに、教育への危機感を感じざるを得ない事例が生まれております。

全国学力・学習状況調査の結果公表をめぐりまして、静岡県知事が学力テストの成績下位校の校長名を公表するというようなこと、それから、大阪府においても体罰自殺のあった高校の体育系学科の入試中止を求めたりしたこと、それから、本県におきまして、かつて犬山市におきまして、全国学力テストへの参加を争点としての市長選が繰り広げられて、市長と教育委員会が激しく対立するといった過去の歴史もございました。最近におきましては、松江市での漫画「はだしのゲン」の閲覧制限を求めた、そういう問題もございました。

こうした状況を見るにつけても、首長の教育への政治的介入がいかに学校現場を混乱させて不安に陥らせているか、また、それに対して教育委員会の役割が有効に働いたというような事例が全国でも多くあるということを是非知っていただきたいというふうに思っております。

政治的中立性と併せて、子供たちの健全な成長のために不可欠なのは、一貫した教育方針の下で継続的、安定的に教育が行われなくてはならないということでございます。校長は、学校経営の方

針転換、慎重に行う必要がございます。子供たちの実態、地域、保護者の願い、そしてその学校がこれまで培ってきた歴史、文化を大切にしながら、中長期的な視点で教育方針や施策等の計画を立て、明確な信念の下に学校経営はなされております。校長が変われば学校も変わるとよく言われますけれども、学校の現場監督である校長の裁量を広げること、特色ある元気で生き生きとした学校はつくられるということでもあります。それは、教育行政の方針が安定しているということが前提でございまして、子供たちに継続的な教育を施すということが可能となり、教育効果も高まります。首長の交代等によって急激に教育施策の転換が起こるようなことになれば、学校への信頼は崩れ、教職員のモチベーションも低下し、学力そのものが弱体化する危険性ははらんでいるというふうに私は思います。

確かに、大津のいじめ自殺事件は不幸な出来事でございましたけれども、それをもって現行教育委員会制度そのものが全否定され、直ちに戦後まにみ見る大きな改革へと向かうのは余りにも拙速でありまして、無謀であります。これまで培ってきた大切なものを見失う危険性があるのではないかと思います。もし制度疲労があるとするならば、その綻びを繕う知恵を出し合うということこそ肝要であるというふうに考えます。

少なくとも、本県においては、首長と教育委員会が連携を密に取り、互いの役割を自覚しつつ協力して教育行政を行っております。それが教育愛知を築いてきたというふうに私は自信をしております。

以上、私の意見を述べさせていただきます。

○回長(丸山和也君) ありがとうございます。

以上で公述人の方々の御意見の陳述は終わりました。それでは、これより公述人に対する質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

なお、質疑及び御答弁は着席のままで結構でございます。

○堀内恒夫君 おはようございます。自由民主党の本日は、公述人の皆様におかれましては、大変お忙しいところ貴重な御意見を賜り、ありがとうございます。

では、早速質問に入らせていただきます。初めに、教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保について伺います。

中教審や与党協議等、政府案が提出される過程において、この点が検討の大きなポイントとなつたと認識しております。

そこで、鈴木公述人にお伺いします。地方自治体の首長の教育行政に対する権限が強調することに対し、教育の政治的中立性等の観点から懸念する声がありますが、首長として留意すべきこととしてどのようなことがあるとお考えか、お伺いしたいと思います。

○公述人(鈴木淳雄君) 先ほども申し述べさせていただきましたが、子供たちの人材育成はいつの時代も大変重要であるという気持ちは、私も、また教育委員も共通認識であるというふうに考えております。

私が市長になりましたのが、平成十三年に市長になりました。教育行政に対する私の基本的な姿勢は、政治的中立性を一番大切に、この法二十一条の教育委員会権限に関する大体三号から六号、学校現場に関わる事項については、私が任命した教育委員を信頼し、余り口出しはしない、そして子供たちの学力や人材育成に関することは教育委員会とよく協議し、しっかりと予算を付けるという姿勢で取り組んでまいりました。特に、学校現場、教室の中で学ぶことができない例えば沖縄体験学習等に予算を付け、これは大変保護者からも評価をいただいております。

このように、これからも教育委員さんを信頼し、政治的中立性に大事に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○堀内恒夫君 ありがとうございます。

それでは、松川公述人にお伺いします。

教育委員会として、首長と連携を密にしつつも、主張すべきところは主張し、自らの権限と責任に基づいて主体的に判断を行ってほしいと考えます。そのためにはどのようなことが大切だと思われておりますか。

○公述人(松川禮子君) 改正案におきましても、教育委員会は、引き続き教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保するために、首長から独立した合議体の執行機関とされているというふうな認識しております。ただ、その執行機関として今後も存続することになったのでは、教育委員会と教育委員という教育委員会を構成するメンバーそれぞれが自らの責務を果たす熱意と能力を持ち続けるということがまず必要だと思います。

また、教育委員会が主体的に判断し主張していくためには、客観的なデータや現場の声を集めて詳細に分析した上で教育委員会で議論し、本質的な課題、問題点、原因等を見極めて、首長にきちんと説明していくことが大切だというふうに考えております。

○堀内恒夫君 ありがとうございます。

次に、総合教育会議を通じた教育委員会と首長部局との連携について、鈴木公述人と松川公述人にお伺いします。

従来、教育委員会と首長部局との連携が課題として指摘されているところですが、総合教育会議ができることによって、首長に対し必要な予算措置を直接求めることも可能となると思いますが、いかがでしょうか。教育だけではなく、スポーツや文化の振興の観点からもお考えをお聞かせいただければと思います。

○公述人(鈴木淳雄君) まず、今回の改正で総合教育会議が法で位置付けられたことは、私は大変すばらしいというふうに評価しておるところでございます。これは、全国どの自治体でも重要な教育施策等について首長と教育委員会が協議、調

整を、話し合いが行われることによりまして、様々な自治体で先進的な取組が生まれる可能性があり、教育への取組が活性化されることを期待しておるところでございます。

特に、スポーツの観点で申し上げますと、二つ何かやりたいなというふうな教育委員会と今話をしております。一つは、二〇二〇年に東京オリンピックが東京で開催されることが決定がされまして、私どもも大変うれしく思っております。この東京オリンピックに東海市から十名ぐらいひとつ選手が出場できるような、そんな一つの施策として、実は将来のアスリートにスポーツの奨学金制度もひとつ教育委員会の中で検討しているというふうなことも今話し合っております。もう一つは、これは、スポーツ力の向上ばかりではなくて、高齢者の健康づくりをして元気な高齢者をたくさんつくる、そんな高齢者づくりを教育委員会と考えるべきだと思います。ひとつ、スポーツを通してシルバークロージング健康スポーツフェスティバルというふうな催物なんかもこれから大々的に取り組んでいきたいなというふうに思っております。

○公述人(松川禮子君) これまでも、知事とは必要な予算措置の協議も含めて綿密な連携を取ってきたところでありまして、これまでは、教育委員会の総意を受けて、端的に言いますと知事と教育長で予算協議を行ってきたところでありまして、これも、改正案におきましては、総合教育会議において教育委員が直接知事と協議する場が設けられるというところでありますので、より一層知事と綿密な連携を図っていくものと考えております。

先ほども申し述べさせていただきましたけれども、本県におきましてはスポーツ、文化に精通した教育委員がいらつしやいますので、そういった場で知事と直接意見交換、議論が交わされるというところは、大変有意義なことだというふうに考えております。

○堀内恒夫君 ありがとうございます。

引き続き、松川公述人にお伺いします。

松川公述人は、大学人としてのキャリアを重ねてこられ、これまで教職経験や行政経験を持たずに教育長になられたとお聞きしています。教育職や行政職出身の方とは異なる視点から、教育委員会事務局組織の在り方についてどのように改革した方がよいと感じられる点があれば、お聞かせいただきたいと思います。

○公述人(松川禮子君) 御指摘のありましたように、私は行政経験というものが全く皆無で現職に就かせていただきました。それで曲がりなりにも務まっておりますというところは、教育委員会事務局という組織が大変有能な職能集団であるというところの、一つはあかしだろうというふうに思っております。

教育委員会事務局には、御承知のように、現場をよく知っている教職員、これは義務教育学校の教員、それから県立高等学校の教員と、それから政策立案にたけた行政職の人が混在しているわけですので、それぞれが垣根をつくらずに風通しのいい集団として議論していくことが大事だと思っております。

それぞれしよっているものが違いますので、なかなか、教員であれば教員でどうしても前例踏襲になりがちでございますけれども、それぞれが違ったものを、バックグラウンドをしないながら活発に議論するということ。それから、私のような異分子がおりますので、大変、分からないことは分からないと言おうので、きちんと説明していただくように言うということ。それから、事務局の内部だけで固まっているのではなくて、現場主義と申しますか、それぞれの教育現場を見ようという、私自身も大学の経験しかございませんでしたので、着任してから各学校でスクールミーティング等を重ねまして、児童生徒の皆さん、教職員の方、それから保護者の方、地域の方々と直接意見を伺うような機会を持つてまいりましたし、事務局もそういう外の風を柔軟に入れるような組織で

あるということが今後とも大事なことでないかというふうに思っております。

以上でございます。

○堀内恒夫君 ありがとうございます。

それでは、教育委員会事務局の人材育成について、岡田公述人にお伺いします。

今回の改正案では、引き続き教育委員会が執行機関として残されることになっておりますが、教育委員会の事務局職員の専門性、資質、能力を向上させるためにどういった取組が考えられるでしょうか、御見解をお伺いします。

○公述人(岡田豊君) 教育委員会事務局、私もおりましたんですけれども、まず前提になるのは、教育者としての資質をしっかりと備えているということであるかというふうに思っております。

その上で、やはり先ほど御意見ございましたけれども、行政職としてのそういった専門的なものを身に付けるということになるかというふうに思いますけれども、現在、教員の研修制度というのはいろいろなところでしっかりと制度化されて行われておりまして、教員の資質、そういった向上について図られているところでございます。

事務局につきましては、ある程度そういった資質等を見極めて選ばれてくるというのを思っておりますけれども、人間的な総合力、そういったものを備えた者が事務局に登用されるというふうに考えております。

以上です。

○堀内恒夫君 ありがとうございます。以上で質問を終わります。

○斎藤嘉隆君 民主党の斎藤嘉隆でございます。地元の選出でございますので、大変お世話になっております。今日は、堀内さんの先発の後を受けて、リリースを務めさせていただきますと思っております。

今日、四人の公述人の皆さん、大変貴重な御意見を頂戴しました。国会内で議論をしておるよりも、僕はより地域に、あるいは現場に近い声が

たくさんいただけたなというように思っております。

その上で、それぞれの方に一問ずつ伺いをしたいというふうに思います。

まず、鈴木市長にお伺いをしたいと思います。

市長、大変市長として卓越した行政手腕をお持ちであります。僕の知るところでは、市債なども随分圧縮をされましたし、東海市が冒頭のお話にもあったように大変発展をしております。駅前開発等も順調に進んでおりますし、大変御実績をお持ちだというふうに思っています。

(団長退席、石井浩郎君着席)

市長は、市長として様々な公約を選挙のときにお持ちであらうと思います。そこで、ちょっと具体的にお聞きをしたいんですが、仮に、先ほどのお話がありました総合教育会議の場で協議、調整をする中身として、例えば市長の教育に対する公約について話し合いがなされたら、しかし調整が付かないということも、当然であります。これは東海市に限らず、あろうかというように思います。そうすると、市長は、行政全般に執行責任を持つお立場として、あるいは選挙民への選挙公約という観点からいって、それを一定やつぱり守っていく義務もあろうかと思うんですね。

そこで、いろんな意味での考え方の違いというものが出てくる可能性もありますが、そういうした場合に、具体的にどのように調整をされていかれるのか、あるいは調整が付かなければ、たとえ公約であっても、その施策についてはもう一旦引くというふうなことになるんでしょうか。

○公述人(鈴木淳雄君) ただいまの御質問でございますが、今までの制度の中でそういう調整、調整というより、教育委員会と私の公約等について実現できなかったということはありません。

特に、先ほども申し上げましたように、東海市の姿勢として、子育てするなら東海市、教育を受けるなら東海市といつて、若い世代の人たちを東海市に住んでもらう施策をいろいろ行つてまいり

ました。特に、子供たちの人材育成については、先ほども言いました沖縄体験学習とか、また教育の環境整備に力を注いでまいりました。特に、これは私の公約もそうなんですが、教育委員会も今までは予算権がないわけなんです。そこで、教育委員会から出てくるいろいろな案件なんか子供たちの教育にとっていいということと一緒にやっていくという姿勢であります。

今回の総合教育会議で、これが法律が改正されていきますと、私はすばらしいと思っております。これは、千七百の自治体がこの教育に関していろいろ調整、協議がされてきて、その中でいろいろな事案が出てきて、それを参考にできるといふこともあります。

先ほどの公約の話ですが、私は基本的に子供たちの、先ほど言いましたように、政治的中立性の問題は公約の中には入れておりません。できるだけ子供たちの教育現場に関わるようなことは私が任命した教育委員会に責任を持つてやっていただくという姿勢でありますので、そうそこをやるような事案は今まではありませんでした。

○斎藤嘉隆君 それでは、松川公述人に同じような質問でありますけれども、先ほど、公述の中で総合教育会議についても言及をされていらつしやいましたが、この総合教育会議で協議、調整すべき案件として協議をされた内容について、教育長さんとしてのお考えと、それから首長さんとお考えがうまく調整ができないというふうなケースは、当然、これもあろうかと思ひます。

その場合に、教育長さんというお立場で首長さんのそういう意向にあらがえるか。特に、任命権のあるそういう首長さんの御意向にあらがえるのか、あるいは一定その御意向も踏まえながら協議、調整を進めていくというふうな状況になるんでしょうか。具体的な運用面でどのようにお考えでしょうか。

○公述人(松川禮子君) 総合教育会議でございますけれども、現状でも、私学や大学、それから福祉等の事務を所管して、知事部局の方はですね、

そして予算の編成、執行権限、それから条例の提出権限というのを持っています。現行でも首長というのには教育行政に対して大きな役割を担っているわけですね。そういう首長と教育委員会が、これまでも連携を図ってまいりましたけれども、そういう会議の場で直接教育に関する重要な課題を検討できるというところは、非常に意味でオープンにもなることだし、大事なことだと思っております。

その中で、今の委員の御質問の案件でございますけれども、これまでも、いろいろな案件で知事と教育長の意見がぶつたり合うというふうなわけにはいかないわけで、予算の協議の中でもその優先順位だとかというものはありますけれども、本当に私という教育委員会がやりたいと思うことを、例えば岐阜県の場合ですと、これまで、特別支援学校をとにかく広い圏域の中で全ての地域の子供たちが地域の特別支援学校に通えるようにということでも最重要課題として、なかなか県の財政状況が厳しい中で、箱物は造らないとおっしゃる中で、これは強く申し上げたところであります。つまり、喫緊でいえば、グローバル人材の育成ということについて、やつぱりそれなりの知見を持つていただくようにということ、今までは余り御関心がなかった分野についてもかなり強力に申し上げてまいりました。

最終的に、どうしても今は駄目だ、もう少し先に行かなくては駄目だというふうな場合もありまされども、これはもう私だけの意見ではなくて、教育委員会の委員の皆様の総意で、今、子供たちにとって、地域の子供たちにとって何が最も大事なことになるのかということについてやつぱり徹底的に意見を交わす、また、そういう信頼関係を保持していくということが何より大事なことでありまして、最終的に決着がつかないというときはどちらが折れるのかということとはなかなか難しいところでもありますけれども、知事はもちろん政治家でもありますし、何というんですか、地域住民の代表でもあります委員さんたちの切実な意見とい

うものに耳を傾けてくださる姿勢は十分お持ちだし、そういう議論がまた総合教育会議の中でオープンになるということが、私は、非常に意味で画期的なことなのではないかというふうに考えているところでです。

○斎藤嘉隆君 ありがとうございます。

それでは、神谷公述人にお聞きをしたいと思います。

私、かつて当市で、名古屋で教員をしておりまして、若い頃、二十年ぐらい前に、教育委員会の委託を受けて自分の学級の子供たちで研究授業をさせていただいたときに、先生覚えていらつしやらないかもしれませんが、私の授業を御覧いただいて、大変厳しく御批評をいただいた記憶がございますけれども、教育委員長さんというお立場で一点お伺いをしたいと思います、新教育長さんには大きな権限が行く、そして教育委員長さんという存在はもうなくなるわけでありまして、このところで、それぞれのいわゆるチェック機能が働くのかとか、いろんな危惧をする声があるんですけれども、教育委員長さんとして、これまで教育長さんと日常の教育行政を進めていくに当たつてどのような関係でやり取りをしなから進めていらつしやつたのか、少しお伺いをしたいと思います。

○公述人(神谷龍彦君) 私も今から四年ほど前、教育委員長をやつておりまして、そういう中で、教育長というのには現在でもすごい権限を持っています、情報量も多いし。そういう中で、やはり教育長というのはこれ以上権限を強化していいんだらうかと。これは、やつぱり事務局内でも教育長と教育委員長、権限としては教育委員長の方が上なんです、教育長より上なんです。ところが、教育長は、実質的な権限はすごく大きな権限を持っている。

ということはどういうことかといいますと、そのバランスが教育委員会事務局の非常に大事な部分だろつというふうに思つてはおるんです。ある程度、教育長、現実問題として権限を持っていま

すので、その権限をどうチェックをしていくかというの、現在では教育委員長の責任なんです。そういうことを考えたときに、そのバランスをどう取っていくかということが非常に重要な要素を持つていますので、それを今回、教育長が権限をすぐ持つてきますと、そのバランスが崩れるおそれがある。

したがって、それをどうチェックしていくかというのがこれからの課題であります。私の場合は、やはり教育長のその権限のチェックをするのと同時に、教育長がやはり教育委員長と相談を掛けたりなんかするということも大事なことに当たりますので、私は、教育委員長として教育長とあらゆる場面で話し合いをしながら名古屋市の教育行政を行ってきたということで質問に答えたいというふうに思います。

○斎藤嘉隆君　ありがとうございます。

最後に、じゃ、岡田公述人にお伺いをしたいと思います。

現場の現職の先生にお越しをいただくというのはなかなか珍しいということ、そんな意味で、私は、今回の制度の改革が現場の支援につながらないような改革であってはならぬと思つています。それは、先ほど公述人の御意見にもそのような趣旨があつたかというふうに思いますけれども、子供と対峙している最前線は学校でありますので、今の教育現場の生の姿、実情、それから今回の制度改革によつて、現場として行政に対してどんなことを具体的に望まれるのか、そんな点を期待も含めてお伺いをさせていただきたいと思つてます。

○公述人(岡田豊君)　学校現場の今の実情についての御質問がございました。

まず一言で、学校は多忙であります。これはもう本当に今に始まつたところではございませんし、かつて私が若い頃でもその多忙化については問題になっておりました。

よく、先生なんて教えるだけの仕事なのに一体

何の仕事がほかにあるのかというような質問を受けることがあるんですけども、確かに疑問に思う人もいるかもしれません。これは、ある中学校の先生の仕事ぶりなんです。部活動が例えば五時半に終わるとすると、それから例えば職員会議のレジュメ作りをする、校務分掌に当たつていたレジュメ作りをする、それから学級通信を作る、それからその人が持つてくる例えば部活動の地方大会の対戦の組合せを作成したり、その後ようやく授業の準備をするというようなことであります。この人が決して多くの校務分掌が付いているというわけではなくて、普通にある職員の姿でございます。

子供たちが学校にいる時間帯にはこういった仕事というのはいけませんし、できるだけ子供と一緒にいたいといひます。向き合つてやりたいというのでございまして、どうしても子供たちが下校してからの仕事になつてくるということでございます。大変多忙であるということは確かでございます。

それから、我々が若い頃と今と最も違うのは何かといひますと、やはり発達障害の子供たちが増加しているということがあろうかということをおもつています。軽度のもので重度のものまでありますけれども、そういった子供たちが増えることによつて、先生方がその子供に向かう時間が減ってくるということがあります。それから、そういった子供が席を離れて授業にならないうようなときにほかの先生が付いていくというようなことで、どんどんそういった忙しさが加わってくるということがあるわけでございます。

〔団長代理石井浩郎君退席、団長着席〕

それから、昔より確実に保護者や地域からのクレームが増えているということもあろうかということをおもつております。こうしたクレームにも対応していかなければならないということで、多忙な生活の中で仕事をしているということがあるかと思ひます。何人かの先生はやはり心を病むとい

うような事態もあるということをお伝えしておきたいというふうに思つております。

それから、今回の制度改革で現場としてどのようなことを望むかというようなことでございませうけれども、私は校長として一番望むことは、是非、校長としての裁量、それを増やしてほしい、広げてほしいということでありまして。

校長は、自分に任せられた学校を、自分の信念で理想とするという学校づくりをしたいというふうに思つて日々学校経営をしております。もちろん、校長には人事権もありませんし、予算権もございません。それでも、校長となつた限りは自分の理想とするという特色ある学校をつくりたいという、そういう夢を持つているわけでござい

○岡長(丸山和也君)　ありがとうございます。

○斎藤嘉隆君　ありがとうございます。

○新妻秀規君　それでは、最初にまず神谷公述人と岡田公述人にお伺いをします。

お二人とも、学校教育の現場でこれまで最前線で教育に携わつていらつしやつたというふうな今伺いました。その中で、お二人とも、やはり大切なことは学校の現場と教育委員会との緊密な連携にある、こういうふうにおつしやつていまして、今、岡田公述人おつしやいましたように、校長の裁量の拡大も重要な課題であるというふうにおつしやいました。

そこで、ここで伺いをしたいのが、現状、学校現場と教育委員会の連携について、今の現状で十分なのか、それとも課題があるのか。もしも課題があるのであれば、それをどういうふうに解決していくのか。そしてさらに、現在、学校現場と首長の対話の場があるのか。もしもなければ、やはりそういう場合は望まれるのか。これについてお伺いをします。

○公述人(神谷龍彦君)　まず、学校現場と教育委員会の関係は、私は、教育委員会というのは、管理監督として学校の教育活動を助言する、サポートする、このバランスがしっかりといていないと、

やはり学校現場は非常にやりにくくなるといふことを思ひます。

それには、教育委員会はやはりその学校現場の情報をつかり収集をすること、そしてもう一つは、やっぱり教育委員会が教育信念はしっかりと学校現場を指導する、そういうバランス感覚を持つて教育活動を進める、それから教育行政を進めるといふことが非常に重要ではないかなというふうに感じます。先ほど岡田公述人が申し上げましたように、今学校現場は非常に多忙化で、多忙化によつて、先生方がしっかりと物を考える、そして子供たちに教育するという部分が非常に弱くなつていふふうな思い、危機感を持つています。したがって、そんなことが必要ではないかと。

ただ、首長は、名古屋市の場合は学校へ出かけていって子供と、また先生方とお話しする機会を時々設けてみるようですが、もちろん大事なことでだといふふうな思ひます。現在、名古屋ではそんなような状況になつていふこととです。

○公述人(岡田豊君)　学校と教育委員会との連携というので御質問かということでございます。今、神谷公述人もおつしやられましたように、教育委員会は学校に対して指導、助言をするという、そういう立場でございますけれども、学校として、こういう学校にしたいからこういうことを要望したいんだという声は必ず教育委員会には言うようにしております。それを、もちろん限られたものもございませうけれども、教育委員会はその意を受けて予算を付けてくれるというようなこともございませう。

それから、定期的に校長会議といったようなものもございまして、そういった中で、教育長や教育委員会事務局がそこに同席しますので、そこで声を伝えていくというようシステムもございませう。

以上であります。

じゃ、現状、教育委員会と教育現場の連携については、今のところ、神谷公述人そして岡田公述人とも満足な連携が取れている、こういう御認識でよろしいんでしょうか。

○公述人(神谷龍彦君) 私の場合はそのとおりだと思います。そのことでもって、先ほどお話をさせていただきましたいじめによる大変な事件が起こったときの対応が非常に迅速に行われたということでもあります。

○公述人(岡田豊君) そのように思っております。

○新妻秀規君 分かりました。次に、じゃ、いじめ問題について、松川公述人にお伺いをします。

先ほど松川公述人は、重大ないじめ事案について、制度そのものを考えるよりも、やはり制度の改正を受けて自治体はそれをどのように適切に運用していくかが課題だ、このようにおっしゃったと認識をしております。

松川公述人は、様々なレポートの中でも、このいじめという問題は早い時期からの対応が必要である、そうした幼児期からの取組を主張されました、幼稚園、保育園の連携、また私立、公立の連携、こうしたことも実はやった方がよかったんじゃないか、このようなことをレポートの中におっしゃっていたと、このように認識をしております。

こうしたところから、このいじめの事案に対して運用面で適切に対応していく、その松川公述人が考えられているポイントについて、こういうところがみそだということについて、御意見を頂戴できればと思います。

○公述人(松川禮子君) 岐阜県におきましても、私が就任する直前の平成十八年度というのも、前回かなり全国的にいじめ事案があった年だったのですけれども、大変岐阜県の中でも大きな事案がありました。

その後を受けて私は就任させていただいたわけですが、その頃から岐阜県では大変重く受け止めて、まず毎年発表されますいじめの認知件数というのがある、文科省が調査を年に一回発表いたしますよね。それで、岐阜県は毎学期それを全ての学校でやっているわけです。どんなささいないじめでも、本人がいじめられたと認識したらばというところで、驚くべきほどの数字が上がってまいりまして、全国一位とか二位とかということですが、それだけでも、それを恥だと思ふのはなくて、やっぱり掘り起こすと。とにかく小さいうちに未然防止するというのが大事であって、そのことはもう私が就任したときからずっとやってまいりました。そして、大きな事案があつてマスコミで騒がれた後は、その調査の数値がまた一段と上がるんですよね。

やつぱりそういうことをきめ細かに対応するということ。よく学校がゼロだということが誇らしいことであつて、一件でも出てくるとその管理者の恥だというような認識はなくしてもらうということを徹底するようにやっています。それから、未然防止で小さいうちに解決すればいいわけですが、いじめが解消されたかどうかという解消率というのも統計が出ているわけですが、岐阜県は必ずしも高くありません。簡単に仲直りして解消したというほど単純なものではなくて、本当に解消したかどうかということを見極めることが大事だということも徹底しているところでございます。

ですので、いたずらに数値に、その数値というようなものは首長にもその都度上げております。大変数が多いということも危惧もされておりますけれども、隠すのではなくて、早期に対応するということが何より大事であつて、どんな制度にしろ、まずそれを上げていくと。学校でもその担当の先生一人で抱え込むのではなくて、学校で集団で対応するということを何より大事にするということ徹底しているわけでございます。そういう意味では、何か会議をやつて上げればいいのか、もちろん今度法案もできまして、それぞれの自治体あるいは学校で対処するようになっておりますけれども、形式的にそういうものができるだけではなくて、末端からきめ細かく見付けてみんなで情報共有していく、学校でも情報共有するし、市町村教委でも情報共有するし、教育事務所でも、あるいは県教育委員会でも、知事部局とも、共に重大案件は私学も含めて共有するということ、そういう意識を養っていくということが何より大事だということに思っております。お答えになっておりますか、どうですか。

○新妻秀規君 分かりました。今の松川公述人のお話で、まとめると、やはりまず現状をきちんと正しく認識をすること、それをきちんとフォローアップをチームとして対応すること、これがポイントだということでしょうか。

○公述人(松川禮子君) はい。ありがとうございます。○新妻秀規君 引き続き、松川公述人にお伺いをしたいと思うんですが、今、私学も含めて適切な対応が必要であるというふうにおっしゃいました。

今度、総合教育会議、これが設定をされますと、それぞれ協議、調整の事項というのは首長の専権事項、そしてまた教育委員会の専権事項があります。それにまたがつて様々な協議をすることもあるんですけれども、厳密に言うくと、私学、これは首長の専権事項になると思います。こうした、首長の専権事項にまたがるし、また教育委員会の専権事項にまたがる、こうしたことも幅広く協議をする必要があるというふうに思われるかどうか、これについて御認識をお伺いします。

○公述人(松川禮子君) 当然のことだと思えます。現状で、もちろん私学に関しては、あるいは大学教育に関しては知事部局というふうに分かれていますけれども、全てそういうものはつながっております。例えば入試に関しても、高等学校の入試についてもその公私の比率だとかいうことは常に公立学校と私学との間で協議もなさ

れております。私学も公立学校も全て県内の学校でありますので、それを総合的に調整していく場というのが総合教育会議の場で、はっきりと位置付けられるということはある意味で非常に大事だと思っております。

これから、どの県もそうだと思いますけれども、少子化が進みますと進んで行く中で、私立学校と公立学校の関係というのは大変微妙な段階も迎えてくるわけがございます。それを狭い範囲でやるのではなくて、オープンなところでもやはり議論するというのがますます大事になってくると思えますので、当然のことながら、両方が、それぞれのテリトリーを守るといふ姿勢だけではなくて、相互に調整して全体として県内の子供たちの教育の充実を考えていくという姿勢に立つ意味では、非常に大事なことだというふうに認識しております。

○新妻秀規君 ありがとうございます。鈴木公述人にお伺いをします。

鈴木公述人は、市長として、これまで授業の改革、これをテーマに掲げられて、明確な教育基本方針の下に成果を上げられて、子供を育てるなら、教育を受けるなら東海市、こうしたことで人口が増える、そして出生率も上がるという卓越した成果を出されていると、本当大変に尊敬をしております。ここで、こうした教育において結果を出されてきたこの根本には綿密な教育委員会との協議があつたというふうに認識しておりますが、その際に、教育委員会との、教育ひとり審議会ですか、この場において鈴木公述人が心掛けてきたことは具体的にどんなことがあつたのか、具体的に示していただければと思います。

○公述人(鈴木淳雄君) 今の教育ひとり審議会は、私どもの方の機関ではなくて教育委員会がつくった機関で、しかし市長の方からも人づくりについては諮問ができるという、そういう機関でございます。それで、先ほども申し上げましたが、幼児期か

ら小学校に上がるいろいろな課題があるわけですが、どういふふうに、保育園、幼稚園から小学校に上がる時に問題なくできる一連の方策をみんな考えていただきたいという提案をさせていただきます。

その中で二つ出てきたわけですが、まず保育園から、これ実態のことですが、保育園から小学校一年生に上がるときに、トイレが保育園と小学校では大きさが違って、ただトイレの大きさだけの問題でなかなかもう一年生、小学校行くのが嫌だという、こういう意見も出て、私も、その意見に対して小学校の一年生のトイレを改修をしたということ。

もう一つ、もうその当時から保育園については延長保育というのが七時まで行っておりまして。

そして、それまでは児童館で、小学校三年生までは児童館で児童の放課後の子供さんたちを預かるよという制度でありましたが、やはり学校から児童館まで移ると交通の問題が心配、できるだけもう動かない方がいいだろうということで、よその市も行っておりまして、その自分の学校の教室、どの教室を改造して、放課後児童のクラブをつくってほしい、そしてまた、今働き方も変わってまいりまして、夜七時まで見てもらえるようにというような、そういう提案もありまして、この学童保育のクラブを全ての小学校に各教室を改造して実施をしております。そして、東海市の場合には費用も負担をいたさない、無料で行うというような、そういう提案をひとつり審議会の中でいいただいて、改正をしてきたという実態もあります。

○岡長丸山和也君 ありがとうございます。

○新妻秀規君 ありがとうございます。

貴重なお時間ありがとうございます。終わります。

○柴田巧君 日本維新の会・結いの党の柴田巧です。

今日は、公述人の皆さんにはお忙しい中本当にありがとうございます。私からも感謝を申し上げます。

げたいと思います。

まず最初に、松川公述人にお聞きをしたいと思います。

先ほどからも話が出ておりますように、いわゆる教育長と教育委員長が一本化をされて、改正案では新教育長がつくられるということですが、そして、これまで以上に大きな責任、権限を持つということになるわけですが、とすると、やはりこれまでの教育長の研修制度はもうありませんが、特に新任の場合ですね、その在り方も見直していく必要があるのではないかと、将来をにらんで、将来の教育長候補というものを早い段階から計画的にやったり養成をしていくという必要性が高まってくるのではないかと思っております。

聞くところ、アメリカなどでは、将来の教育長候補というものは、学校でももちろん教鞭を執り、管理職になり、また四十代で大学院で学んで教育行政の博士号を取得をし、当初は小さな町などの教育長などをやって、問題解決に貢献すれば大きなところの教育長になっていくというような仕組み、システムを取っているようですが、アメリカのその仕組みをそのまま取り入れる必要もないかとは思いますが、いざいざにしても、計画的な教育長の候補の養成ということ、また、この教育長の研修の在り方を含め、そういう研修の仕組み、システムの見直しが必要であるというふうなことは思います。教育長を実際やっておられるか、まずお聞きをしたいと思っております。

○公述人松川禮子君 現職の教育長として、なかなか新教育長がどのような人が望ましいかとか、どのような在り方なのか、あるいはどのような研修かというのはなかなか答えにくいところでありまして、改正案によりまして、新教育長というのは、当該地方公共団体の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものの中から首長が任命することになったというわけでございます。現行の教

育委員長とそれから事務局を統括する教育長を一本化した新たな職を設けるということから、教育行政に識見があるものということが要件であるというふうには一般論として思っています。

国会の議論を伺っておりますと、教育行政に識見があるものというのはいくつかあるということですが、それだけでなく、教育委員会事務局や教職員の出身者ではなく、今委員がおっしゃったような行政職プロパーのような専門職、あるいは教育長専門職のようなそういうシステムが日本の場合にはなかなかありませんので難しいと思いますけれども、そういう研修とかあるいは養成というののも一定の必要性はあると思います。

ただ、教育行政を行うに当たり必要な資質というのとは何かということ、私自身はもう少し幅広く考えてもいいのではないかとこのように思っております。最終的には教育長というのは責任を取らなければならないのは膨大なものでありまして、その全てに精通しているということはないかなとあり得ないわけでありまして、さつき申し上げたように、一般的に言って教育委員会事務局には優れたスタッフがいるわけですので、それを十分統括して最終的には責任を取れるような識見を持った人ということでは、どういう人を選ぶのかというのはそれぞれの自治体の実態に応じて私は幅広く考えていくのはいいいのではないかと。

研修というの、私もなつたときに全然受けておりませんので、日々議会でもしごかれたりというところが実際には研修になっているわけでありまして、机上の研修というだけではなくて、実務の中にもまれて、マスコミにももまれて、議会にももまれて、いろいろなところで頭を下げたいというふうなところの中で育っていくわけですので、なかなか難しいところがあるなというのが実感でございます。余りお答えになっておりません。

○柴田巧君 ありがとうございます。

次に、神谷公述人にお聞きをしたいと思います。私が、そうやってある意味巨大化していく教育長が

これから出現をするということになろうと思われませんが、そうすると、先ほどたしか言及されたと思っておりますが、その教育長をチェックする機能をやっぱり高める必要があるんだろうとおっしゃいましたが、例えばどういうようなやり方でその職務執行をより良く点検、評価すべきか、何かお考えが特であれば、お答えをいただければと思います。

○公述人(神谷龍彦君) これからどういう組織をつくるかというところは少しおいておきまして、現状のままの状況で考えれば、チェックを機能するのは四人の教育委員さんだということに思いますが、そのためには、やはり先ほど来から話があります、その教育委員さんが教育長をチェックできる能力をどう育てるかということがその死命を制するのではないかとこのように考えます。

したがって、それを研修するとかそういうことではなくて、一番私は大切なことは、教育委員会の仕事はたくさんありますが、一番中心は学校教育を正常に動かすということではないかなとこのことを考えたときに、ある程度の教育論を持ち、そして子供を大切に育てて、その子供たちが将来、日本の国をよって立つ人間になるという意識を持ってやるべきではないかなというふうに考えます。

以上です。

○柴田巧君 ありがとうございます。

それから、神谷公述人へ引き続きお聞きをいたしますが、先ほどおっしゃいましたように、学校のいわゆる現場力を高めていく、また学校と地域との信頼感といいますが、それが大事だとおっしゃいましたけれども、ちよつと恥ずかしながら名古屋の状況が分からないのでまずお聞きをするわけですが、そういう意味でも、学校運営に住民の声をより反映していく、民意を反映していくということからも、いわゆるコミュニケーション・スクールの推進が大事なのではないかという立場に私は立つんですが、名古屋の状況がどうなのか

ということも含め、そういったコミュニケーション・スキルを推進していく難しさとか課題とか、もしこういうものがあると、これを克服しなきゃならぬというのがあれば、お教えをいただければと思います。

○公述人(神谷龍彦) 一つは、その地域の教育力というのをやっぱり学校教育の中に入れ込むべきだという考え方があつた。ところが、名古屋においても教員組織というのはどつちかというところ、少し自分の学校の中で固まる、そういう傾向がある。それにどう風穴を空けるかということが今は名古屋の教育にとって大切なことだということに考えています。

ただ、今回、名古屋においても、そういう施策として、施策を設けながら、例えばスクールカウンセラー、アドバイザー、それからスクールポリスというのを入れながら、そして少しでも学校教育が外部の方の力も借りながらやるという方向性は少しずつ出てきておるといふに思っておりますので、やはりそれをもっと拡大する必要があるのではないかなという考え方を持っています。

以上です。

○柴田巧君 どうもありがとうございます。続いて、鈴木公述人にお聞きをしたいと思いましたが、鈴木公述人にお聞きをしたいと思います。総務省、総合教育会議がつくられるということ、肯定的な評価をされておられるようにお聞きをしておりましたが、私、正直懸念をするのは、この総合教育会議でいわゆる緊急対応なども議論するといふことが、できるといふことには一応なっているわけですが、となると、逆にそれがあつたに迅速な対応ができない、機動性が発揮できないという場面も、懸念もあり得るのではないかなと思つて、首長さんが、市長さんが迅速にこうやりたいと思つても、その総合教育会議があるがゆえに教育委員会という調

整、協議をしなきゃならないということによつて、逆にそれが遅れるという可能性もあるのではないかなと思つて、そこら辺の御懸念はありでしょうか、どうでしょうか、お聞きをしたいと思ひます。

○公述人(鈴木淳雄君) 私は、緊急性の問題について、そんな懸念は持っておりません。逆に、そこら辺のルールづくりをこれからつくっていくときにしつかりして、特にいじめだとか命に関わるそういう緊急事案について、どういう場合のときに、すぐ、どう対応するかというふうな、会議の緊急の懸念というものは私はないというふうに思っております。

○柴田巧君 ありがとうございます。それから、鈴木公述人にお聞きをしたいと思ひますが、市長さんをしてもらつて、恐らくこれは特に市長が替わられたときなどに起きるのではないかなと思ひますが、大変教育長は強い権限をこれから持ちます。新人の候補が当選された場合は、その教育長は前の市長が言わば任命した方になるわけで、当然そういう状態が続く。ある意味、新市長さんと考えがかなり違う教育長が、しかも強い権限を持った教育長が存在するといふのが何年か続くということがあると思ひますが、そうすると、大変混乱が生じるのではないかなということなどを心配するんですが、そこら辺はどういう率直なところとしてお考えをお持ちでしょうか、お尋ねをしたいと思ひます。

○公述人(鈴木淳雄君) 自分が任命した教育長であればこれは問題ないかというふうには思ひますが、市長が交代したときに、前の市長が決めていた教育長の今の課題だといふふうには思ひますが、そういったところも配慮されて、四年が三年になったということも一つ議論の対象になつて

おつたのではないかなというふうには思ひます。これは、逆に言えば、また教育長のそこで働くという任期の問題からいっても重要な問題がありまうので、これは、今のどれだけの期間がどうだといふような問題等についてはまあ致し方ないんじゃないかなというふうには思つております。

○柴田巧君 以上で終わります。ありがとうございます。

○松沢成文君 みんなの党の松沢成文と申しまうす。

公述人の皆さん、お忙しいところ、御協力ありがとうございます。

これまで、今回の政府案の問題点、大きくは、例えば総合教育会議の在り方とか、あるいは新教育長の在り方ですとか、あるいは学校現場でのいじめ等への対応みたいなところで、同僚の議員の皆さんからも様々な角度から質問をいただいて、私はいつも小さな政党内閣で質問をいただいて、質問が尽くしちゃうわけですが、私には、実は、いつも視点を交えて、全ての公述人の皆さんや参考人の皆さんに、私どもの考えるちよつと政府案とは違う改革案について現場で頑張つている皆さんがどういふ印象を持つか、その感想をお聞きするようにはしているんですが、同僚の委員の皆さんにはもう耳にたこですけれども、ちよつとお許しただきたいと思ひます。

実は、私たちみんなの党は、今回の教育委員会制度改革において、各自自治体が自分たちが一番この制度ならうまうやれるという制度を選択できる、この選択権、自主決定権を与えていかないと、地方分権は進んでいかないと、本場に地域が自立して自分たちの意思で改革を進めようとするインセンティブが働かないんじゃないかという問題意識を持っています。

まず一つは、今、日本には千八百とかそれぐらいの自治体があるわけですね。同じ自治体といつても、小さな市、町ではもう人口千人とか二千人の小さな自治体から、神奈川とか愛知のように何百万という自治体まである。もう多種多様であります。人口規模だけじゃなくて、人材あるいは文化、特に教育文化も多種多様です。それを国が全部制度をまた決めて、この制度はうまういかないから新しい制度はこれだ、はい、全ての自治体、それに従つてやりなさいということ、全部上から下ろしてくるんですね。これで果たしてうまういくかと。やはりその自治体にもう少し合つた制度を自分たちで考えさせてくれ、選ばせてくれというのは、やっぱり地方自治を求める側からすれば、私は当たり前要求だと思ひます。

今恐らく日本人のコンセンサスは、やはり中央集権体制のままじゃ駄目だと、もつともつと地方分権を進めて、地域でいろんな地域づくりをやる体制をつくらうじゃないかというのに反対する人はかなり少ないと思ひます。

ただ問題は、国の側も地方の側もそれぞれいいんだと言ひながら、国は相変わらず自分たちで画一した制度をつくらう地方に押し付けている、地方も、地方分権を望むと言ひながら、その方が楽ですから与えられた制度でやつて、うまういかなきゃ国の責任にもできません。自分たちで制度をつくらう、そこでもうまういかなければ自分たちが責任を負うんですね。大変厳しい状況にもなりますから、ある意味で依存していた方が楽だといふ甘えもあるように思ひます。

さあ、今回のこの教育委員会制度改革において、地方教育行政というのは地方の自治事務なんです。ですから、地方が自分たちで自らやつていかなければいけない。その中で、全てを国に一律決められて、それに従ふというのは、私たちがおかしいと思ひつています。ただ、じゃ全部自治体に全部自由で、おまえらが全部一から決め

てやれと言つても、それはそれで混乱しますよ
ね。ですから、国はナショナルスタンダード、こ
ういう標準でやりなさいというのを地方に提示し
て、その中から地方が、我が町に一番合った制度
はこれかなと地方が議論をして決めて、採用し
て、運用していく、結果も地方が責任を持つとい
うのが本物の私は地方自治だというふうに思つて
いるんです。

そこで、今回、三つの大きな制度の提案がある
と思うんですね。

一つは、これまでの教育委員会制度、形骸化し
ているんだとか、責任の所在が不明確だとかいろ
んな批判もあるけれども、自分たちの町はこれ
でかなりうまくやってきた、改革もしてきたよ
と、だから今の教育委員会制度をそのまま続け
ていこうという自治体があつてもいいと思うん
です。

それから逆に、いや、この制度だと相当批判も
強いと、もう少しリダーシップ重視で、やはり
一番民衆から選ばれているというその地域の代表
の正当性があるのは首長ですから、首長中心に教
育の運営もやっていけるように、首長が教育長を
任命するみたいな形でやっていこうと。ただ、こ
こで皆さん、これだと暴走する暴走すると言っ
ますが、ただチェック機能はあるわけですね。ま
ず、地方議会を忘れちゃいけません。地方議会
だつて首長が勝手に変な改革をやり始めたら相
当なブレーキを掛けますよ。それから、今回国会
の方で出た首長中心型の制度で維新さんと民主
さんが出ている案でも、地方議会の中に、ある
いは地方議会が選んだ教育監査委員会というの
をつくつて、そこで厳しく首長や教育長がやつ
て行政をチェックできる仕組みもつくろうと、こ
れ併せて提案されています。こういう首長にリ
ーダーシップを置く制度。

そして、今回の政府案のように、これどちらも

いい面、悪い面ある、その両方をうまく合体さ
せて、悪く言えば妥協の産物ですけども、良
く言えば教育委員会制度のいい面と首長のリ
ーダーシップ型のいい面をうまく合体させる形
で総合教育会議を置いたり、あるいは新教育長を
つくつたりする政府案というのが出てくるん
ですね。

こういう三つの案の中から、例えば、その地方
自治体がうちの自治体にとって一番いいのはこの
制度じゃないかというのを議論して、これはまた
首長さんが勝手に決めちゃ駄目です、首長と議
会とそして地域住民も入つて議論して、それで選
択をしていく。これが本当の地方分権改革であり、
地方自治の進展につながるというふうに思つて
いるんですね。やはり与えられた制度で改革とい
つても、これなかなかうまくいかないところもあ
ります。自分たちで議論して、自分たちが選択した
制度で、その中で自分たちでいい運用をやつてい
くんだと、ちよつとおかしいところがあつたら自
分たちでチェックをして直していくんだと。やつ
ぱりこの自立心がなければ、本当の地方、地域か
らの教育改革というのは進んでいかないうふう
に思っているんです。

実は、今回の国会でも私たちみんなの党は修正
案を出させていたでいて、将来的にはこの三つの
制度の中で地方自治体が選択できる、そういう形
にしていくのがいいんじゃないかという提案もさ
せていただいているところなんです。それで、
それぞれ現場で頑張つておられる四人の皆さん
に、もう私ちよつとしやべり過ぎましたので、こ
ういう考え方、案についてどのような感想をお持
ちか、お聞かせいただきたいというふうに思いま
す。

- 国長(丸山和也君) 全員に聞かれますか。
- 松沢成文君 はい。
- 国長(丸山和也君) じゃ、時間の関係がありま

すので、簡潔に、端的にお願いしたいと思いま
す。

○公述人(鈴木淳雄君) 地方分権は私も大賛成で
すが、ただ、この教育の問題に対して、子供たち
の教育に関しては、先ほどもお話があつたよう
に、今、日本に千七百の自治体がある。これも三
百六十万から一万人を切るというふうな、そうい
う自治体がある中で、果たして先ほど言われたよ
うな話がうまくいくかどうかという、なかなか
難しい。

例えば県費負担の教職員の問題も、これは政令
指定都市やこれから中核都市なんかに移っていく
という、これは部分であります、これは本当に
一部だけである。もう全ての自治体が先生たち
は県費負担の教職員として県が人事権を持つてい
るというふうな、こういう制度の中で、地方分権
を各自自治体に全て持つていくというのはなかなか
難しいという私は判断をしております。

そして、今回の改正は、私はそういうものを大
体含めたい改正だというふうに思います。

○国長(丸山和也君) ありがとうございます。

○公述人(松川禮子君) 本日に岐阜県という和白
川郷の白川村のような小さい村立の村の教育委
員会から県の教育委員会のような、それを全て一
律の制度でやるということの問題点とかそういう
御指摘、あるいは選択制の議論があつたというこ
とは承知しております。

ただ、私はあえて、自治体の規模の大小があつ
ても、それが同じ制度で行われて、そしてその教
育委員会会議の内容がもちろん違うわけです。白
川郷の教育委員会が議論されているのは本当にそ
この何軒先の子供の人名まで分かつた議論がされ
ているようなところから、全然違うところまであ
りますけれども、それがいろいろある中で、やつ
ぱりひとしく子供たちの教育の充実を地域住民が
担っていくという制度は、私は逆にいいのではな

いかなというふうに思っております。

○国長(丸山和也君) ありがとうございます。

○公述人(神谷龍彦君) 基本的には賛成です。た
だ、そういうことをするには、言い方がちよつと
御無礼かもしれませんが、その地域住民がそこま
での意識、レベル、そういうものを兼ね備えてこ
そそういうものができるというふうに思います。
将来的には私はこの問題はそういう方向に進めな
きゃいかぬ。教育の問題でいえば、例えば学習指
導要領でも同じような部分があるというふうに思
います。そういうものがそろつてやはり地方の教
育がきちつとした形で進めると思っています。

以上です。

○公述人(岡田豊君) 私は、これまで日本がやつ
ぱり学習指導要領に基づいて全国一律にという
形で教育がなされ、非常に大きな成果を上げてき
ているというふうに私は思っております。

ただ、現場におりますと、いろいろな国からの
施策が大きな波のように押し寄せてきます。例え
ば、今、土曜授業にしても、それから道徳、それ
から小学校英語の教科化にしてもそうでありま
すし、それから全国学力・学習状況調査の悉皆の調
査云々にしてもそうだと思いますけれども、そし
て、果たして全国一律にやらなければならぬの
かなという、そういう部分での疑問はありまし
て、今委員さん言われるように、やはりいろいろ
な実態がある自治体ございますものですから、そ
ういったようなものを踏まえて教育がなされるべ
きであらうということを思います。愛知でも、あ
いちの教育に関するアクションプランというのを
作りまして、愛知の実態に即した教育をしていく
というふうなことでしております、ある程度の
統一した部分の中でどれだけそれぞれの自由が求
められていけるかという、そういった部分での議
論は必要かということを思っております。

以上であります。

○松沢成文君 ありがとうございます。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。

今日は本当にありがとうございます。

まず、岡田公述人にお聞きします。

先ほどの意見陳述の中で、責任の所在は法的には明確だと。私は、この御指摘は全くそのとおりだと思っております。教育に関する事務の執行は教育委員会全体が責任を負っていて、教育長というのは委任によつて事務の執行の第一義的責任を負う。これは法案でも変わらないというのを考えてみても、なぜこういう改革になつてしまうのかなというのを私も大変疑問にこの法案については感じているところなんです。

お聞きしたいのは、それでは本当に求められる教育委員会の改革とはどういうものなのかという点なんです。大きな話でなくていいんです、学校の現場が求める教育委員会の改革とはどういうものか。

というふうにお聞きしますのは、この間の教育改革の中身がかなりトップダウンという形でずつと行われてきたように感じます。それは、教育という分野だけではなくて、今研究をどうしているのかとか、産業競争力どう付けているのか、あるいは子供に関わることも人材づくりという名前でも、トップダウンの改革案というのが矢継ぎ早に今もどんどん提案をされているところなんです。しかし、本当に学校現場が求めるのはボトムアップ型の改革ではないのかという問題意識を持っています。

校長先生も経験をされて、学校の側から見て教育委員会はこういう改革が必要じゃないかという御提言をいただければと思います。

○公述人(岡田豊君) 全くそのとおりでございます。是非現場の声を吸い上げられるようなシステムにしたい。これはもう教員もそうでありまして、それから保護者や地域の方々が求

めるその地域の教育はどういうものなのかという点、これは全国一律に全てが同じものではないわけでございますので、その地域に必要なもの、求められるものは何かということを是非声が届くような、そういう委員会制度にしたい。ききたいというふうな思っています。

総合教育会議が首長さん主宰をしてやられるという点でありますけれども、そういったものが、権限やあるいはシステムについて具体的なところは私も分かりませんが、是非そういったものを、どういう形でも結構でありますので、声が吸い上げられるような、実のあるそういう会議にしたい。ききたいというふうな思っています。

○田村智子君 神谷公述人に次にお聞きしたいんですけれども、今度は教育委員会の側から見るということでお聞きしたいんです。

私は、今度の法案の中で、教育委員の皆さんの活動が活性化していくような中身というのはいちよつと読み取ることができないんですね。質問を先日行いましたら、議事録の公開がそれに当たるとのことと言われたんですが、それは、議事録を公開して住民への説明責任という意味では確かに改革の一つだろうとは思いますが、今様々な教育委員の皆さんも自分のお仕事も持ちながらの活動、だけど、学校現場で様々な問題への確かに迅速な対応を求められている。そういうときに、教育委員の皆さんの活動を活性化して、支援する、そのための条件整備であるとか予算であるとか、そのほかでもないんですけれど、こんな改革が必要ではないだろうかという御意見がございましたら、また、法案の中にも、いや、それに役立つのを自分は読み取ったよというところがある。もしあれば、そのことについてもお聞きしたいと思います。

○公述人(神谷龍彦君) 非常に難しい質問だとい

うふうに思います。

率直に言つて、教育委員は非常勤であります。そういう中で、非常勤の教育委員がその活性化を行うということについては、今のままの制度上では非常に難しいことではないかと。

そうなりますと、やっぱり選ぶときにそういう資質のある方を選び、そして、あとはその教育委員さんが学校にどう目をつくっていくことが一つの大事な要素ではないかと思ひます。

簡単に言いますと、例えば昨日、名古屋の愛教大附属小学校の発表会がございました。そのときに名古屋の教育委員さん、教育委員長と、あと弁護士さん、それから商売をしてみえる委員さん、三人がその附属小学校の発表会に出てみえました。そういうことをしながら、やっぱり現場の様子をしつかり捉えるような少しでも方策を考えるということが今重要ではないかというふうな思つてはおります。

以上です。

○田村智子君 ありがとうございます。

次に、ちよつと法案の中身にも関わることでお聞きしたいんですけれども、先ほど皆さんから、法案に対して評価をいただいている方からも、総合教育会議とこの大綱が、どこまで協議、調整事項がその中に入ってくるのかということについて懸念の意見が表明されたというふうな理解をいたしました。

そこで、松川公述人には是非お答えいただきたい。ほかに、何か御意見ありましたらちよつと挙手いただいております。時間の中でいただけたらと思うんですけれども、私、やっぱり予算であるとか条例提案というのは確かに知事さん、首長さんなど長の権限に属すること、そのことを総合教育会議の中で教育委員の皆さんと一緒に協議をする、これはとても意味大切なことだといふうには私も思うんです、必要なことであらうと

いうふうに思うんですね。

ただ、問題になるのは、皆さん懸念を表明されたのは、教育委員会の権限に関わることが果たしてどこまで協議の対象となり、それが大綱にどのように書き込まれていくのかというところでの懸念だといふふうに思うんです。

例えば、この間いろんな自治体で問題になつていような事例を挙げても、どのような教科書や教材を使用するのかということとか体験学習や修学旅行の在り方とか、東海市がとてもうまくいつているというのは理解の上でなんです、ほかの自治体で、そこに対して、こういうところに行くのはいかがなものかというような議会の中で追及が行われているような県があるわけですね、そういうこととか、あるいは学力テストの扱いをどうするか。こういう言わば教育委員会に、まさに法律によつてそれが教育委員会の権限であると定められていることが、長が主宰する総合教育会議の中で長がどのように提案するのか、どう協議するのか、大綱にどう書き込まれるのか、ここが非常に焦点になつてくるというふうに思うんです。

この点について御意見あるいは懸念に思われていること、こういう歯止めが必要じゃないかというようなことなど、松川公述人、皆さん、ちよつとお答えいただければと思います。

○公述人(松川禮子君) 委員が御懸念の教科書問題とか、それから人事に関しては、改正後も教育委員会の専権事項というふうになつております。

ただ、総合教育会議の詳細な運用方針というのははつきりしてなくて、まず、会議自体をどの程度の頻度開催するのかというような問題もありまして、緊急の場合を除いて定例会をどのくらいやるのかということ、それから、調整、協議を図る重点的に講ずべき施策については、耐震化の推

進とか教職員の定数改善というような例が示されているのにすぎないわけでして、重点的に講ずべき施策というのは何でもありといえども取りも取られるわけで、どこまでその調整、協議を図るかは首長の判断によるわけです、首長が主宰するわけですので。そこら辺の詳細な運用方針が不明確であるというのは課題であると思います。

それから、大綱というのがどの程度の内容が、先ほど岐阜県で申しましたような教育振興基本計画と同じものなのか、また違うものなのかという問題点もあります。

それから、もう一つ非常に問題だと思うのは、総合教育会議は原則公開でありまして、個人の秘密を保つ必要があると認める場合はその限りでないというふうに言われているわけですが、いじめ問題など個人に関わる案件を協議する場合はどの段階で非公開にするのかというのはなかなか微妙な問題で、これは詳細な基準ができないと各自治体でやっぱり混乱する可能性があるという意味で、なかなか総合教育会議というのは、教育委員会と首長との連携をもつと密にするという意味では私は評価しておりますけれども、実際の運用についてはまだ不明な点が非常に多いということ、仮に、法案が通ってから予定されている施行日まで余り日数がないわけでございまして、その間にその辺がどのくらい詰められるのかというのは、私は大きな課題だなというふうに認識しているところでございます。

○公述人(鈴木淳雄君) 先ほどの陳述のときにもお話をさせていただいたように、この法律が施行されるまでにどういうことをするかというルール決めを一つ出していただかないと、なかなか地方の方で混乱するんじゃないかなと。

もし、私どもの方にまだそのルールがされないというふうであった場合、私がこれ今思っておりますのは、やはり政治的中立性の問題を含めて、

教育委員会の権限の三号から六号は、ちよつと国のルールが決まらなかった場合にはそれは除いてやろうというふうに思っております。

○岡長(丸山和也君) ほかの公述人、御意見ありますでしょうか。特にないようでしたら、田村先生。

○田村智子君 最後にもう一問だけお聞きしてもよろしいですか。

鈴木参考人にもう一問だけお聞きしたいんですけれども、私たち、資料で東海市の学校教育の基本方針というのをいただいております。

私、文部科学省に聞きましたら、大綱というのは知事が主宰をして知事にその決定の権限があるので、案を作るのは、法律上は、知事とか市長さんですね、知事や市長の事務局の側になるだろうというんですね。恐らく、この教育の基本方針というのは、教育委員会の事務局の側が案を作り、教育委員会の中で検討をされ、市長さんともすり合わせを行ったんじゃないかというふうに思うんですけれども、この大綱は市長や知事の事務局が案を示すということについてはどのようにお考えになりますか。

○公述人(鈴木淳雄君) 今の内容は、これはまだ法の前ですから教育委員会が作ったもので、私どもの方が関与しておるものではありません。

これからこの大綱をどう作っていくかということも、この法律が通って内容的なものも施行令や何かで出てくるというふうに思っておりますので、早くやつぱり、私は総合教育会議はすばらしいというふうに思っておりますので、これが上手に運用できるような内容をきっちり政令なりいろいろなもので決めていただきたいというふうに思います。

○田村智子君 ありがとうございます。

○岡長(丸山和也君) 以上をもちまして公述人に対する質疑は終了いたしました。

この際、公述人の方々に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、長時間にわたり貴重な御意見をお述べていただきまして、誠にありがとうございます。本委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

また、本地方公聴会のために、多忙な中、種々御尽力を賜りました関係者の皆様に、この場を借りまして厚く感謝申し上げます。

これにて参議院文部科学委員会名古屋地方公聴会を閉会いたします。

(午前十一時三十四分開会)

〔本号(その一)参照〕

静岡地方公聴会速記録
期日 平成二十六年六月五日(木曜日)
場所 静岡市 静岡グランドホテル中島屋
派遣委員

団長 委員長 丸山 和也君
理事 石井 浩郎君
理事 二之湯武史君
理事 大島九州男君
理事 松沢 成文君
理事 堀内 恒夫君
理事 石橋 通宏君
理事 齋藤 嘉隆君
理事 那谷屋正義君
理事 新妻 秀規君
理事 矢倉 克夫君
理事 柴田 巧君
理事 田村 智子君

公述人

静岡県教育委員会委員 興 直孝君
前静岡文化芸術大学理事 武井 敦史君
静岡大学大学院教育学研究科教授 梅澤 収君
静岡大学教育学部教授 川勝 平太君
静岡県知事

〔午後二時開会〕

○団長(丸山和也君) ただいまから参議院文科学委員会静岡地方公聴会を開会いたします。

私は、本日の会議を主宰いたします文科学委員長丸山和也でございます。よろしくお願いたします。

本日の地方公聴会に参加しております委員を紹介させていただきます。

まず、私の右隣から、自由民主党の石井浩郎理

事でございます。

同じく二之湯武史理事でございます。

同じく堀内恒夫委員でございます。

公明党の新妻秀規委員でございます。

同じく矢倉克夫委員でございます。

次に、私の左隣から、民主党・新緑風会の大島九州男理事でございます。

みんなの党の松沢成文理事でございます。

民主党・新緑風会の石橋通宏委員でございます。

同じく齋藤嘉隆委員でございます。

同じく那谷屋正義委員でございます。

日本維新の会・結いの党の柴田巧委員でございます。

日本共産党の田村智子委員でございます。

次に、公述人の方々を御紹介申し上げます。

静岡県教育委員会委員・前静岡文化芸術大学理事興直孝公述人でございます。

静岡大学大学院教育学研究科教授武井敦史公述人でございます。

静岡大学教育学部教授梅澤収公述人でございます。

なお、静岡県知事川勝平太公述人につきましては、所要により遅れてお見えになりますので、御了承願います。

この際、公述人の方々に一言御挨拶を申し上げます。

皆様には、御多用のところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。

当委員会におきましては、目下、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案の審査を行っておりますが、本日は、本案について皆様方から貴重な御意見を賜るため、当地において地方公聴会を開会することといたしました。

皆様方から忌憚のない御意見を頂戴し、今後の法案審査の参考にいたしたいと考えております。

何とぞよろしく御願申し上げます。

次に、本日の議事の進め方について申し上げます。

す。

まず、興公述人、武井公述人、梅澤公述人、川勝公述人の順でお一人十五分以内で御意見を述べいただきます。その後、委員の質疑にお答えいただきます。

それでは、これより公述人の方々から順次御意見を述べ願います。

御発言は着席のまま結構でございます。

まず、興公述人にお願いたします。興公述人。

○公述人(興直孝君) 本日、このような機会をお手元に、本日、私の意見を用意させていただきます。

お話をさせていただきます。

私は長く国家行政に関わった者でございますが、静岡県において静岡大学と静岡文化芸術大学に奉職する機会を得、更に静岡県の学術教育政策顧問として参画することができました。また、静岡県が設けました教育行政のあり方検討会の委員、座長として九名の方々とともに検討を進めてまいりまして、昨年の三月に意見書を知事に提出したところでございます。

また、その後、教育委員会事務局組織改革の作業部会の顧問として、教育委員会並びに知事部局の事務局の方々と御一緒に、その検討の機会に参画することができました。昨年十二月には静岡県の教育委員会委員に就任することとなったのであります。

地教行法は、長い関係者の取組の結果、すばらしい法律としてでき上がったものと評価しております。今回、改正法案が審議されているところでございますが、これまでの経験から得られましたことに立脚して、よりすばらしい地方教育行政の充実強化を図られるよう、その思いから意見を申し上げます。一として、現行法の改正の必要性和その検証ということで用意をいたしました。

その必要性については、これまで巷間、多くの

いろんな問題点が指摘されております。権限と責任の所在が不明確、地域住民の意向の反映がどうか、教育委員会の審議等が形骸化しているのではないかと、迅速性、機動性の欠如などが指摘されております。

これについては、私としては、二ページにございますが、教育問題については、基本的に社会総掛かりで取り組む工夫が求められているのであつて、教育現場の抱えている諸問題を顕在化、共有化させる努力が本場に払われてきたのだろうか。

また、教育行政に関する権限と責任は一体のものであつて、教育委員会の教育長への指導監督、さらには業務点検、評価は極めて重要なものである。この点検、評価の結果から教育活動の実態が浮き彫りにされ、理解につながってきたのだろうか。同時に、教育長は、教育委員会の指揮監督の下、全ての事務をつかさどられるわけですが、教育委員会会議における議事についての助言が求められております。両者の緊張関係の下での機能が発揮されてきたのかどうか。この辺りの検証が必要だろうと。

あわせて、教育委員会の委員が非常勤の委員というところで、実際上、私も委員となつてみまして、単に会議だけののみならず、種々の業務執行に追われている実態がございます。レマンコントロールという視点の意義、非常勤職という意味が何であるかをきちんと考えて、そういう認識に立つて教育委員が所掌を果たすことが必要だろうと。その実態はどうなのか。

教育委員会事務局の機能は極めて重要である。ところが、その中には、教育委員会の指導主事の活動の実態、そういう成果が教育委員会の審議に生かされてきたのかどうか。また、事務局機能を発揮させるために教員の貢献は大きいのでございますけれども、それが結果として、教育現場の活動の制約とか、あるいは教育事務職員モチベーションに影響を来してきたのではないかと。現状把握に基づく抜本的な取組の可能性の検討が必要だ

ろうと思われま。

また、議会の教育委員会活動に対する役割は重要であって、教育委員会がそういう形で議会に対し、問題を顕在化させて議会に報告ができるような点検、評価をきちんと行ってきたのかどうか。かつ、監査委員による行政監査等は、これまで余り注目されておりましたが、教育活動にとどまらず全ての分野にわたって行われているものでございまして、そういう意見をきちんとしんじやくする必要があるだろうと。

これらの検証に基づいて具体の運用取組の改善策を講じることがなければ、今回の改正法案が仮に図られたとしても、期待されるレベルの意義が発揮できないのではないかと考えてござい

ます。

改正法案国会提出に至るまでは、中教審等の議論などを踏まえながらも、与党協議によって現行法の枠組みを生かした形の法案提出となったところでございまして、その取組の意義というものは十分に考えなきゃいけないだろうと思ひます。

大綱の策定等におきまします首長と教育委員会との関係でございまして、総合教育会議において協議した上で大綱が定められる、首長が定めることとなつてございまして、これにつきましては、首長と教育委員会の現行法の所掌事項と権限を尊重した形となつていこと、また、既に各地域において教育振興基本計画等の策定に当たつて首長の役割が高いという実態があること、そういうふうなことに加えまして、総合教育会議の審議を通じて、首長の権限でございまして予算についても当然取り上げられることが可能である、そういうふうな意味では改正法案は評価されるべきものと考えてござい

ます。

首長の教育行政への介入が危惧されるという声がございますので、これにつきましては四の中で触れさせていただきます。

総合教育会議の役割と運用の在り方の問題でござい

まいます。首長と教育委員会の連携協力がなければ教育行政を進めることがで

きないということでございます。

そういう中であつて、教育委員会にとつて施策の推進には先ほど申し上げました予算の措置と人員の確保が必要であつて、教育委員会の予算のうち、教育に関する事務につきましましては、首長は教育委員会の意見を聞くことが法定化されております。また、私立学校につきましても、事務の管理と執行に当たり、必要に応じ、専門的事項について教育委員会の関わりを求めるということも首長の事務と権限としてございまして、あわせて、スポーツと文化に関しましては、首長若しくは教育委員会の所掌の在り方が法定化されているわけ

でございます。また、連携協力が不可欠でございます。

このほか、総合教育会議の設置によりまして、教育長に種々、補助執行事務が付与されている問題も含めて、広くその場において知事と首長と教育委員会の委員が審議することが可能になるだろうと思ひております。同じ構成員として協議する機会が設けられ、その後の構成員としての事務の調整が図られると申しますのは、むしろ積極的に評価すべきことと思ひてござい

ます。

一方、教育委員会の所掌事項については、首長の政治的な介入が危惧されるとの指摘がござい

ます。総合教育会議の公開が規定されており、かつ議事録の作成と公表が努力規定とされていることを評価してはおります。個人的には、議事録の作成とその公表は遅滞なく行われるべきものと規定されてしかるべきであつたのではないかと思ひて

います。しかしながら、現行法に規定されている学校運営協議会が期待されているほどには導入されてい

ないと思ひます。

総合教育会議の審議の場は、その後に教育委員会の会議の場が期待されていること、手続的なものにはしないような努力が両者の間に必要だろうと思ひます。

実質的な審議を総合教育会議の下で、しかも公開の場で行つていくことが必要だろうと思ひます。教育委員会各委員として独自の立場で会議の場に臨むことが必要であると考えています。事前に調整する必要はないと思ひます。構成員の一人一人としてそうした思いを持つて、新たに設けられます総合教育会議のシステムの整備に努めていかなければならないと考えています。

現行法の検証の観点から、先ほど申し上げました改善の問題でござい

ますが、これは私個人の見解として今日この場に

したためて書き物にしてござい

ます。

まず、教育委員会の審議の場の透明性の確保についてでござい

ますが、十分に図られてきたとは思ひ

ますが、よく進んできたと思ひます。

必ずしも言い難いのですが、報道関係者の方々の会議取材される努力やそうした方々への説明だけでは社会総掛かりの取組に向けての一步に

はかたがた一層の取組の工夫が必要と考えています。

教育委員会の点検、評価の取組は今でも行われておりますが、極めて重要な意味があるにもかかわらず、それによつて個々の教育取組の評価の集合として出

てはおりますけれども、教育取組全体としての点検、評価につな

がつかつてきたのかどうか。これについては、やはり教育の現場の抱えている諸問題の問題点をちゃんと顕在化させて関係者で共有する努力が一層必要だろうと思ひてお

ります。

教育委員会と教育長の両当事者がこれまでの取組を真剣に受け止め、一層の取組の改善の努力を払つていくことが必要でござい

ます。非常勤とい

えども教育委員は常時教育委員としての思いで、かつ、あえて非常勤職で委員に充てられてい

るという背景には、その人でなければならぬ高い見識で対応することが期待されるのであつて、お

きなりの教育委員では困ります。そういう意味で、教育長を指揮監督する立場の者という認識の下で

現行法では会議の場に臨み、的確に対応していく

ことが必要であり、決して事務局主導で会議が取り進められるという性格のものとは一切考えておりません。

教育長は、他方、議事について助言することが求められており、

事案を取り巻く背景、必然性、広範な視点からの助言が期待されており、教育委員会委員と同様に一層の取組の努力が必要と

考えております。

今、首長の教育委員会委員の議会の同意手続に当たり、首長の人選こそが重要であると思ひ

ます。教育委員会委員に内諾を求められる方々にあつては、仮に非常勤であつても万難を排して所掌を果たす思いを持てるかどうか、その思いで引き受けていただくべきだと思ひ

ます。

事務局機能の充実強化は、教育委員会の機能を発揮させる上で不可欠でござい

ます。専門家集団として教育事務局に変貌することが必要なことでござい

ます。現実的な取組も必要であり

ますので、体制整備に向けてステップ・バイ・ステップの工夫が必要だろうと思ひ

ます。従来の人事の体系に縛られず

に有為な人材が事務局スタッフとして活躍できる工夫が求められます。具体の例として研究者の登用等を指摘して

おります。

議会の議員の方々に對しましては、教育委員会における教育取組の全貌が掌握できるような点検、評価を含めた活動実態を適時的確に説明することが

まずは肝要であります。他方、監査委員の

声に對しましては、教育委員会として真摯に

対応していくことが必要だろうと思ひ

ます。

最後に、教育委員会制度の法的整備と並行的に、現下の改善の取組が教育委員会の中で真剣に審議されるようになれば、おのずとすばらしい教育取組が見られるものと確信して

ござい

ます。

以上、私の意見でござい

ます。

〇團長(丸山和也君) 時間も厳守いた

だいてびつ

たりで、ありがとうござい

ました。

次に、武井公述人にお願

いいたします。武井公

述人。

〇公述人(武井敦史君) それでは、私の方から、

私の今回の地教行法改正に関する意見を述べさせていただきます。

資料の方、平成二十六年度地教行法改正による新教育委員会制度に関する私見と書いてありますが、それと別途、その裏に資料と書いたものがございます。そして、これらは分けられるようになつていきますので、両方見比べながら見ていただければ幸いです。

それでは、早速、私の考えを述べさせていただきます。

まず、現行の教育委員会制度、大きく分けて二つの論点があるかと思ひます。一つは、今の教育委員会制度の基本になつております中立性の問題、それから継続性、安定性の問題、それから住民の意思の反映という、この三つの問題について今回の新制度がどのように影響するかというような問題です。それから二点目に、教育委員会制度が新しくなることによつて、果たして教育現場が実際に本当に良くなるのかと、この点に分けて論じさせていただきます。

まず、制度原則についてですが、中立性については現行制度でそれほど多くの問題があるとは考えておりません。私、静岡県下、四つの自治体で点検、評価や教育振興基本計画の策定に関わってきましたが、その中でもイデオロギー的な対立というものは非常に弱くなつています。そういう意味で、現行制度では問題が少ないのに加えて、新制度になることで、首長が三年ごとに教育委員長兼教育長を任命できるようになりますが、これによつて若干の影響は、全くないとは言えませんが、しかし、現行どおり教育委員会は執行機関として残ります。ですから、問題はこれについては極めて限定的というふうに見ております。

第二に、安定性、継続性の問題ですが、教育委員会制度がつくられた当初と比べると、各自治体で教育振興基本計画というものが教育基本法の改正以来作られるようになっております。加えて、その振興基本計画に基づいて点検、評価をほとんど自治体でやつておりますので、安定性は以前より

上に高まつていくというふうを考えます。首長交代による影響が若干強くなつていくというふうには考えますが、直ちにこれによつて大きな問題が生じるというふうには私は考えておりません。

そして、三番目に、住民の意思の反映ですが、現行でも制度の趣旨というのは私は守られておると思ひます。しかし、現実問題としては、教育委員がいわゆる住民の教育意思をどのようにしてつかんでいくか、それから学校の実態をどのようにして把握しているかというところを考えると、この点は現行制度下でも既に問題があるというふう

に考えるべきだというふうに思ひます。

こちらの資料の方の一番最後のページをちょっと御覧ください。資料三と書いてあるところ、その下の方の十一と書いてあるところ、これは、指定都市教育委員・教育長協議会の分科会の資料から持ってきたものですが、これを見ても分かるのとおり、例えば保護者や地域住民と意見交換会のようなことを行つていく自治体は、政令市の場合であっても非常に限られております。もちろん、教育委員さんたちは各学校訪問等は非常に頻繁に行つて、そこでは見えてきておりますが、当然のことながら、教育委員さんたちが学校に来るとなれば、学校側は入念に準備いたします。そういうような目を通して把握した姿が本場の学校現場の姿かというところを考えると、当然そこには一定の限界があるというふうに考えるべきであろうというふうに思ひます。

したがつて、住民の意思、特に住民がどういふことを教育に望んでいて、それが学校現場で本當に行われているのかと、これを検討するという面から見ると現行制度でも限界はあると。そして、その意思の反映で、教育長が教育委員長を兼ねること形式的には教育長の力が強まるので、委員が相対的には少し制度上はやや薄れるというふう

に考えますけれども、制度変更による影響はそれほど大きくはないものというふうに私は考えております。

そして、二番目に、行政機能の発揮についてで

す。

まず首長との連携についてですが、私の方で用意した資料一を御覧ください。これは、二〇一三年に教育委員会制度について首長、教育長の意識と評価を、東大の村上先生を中心とした研究グループ、調査してもらつたものです。一枚めくつていただくとその調査結果の概要が出ておりますが、この中で、おおむね一般にマスコミ等々で報道されていることは若干異なる傾向が出てきております。

まず、二ページ目の中段の辺り、教育委員会が首長部局から独立していることが首長にとつて制約となつていくというふうな質問がございますが、首長、教育長共にそう考えるのは少数派です。そう思わない方がはるかに多いと。合議制であるために事務執行が停滞しがちであるというのについても、そうは思わないという回答が多くなつてきています。

ちよつと飛ばしていただいて、三ページ目になります。市町村教育委員会制度は制度の趣旨に沿つてよく機能しているというふうな質問についても、教育長、首長共に過半がそう思う、そう思わないと答えるのは首長で二割以下、教育長では八%にとどまつております。現行の教育委員会制度を変更する必要はないと考えているのも、賛成、どちらとも言えないで三分の二程度が占められております。そして、現行の教育委員会制度の廃止については、ほとんどの首長も教育長も反対という声の方が大きいと、これが現状であります。

続いて、二〇〇四年と二〇一三年の比較がされて

いていますが、これを少し細かく説明している時間はないので割愛させていただきますが、総じて、若干、よく機能しているように変化してきているというふうな調査結果が出ています。

また、こうした資料から言えることは、現在の状況で、大多数の自治体、特に小規模の自治体ではそれなりに良好な関係を保っているということ

が言えるかと思ひます。そして、今回の法改正によつて総合教育会議が設置されますので、調整が必要な事項については連携が加速できるものというふう

に考えております。

しかし、首長の意向と教育委員会の意向が食い違ひ、総合教育会議で調整が付かない場合、この場合には、衆議院の議論で下村文部科学大臣が、教育委員会の所掌にあることが総合教育会議による大綱に書かれた場合でも意味はないという言い方をされてはいますが、意味はないといつても実質上意味はあると思ひます。というのは、首長が教育の大綱として出されたものに一定の方針が記載されるわけですから、これが地域の住民等にとつて影響がないということはまず考えられないと。ただ、これは非常に例外的な事例で、これ

らと少し厄介ではあります。一般にはほとんどの場合は円滑にいくだろうというふうに思ひます。

そして、次に危機管理の問題ですが、今回は文科省や教育長がリーダーシップを発揮できるような法改正がなされておりますので、大津いじめ事件などのような素人の教育委員ではちよつと手に余るような事態については改善が期待できるものというふう

に考えております。

そして、最後に学校改善に向けたリーダー

シップですが、現在でも自治体の実規模による人的

資源の格差は非常に歴然としております。

資料の最後のページの資料三の一番上のグラフ

を御覧ください。人口規模別に見た教育委員会数

と指導主事の配置率というものがあつて、指導主事

が配置されていない自治体が一万人以下の自治

体では非常に数が多くなつております。そして、指導主事や充て指導主事を置く教育委員会数

というふうな、指導主事の人数に関して見ると、

大体五十万人以上の政令市とそれ以下の三十万人

以下の市ではその数は歴然とした差があります。

五十万人以上ですと四十・一人、三十万人以上

十万人未満では十七人、十万人以上三十万人未

満では八・三人です。こうした人的資源の差は、恐

らくこれからそのまま教育委員会の行政に関する

ノウハウの差となつて表れることが想定されている。

加えて、この資料三の裏側を、一番最後のページを見ていただきたいんですが、教育委員の発議によつて開始されたり展開している事業や事例というのを見ると、政令市でさえ非常にまれであることがうかがわれます。政令市で教育委員の発案により開始、展開している事業があると答えた自治体は、ここで七つの自治体しかないわけですね。ということは、ほとんどの自治体において、教育委員が実際に発議して、そして学校教育に具体化している例は非常に例外的であるというふうに考えることができると思います。

今回の法改正によつて、既に関係が良好な自治体では恐らくほぼ現状のままで推移するであろうというふうに思われます。というのも、今の現在の教育委員会制度で、教育委員の発議がなかなかされない状況、それから学校改善に向けてリーダーシップが発揮されない状況の一番根本がどこにあるかという、恐らくそれは人的資源が量的にも質的にも足りないからだ。例えば、今朝の新聞で報道されましたように、義務教育学校という制度ができ、そして各自治体の裁量で小中の区分を調整できるというようなことが実現した場合、どういう状況でならうまいのかと。うまくいくとしたら円滑に進めるためにはどのような手だてがあり得るのかと。そして、それに必要な予算措置を、例えば競争的資金配分のような形で取つてくるにはどうしたらいいかと。こうしたノウハウを持つている自治体と持っていない自治体の格差は歴然として表れるだろうと。そうした意味ではこれこそが非常に重要な課題であります、今回の制度改正ではこれそのものに切り込むような切り口というのは薄弱であるように思えます。

ただし、総合教育会議が、運用次第では私は非常に可能性もあるのではないかと。つまり、この総合教育会議ということが教育委員会のプレー

ンのような形で、そこに学識経験者等も必要に応じて参画できるということになっておりますので、これが有効に機能して、そして教育委員会をうまく支援できるような形ができれば、この総合教育会議が教育委員会制度をサポートするようない可能性というのを持つていてのではないのかと。しかし、それは今後打たれる施策次第であると、このように考えます。

以上です。

○岡長(丸山和也君) ありがとうございます。ただいま川勝公述人が到着されましたので、御紹介いたします。

○公述人(川勝平太君) 遅刻しまして誠に失礼いたしました。よろしく御願いいたします。

○岡長(丸山和也君) ただいま途中から来られましたので、この際、一言御挨拶を申し上げます。本日は、御多忙のところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。

忌憚のない御意見を拝聴し、今後の法案審査の参考にあたいしたいと存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは続きまして、次に、梅澤公述人にお願いたします。梅澤公述人。

○公述人(梅澤収君) 本公述人は、教育行政学を専攻し、教育行政、教育法や教育政策、制度に関する研究を主たる対象としております。研究初期にはフランス義務教育制度の成立史の研究を行い、その後、子供の権利、生涯学習政策、地方分権の教育政策を中心に研究してまいりました。

また、平成十八年の教育基本法改正の成立過程や、富士市の教育委員会の外部評価委員、それから学校評議員等も務めてまいりました。また、近年では、教育学部長として、そこにあるような教員養成の新しい仕組みづくり、あるいは取組をやつてまいりました。とりわけ、それとの関連でインドネシアの教育大学との共催による教員養成国際シンポジウム、それから教師教育・教育委員会に関する日米教育改革交流シンポジウム等を

行つてまいりました。

これらを通じて私が今考えている考え方、基本的な立場は、権利論をベースとした歴史的社会的構造改革主義の立場を基本としておりますが、告発型課題提起で終わることなく、制度の改革、再設計に生かしていくという、そういうことを重視しております。それから、社会実践的な観点からは、共同あるいは公論の場の設定とその理論的枠組みづくりの構築ということを重ねております。歴史的時間軸を長く取り、ウオッチし検証し、共同の場で議論していくことを大切にしております。

以下、以上のような足跡と立場を踏まえて、今回の法律改正案について所見を述べたいと思っております。

まず、静岡県の場合によりますと、新聞報道で三つのことが昨年度から注目されております。一つは全国学力調査問題、それからもう一つは教育行政のあり方検討会の報告書ということで、今年度から教育委員会の大規模な見直し等が始まつております。それから第三に、高校と大学の連携・接続のあり方検討委員会というのが取組として検討されているということでございます。

次に行きまして、この三つの提起は隣にいらつしやる川勝知事の強い個性の面があるかと思ひますが、根本的には、グローバル化や知識基盤社会に対応する教育制度の改革が急務であるとの状況認識があつて、今の地方教育行政が的確にスピード感を持つてこれらの課題に適切できているのか、対応できているのかという疑問が投げかけられていてどう思うかと思つております。これは、大阪府、大阪府で成立した教育関連条例や大津市のいじめ事件への対応問題等に通底した基本構図であると考えております。

そうなりますと、歴史的、これからの方向みたいなものを制度的に考えてみますと、これまでの教育の自主性、自律性原則、つまりオートノミーの基本原則のみによる制度設計に対して、教育委員会あるいは学校の説明責任、アカウンタビ

リティーというのを組み込んで、この両者、教育の自主性、自律性とアカウンタビリティーを両立させた制度設計やマネジメントの構築が求められているというふうに考えております。既に学校教育法、地方教育行政法ではこの観点は部分的に入つていますが、よりトータルに行つて、かつ、教育改革と評価を一体化させて、見える化、可視化する制度デザインが求められているというふうに考えております。

このアカウンタビリティーの概念というのは、的確かつ誠実に応答するということが内容に含まれるし、それから事実に基づいて公表、説明、その意味で可視化、透明性も含まれている。これらが教育専門職の自律性とステークホルダーの参加という両者の合意形成の基盤の条件となると考えます。私は、このような教育専門職の自律性、自主性、ステークホルダー、生徒、保護者、地域住民等の参加と、そのエンパワメントを両立させる仕組みというのを構築していく必要があると思ひます。この基本発想については、今、イギリスとか欧米ではインテリジェントアカウンタビリティーという概念で理論構築というが、枠組みが提起されております。

二、地方教育行政制度の歴史的な理解についてです。

教育基本法の下で、一九四八年、教育委員会法というの、アメリカの当時の教育委員会モデル、レーマンコントロールとプロフェッショナルリーダーシップを参考に、政治を教育から分離し、教育の地方自治及び地方教育行政に関する直接民衆統制、これはかなり徹底してまいりまして、住民の選挙で教育委員を選ぶ、それから教育長免許のある者から教育長を教育委員会が選ぶ、さらに、教育委員会の教育予算編成権及び議会に対する教育予算の先議権というのを内容としております。ここでは、教育行政の一般行政からの独立を図る構成となつております。

これが特に重要視されなさいいけないのは、旧教育基本法十條の原則ですけれども、下に資料と

して載せましたけど、下線のところの、国民全体に対し直接に責任を負って教育は行われる、教育行政は、その自覚の下に、目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標としなければならないという、この構図です。これは、憲法、教育基本法の基本精神、原則からして、現行法制でも貫かれていて考えております。ただし、下記に示したように、平成十八年の教育基本法の教育行政と、十七条、教育振興基本計画に沿った形で、地方公共団体も地方の教育振興施策をどう総合的に構築するのかというのが課題となっております。

その他、一九五六年、今度は教育行政の一般行政との調和というのが重視されて、教育長の専門職性の後退、これは教育長の免許状制度というのとはなくなったわけですね。それから、中央集権化が図られたと。特に教育長の任命承認制というのが行われたということでございます。

これが、一九九九年の地方分権一括法で、より地方分権を進めるという意味で任命承認制というのはなくなりました。さらに、教育基本法の改正を受けて、三点、そこに書きましたように、教育委員に必ず保護者を含むということ、それから教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検、評価、いわゆる学校評価と同じように教育委員会の施策についても評価をするようにという項目が加わったわけでございます。

次に参りまして、じゃ、今回の改正案に関する評価をどう考えるかということですが、基本的にはA案、B案というのがありましたけれども、その間を取ってC案というのになったというふう聞いております。教育委員会を執行機関として残す場合の改革案、C案として日本銀行型というのを日本教育新聞で知りましたが、日本銀行の最高意思決定機関である政策委員会は日銀総裁を含む九人が議決権を持つ合議制の組織で、総裁が提示した議案を審議する制度設計である、この日銀型ならば機動性を持ちながら首長の訴えた教育方針も反映できるというふうにして、この趣

旨の下に法案が作られたというふうに承知しております。

私としては、先ほどの一と二の論点とか考え方からしますと、このC案は、A案とB案それぞれの基本的内容を加味しつつ、教育基本法十六條、教育行政と、第十七條、教育振興基本計画の地方版ですね、それに沿った制度デザインとなっております。より望ましいというふうに評価しております。もちろん、先ほどお二人の公述人が言われたように、いろんな心配やらおそれというのがあるわけですが、新しいステージでこういう形でより前向きな教育行政なり首長と教育委員会の関係を構築していくことが重要というふうに考えております。

しかし、教育の自主性、自律性とアカウンタビリティを両立させた制度設計やマネジメントという観点からすると、首長の権限強化、それから教育長の役割を非常に強化したわけですが、それだけでは不十分であると思います。政治と教育の分離を前提としておりますが、首長と教育長、教育委員会との関係、自治体の一般行政施策、経営とその教育施策、経営の良好な協力関係、パートナーシップというのを構築するようにしていくには、やはりそれを支えるというか、それと一緒に地域住民、保護者の教育参加とその力量形成というのが不可分であるというふうに考えております。

そこで、終わりに当たり、二つの課題が残されていることを提起したいと思っております。

一つは、今回の法案における首長の権限強化に対応するというか、それと対抗できる教育長の専門職性の保証の課題です。この点は、教育行政専門職としての教育長免許状の復活ということを提案したいというふうに思っています。今回の首長の権限強化に対して、教育長はその専門職性を担保することで首長との交渉力、調整力を強化する必要がありますと考えます。

この点は、今年三月、私たちが行った、教師教育・教育委員会に関する日米教育改革交流シンポ

ジウムで、アメリカのウイスコンシン州の教育長制度が参考になると思います。なお、これについては、後ろに資料としてアメリカのウイスコンシンの教育委員会の構造なり教育長の役割等についての資料を載せましたので、参考にしていただければと思います。

ここでは、教育長は免許状資格がなくなってもいい、州教育長はなくなってもいいということになって、結構政治的なやり取りがあるので、教育委員同士でかんかんがくがくの議論になるというのは避けて、教育長は選挙で選んで、その人が州の知事とマネジメント力、調整力を発揮してやっていくということになっておりますが、地方学区の教育長は教育長資格、免許状を必須とし、WSDAという専門職協会に登録してその専門職的な自律性を担保しているということでございます。

どんな仕事をしているのかというのは、基本的には、やはり週の大部分を学区の訪問に充てて教育委員会と教育長に学校経営に関するワークショップ等を行って、その経費は学区教育委員会や企業からの寄附金で行っているということでした。

第二は、ステークホルダーの考え方でですけども、まず、これが参加できる制度デザイン、それから、その参加を支援するエンパワーメント、力量形成する体制というのが必要と考えます。

富士市の外部評価委員をやらせていただいていたんですが、保護者の方も、自分は親等からこういうことをやってほしいとか議論してほしいというのを思うけれども、いざ教育委員会の席で言うにはかなり勇気が要ると。つまり、自分の役割というのを認識しながらもなかなか言えないというか、それはやはりお互いにどういう考えがあるのかをワークショップ等で力を付けていく、その作業が必要というふうに考えております。

そこに書きましたように、それなので、静岡大学、資料のように、今年度から教員養成・研修高度化推進センターというのを立ち上げたんですけども、そういうものでやはりコミュニケーション・ス

クルの実質化等を念頭に置いて、保護者や地域住民が学校の活動に参加しながら児童生徒の成長支援者としての専門性を高め、参画能力を高めていくというようなことを考えて取り組もうとしている次第でございます。

以上、簡単ですけども、終わりにいたします。

○会長(丸山和也君) ありがとうございます。では、続いて、最後に、川勝公述人をお願いいたします。川勝公述人。

○公述人(川勝平太君) 川勝平太静岡県知事でございます。今日はお招き賜りまして、ありがとうございます。今日は、この度の法律案に基本的に賛成する立場から意見を述べたいと存じます。

まず、先ほど別の公述人からございました、昨年の学力テストの結果につきまして、平均点以上の学校の校長名を公表いたしました。それが県内外に大きな波紋を投げかけまして、これが県内を公表する際に添付した資料をお手元に配付いたしましたので、後ほど御覧賜ればと存じます。基本的には、この件を通して教育委員会、正確には教育委員会事務局の隠蔽体質というものを県民がひとしく知ったということでございます。

もう一つ、昨年五月、この学力テストが社会問題になる以前に、私も、教育改革に関する提案というのをまとめまして、既に下村文部科学大臣、また山中伸一文科科学事務次官にお届けしてございます。これが静岡県における教育に関する基本的な考え方を書いてございますので、それをお手元に配付いたしました。教育改革に関する提案、平成二十五年、昨年の五月、静岡県と表紙に印刷してあるものであります。僅か四ページのものでありますので、若干それについて申し上げます。

まず、一ページでございます。六三三四三制のうち、高等教育部分の抜本的見直し。義務教育は一切タッチしない。しかしながら、高等学校以上はこれは義務教育ではありませんので、飛び入学なども可能にする、そういう方向での抜本的

見直しを提案するもので、静岡県では、有馬朗人元文部科学大臣を委員長に、遠山敦子元文部科学大臣、本庶佑元内閣府総合科学技術会議常務議員などの有識者、本県大学、高校関係者等による委員会を設置いたしまして、静岡型飛び入学の導入を図ってまいりますとの文書には書いてございしますが、図るようにという御提言をいただきまし

た。ちなみに、飛び入学を静岡で実践するには、対象者及び受入れ大学に係る要件並びに高等学校卒業程度認定試験の取扱い等、様々な問題がござい

ます。なかんずく、十六歳で受験できる高等学校卒業程度認定試験の合格者について、現行制度の年齢ではなくて、合格さえすれば、中学卒業であれば、それで大学受験の資格が得られるというように制度改正を求めるものであります。

ちなみに、高等学校卒業程度の認定試験というのは、英数理国社と、この五科目が受験科目になつておりますが、しかしながら、高等学校で教えている科目は、体育、美術、音楽等ござい

ます。スポーツも、ただに体育と言いましても、堀内先生のような野球、あるいはバスケットボール、フットボール、水泳、フィギュアスケート、様々なものがござい

ます。さらにはゴルフというのもしれませんが、こうしたものが一切勘定に入れられないと。あるいは、音楽、演劇、美術、こうしたものも試験科目にならないというのは、人間の能力の多様性というものを一部においてしか評価しないという

ことで、誤っているというふうに思っております。まして、高等学校卒業程度認定試験は、それを受けた後、受け入れる大学の方は体育大学あるいは芸術大学、様々なものがございまして、一芸に秀でた者を入学させるようになっておりながら、英数国理社の五科目だけでもって高校卒業程度認定試験を受けさせて、それでなければ学力として中卒になつてしまふというような、非常にアンフェアな制度がまかり通つて

いるというように対する

抜本的見直しをお願いしたものであります。それからまた、二ページにおきまして、新しい実学の奨励というふうに言っておりますけれども、これは、農業、工業、商業、こうした本

体で覚えるべき学問を高等学校で勉強している青年たちがいます。こうした者に対してもう少し温かい目が必要であると。農林水産業、商業、工業のみならず、演劇、舞踊、音楽、芸術、スポーツ、こうしたものにおいて、若者の資質や才能を伸ばすことができる二十一世紀型の実践的な学問教育を奨励したいというふうに思っているわけ

であります。

そして、三ページ目は、今回の教育委員会に關する我々のこれまでの考え方であり、それがこの度の改正と平仄を合わせているというふうに考えるものであります。

読みますと、静岡県では、遠山敦子元文科大臣を座長にお迎えし、理想の学校教育具現化委員会の提言を受け、徳のある人の育成を進めていま

す。静岡県では、先生と生徒の触れ合いを重視する観点から、少人数学級を促進し、国に先駆けて、平成二十五年度、すなわちもう昨年度に、義務教育全学年、小学校一年から中学三年生まで三十五人以下学級編制を実現いたしました。

また、教育委員会と教育行政組織の在り方につ

きましては、興先生今日お見えでございすけれども、教育行政のあり方検討会を設置いたしまして、先ほどきつと御報告があつたと存じますけれども、教育行政における責任の所在を明確にしないという御提言をいただいているわけござい

ます。この度、教育長、教育委員長と今まで分かれていた責任を新教育長に一元化するということは、その方針とびたつと合うものと存じます。それからまた、事務局組織と学校経営におけるマネジメントの向上とありますが、これは、静岡

県の場合には四百数十名の教育委員会事務局があります。そのうち、今年でこそ五十数%になりま

したけれども、昨年は二百七十二名、六〇%もの

教員の方々が事務局をしていると。まるでトラバリーであります。全く違う仕事を、子供たちから引き離されて、しかも教育の主事になるときに校長先生なり教頭先生なりが、こちらの業界用語では肩たたきと言うそうだけれども、君は非常に優れているから教育委員会事務局にいらつ

しやいというところで現場から引き離される。ノーと言ふことができません。そのような乱暴なことが行われているというところでござい

ます。私は、教員の仕事は生徒と向き合うことだといふふうに存じまして、文部科学省、大学の先生や高等学校の先生が事務局を担っているわけではあり

ません。教育行政のプロが文部科学行政をなさ

つていては地方においてもできるはずで、二百七十二名もの人たちが、しかも優れた先生だということ

で、管理職になるがためにそういう教育行政の仕事をしていては本末転倒も甚だしいというふう

に考えておりまして、この人々はすべからず子供たちの現場に戻らなさい、戻らなければあなたは先生ではないというふうに見える自由が欲しいと、それは私は思つて

いるわけござい

ます。そうしたことを含めて、事務局組織と学校経営における教育行政のマネジメント力の向上というものが、我々がいただいた報告書の提言でございま

した。それから、一番最後には、これからの子供たちは国際的な観点があるいは国際的な感性が必要でござい

ますので、できれば私は、学校の先生が、大学の教育学部を出て、教員免許を持つて、教員採用試験を受けて、そしてもうすぐに教室に入るとい

うこと、どうして狭い経験の中で子供を教えることになる

と。しかし、社会はグローバル化しております、スポーツにしても芸術にしてもそうでござい

ますが、学問は言うまでもありませんけれども、国際化している

と。そうした中で、せっかく青年海外協力隊というすばらしい組織があり、本来ならばこれは人材の養成としてや

っているのではなくて外務省が所轄されてい

小学校、中学校の義務教育は経ているので、また自分の子供がいればその子供を立派になるように子育てをしているわけですから、それなりの教育論というものを持つてゐるわけでございます。そういう有権者によつて選ばれてゐるのが首長でございますので、そういう首長の意見、これは教育に関わる社会全体の意見であるということで、そういう首長が主宰するような総合教育会議というのを立ち上げられて、そしてそこで全体としての教育指針を皆様のお知恵を拝借しながら決める、そしてそれを事務局が実行をするということ。ただし、教育に関しては教育委員会の、先ほどの、非常勤で、しかしながらそれなりに立派な見識を持った方々が教育委員会の委員に選ばれてゐるわけでございますから、その方々たちのアドバイスを得ながらやつていくというのが現実合つてゐる正常な在り方であらうと。

以上のような観点から、教育長と教育委員長を一体化して新教育長にすると、そして首長を主宰者とした総合教育会議というのを立ち上げて、県、市、それぞれの地方自治体の地域にに応じたそういう教育指針というものを定めて、それを県民全体の、私の場合ではそうだけれども、総意としてそれを子供たちのために形にしていこうというのが望ましい、そうした観点でこの度の法律案に對しまして基本的に賛成するものであります。

しかし、先ほど来申し上げておりますように、これは教育委員会の事務局には一切触れておりません。私は、国と同じように、地方自治体においても、先生を養成するやり方におきまして教育行政と教育者というのとは峻別して、教育者は教育現場に戻るといふ、そのところについての御認識も併せて共有していただければ有り難く存じます。

以上でございます。

○国長(丸山和也) ありがとうございます。

以上で公述人の方々の御意見の陳述は終わりました。

それでは、これより公述人に対する質疑を行います。

まず。

質疑のある方は順次御発言願います。

なお、質疑及び御答弁は着席のままで結構でございます。

○堀内恒夫君 自由民主党の堀内恒夫でございます。午前中に続き、登壇させていただきます。

本日は、公述人の皆さんにおかれましては、大変お忙しいところ貴重な御意見を賜り、ありがとうございます。

では、早速質問に入らせていただきます。

まず初めに、総合教育会議大綱について興公述人、武井公述人にお伺いします。

今回の改正案では、首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、総合教育会議を設置することとしていますが、この総合教育会議の場を具体的にどのように活用していくことが望ましいとお考えになりますか。

また、改正案では、大綱の策定や総合教育会議を通じて首長が教育に積極的に関与する仕組みとなつてゐるため、政治的中立性、継続性、安定性の観点から懸念する声があります。どのような点に留意すべきだとお考えになりますか。お願いします。

○公述人(興直孝君) 堀内委員の御質問に對してお答えをさせていただきます。

まず、総合教育会議のありようの問題でございますが、今御指摘なさいましたようなことを考えますと、基本的に総合教育会議は透明性の下で審議を進めていくことが極めて重要だと思つております。そうした意味では、先ほど私も申し上げましたが、まず議事録を、基本的にはともかく早期にこれを出すことというのが必要だと思つております。そうすることによつて、首長と教育委員会との間がいわゆる誰から見ても分かるような審議が進められていく、それが元々、総合教育会議に期待されていることだろうと考えてございます。

憂慮する声は多々ございますけれども、先ほど申し上げましたように、総合教育会議はむしろ積

極的に社会に對して何をしていくのかというメッセージを発する場であらうと考えています。そのために、総合教育会議の場は、事前の調整は一切抜きにして、教育委員が個々の教育委員のお立場で議論し、首長の御意見もお出しただきながら、教育委員会として何をすべきかを明確にし、その上で議長がそれぞれの構成員の調整をするということが求められるだろうと思つております。

当然、この中には、調整の対象には、教育委員のみの調整事項ではなくて、首長としての所掌が当然出てくるだろうと思つております。そういう意味では、相互に牽制し合うことが期待される、そういう性格のものにしていく必要があるだろうと思つております。そういう場の設営を努めていくことが一義的に必要なこと、このように考えています。

○公述人(武井敏史君) 私は、この総合教育会議というのが今回の改正の中で一番可能性の大きいものであるというふうに考えております。

まず、首長が教育に関与すること云々という話がございますが、事実上は、今までの教育体系が生涯教育体系に移行していくということは、おのずと首長が管轄する領域と教育委員会が管轄する領域の重なる部分が非常に増えてくるということ、これは自然な流れであると思つております。加えて、現在でも予算権等を首長が持つておりますので、当然そこに入念な議論が必要であることは言うまでもないことであらうというふうには思つております。

問題は、この総合教育会議の場がどの程度実効性を備えたものになるか、これに尽きるのではないかと。このためには、恐らく、総合教育会議の準備段階において、例えば、どのぐらい、どの程度の資料をきちんと双方が把握するのかと、学校の現場の状況を、教育行政に関わる者であれ、学校現場に関わる者であれ、どうやって客観的かつ子供の実態に即した形で把握するのかと、そうしたノウハウをこれからどれだけ高めていけるかと、これに総合教育会議の成否が懸かっているのではないかと、私はこのように考えます。

○堀内恒夫君 ありがとうございます。

次に、教育長へのチェック機能、教育委員の資質について、まず興公述人にお伺いします。

今回の改正案では、教育長の権限がほかの委員よりも強くなることとされておりますが、教育長の暴走を防ぐため、教育委員から教育長へのチェック機能についてどのような工夫が可能かとお考えになりますか、お伺いしたいと思います。

○公述人(興直孝君) 現行法令では、教育委員会が教育長を指揮監督した上で業務が執行されるという形になつてございます。今回の改正法案では、教育長が委員長の役を担い、全体として教育委員会として執行していくという形になるわけでございます。そうしますと、非常勤の教育委員が、教育長以下行われるであろう個別の具体の執行状態、それをどう掌握できるか、そのところが教育委員として極めて重要な問題だろうと思つております。

そういう意味では、先ほど申し上げましたように、教育委員が単なる名誉職的なものではなくて、常時教育の在り方を考えられ、かつ、いつでも参加できるような思いを持った、そういう方が教育委員に選ばれるべきであつて、その役割はむしろ首長の責任であり、かつ、受ける立場の者もそういう思いでこの職を受けられるかどうかを判断すべきもの、このように考えてございます。

以上でございます。

○堀内恒夫君 ありがとうございます。

武井公述人にお伺いします。

教育委員会を活性化させるためには、教育委員がその責任を十分自覚し、役割をしつかりと果たしていくことが重要であると考えます。教育委員にはどのような資質を持つた人が選任されるべきか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。あわせて、委員の資質、能力向上のために自治体や国はどのような取組を行つていけばよいでしょうか、お考えをお伺いしたいと思います。

○公述人(武井敏史君) まず教育委員ですが、先ほど興公述人の方からもありましたとおり、教育

長、教育委員長と、それから教育委員の関係が若干変わってまいりますので、教育委員の果たす役割はますます重要になるというふうに考えます。

そして、教育委員が持つべき資質としては、大きく分けて二つあると思います。一つは、学校教育、公教育の中心について十分に知っていること、知悉していること。そしてもう一つは、教育行政の動きについても非常に十分な知識を持っていること。しかしながら、現状の情勢下、特に小規模自治体においては、その二つの資質、力量を兼ね備えた人物というのは事実上限られております。ですから、現段階でできることとしては、まず最大限、そうした方々を教育委員として選ぶのに加えて、総合教育会議でこれをサポートする

と。それから次に、長期的には、恐らく教育委員をきちんと育てていかなければならないというようなニーズが喫緊のニーズとして生じるであろうというふうに思います。この場合に、例えば現在進められているコミュニティ・スクール、こうしたものが一つの手掛かりになるのではないのか。つまり、コミュニティ・スクールのような形を取って、学校外の教育専門家として学校を組織運営するためのそうした資質、力量を育てていく、そして、長期的にはそうした方々が中心となって地域の教育行政を支えていくと、こうした長期的な視野に立った施策が必要であらうかと思えます。もちろん、そのために大学であるとか教育センターのような支援機関がなし得ることは最大限やるべきであるというふうに考えます。

以上です。

○堀内恒夫君 ありがとうございます。

続いて、総合教育会議を通じて教育委員会と首長部局との連携について、興公述人と川勝公述人にお伺いします。

第六部

文教科科学委員会会議録第十七号(その二) 平成二十六年六月十日 【参議院】

措置を直接求めることも可能となると思いますが、いかがでしょうか。教育だけでなく、スポーツや文化の振興の観点からお考えをお聞かせいただければと思います。よろしくお願ひします。

○公述人(興直孝君) 先ほど申し上げましたように、総合教育会議の場合は、まさに基本的には予算とか人の問題であるとか、その辺りが当然首長の所掌事項ということに関わるわけですが、総合教育会議の場で議論されないわけではない。むしろ、していくことが必要であり、教育委員会といたしましては、当然、場合によってはその場で徹底的に議論を極めていくことが必要だろうと思えます。

あわせて、先ほど申し上げましたが、スポーツであるとか文化とか、現在の地教行法で、知事部局であれ教育委員会サイドであれ、どちらでも設置が可能な形になっている内容につきまして、は、私思いますが、現在いわゆる知事部局と教育委員会サイドの連携強化が十分ではない。それが結果としてこういう分野のいわゆる充実した取組をもたらしきてはいないだろうと、こう考えてございます。そういう努力が、総合教育会議の場にかかるといってもっと進められてくる、その期待値の方が高いものでございます。

以上でございます。

○公述人(川勝平太君) 総合教育会議というのは、文字どおり総合でなければなりませんので、教育委員会ですと今回五人ということでございませうけれども、五人でもって社会全体の様々な教育に関わる御提言というものを体現することはなかなか難しいと思ひますし、これまでも決して卓越した教育委員がいられしやる場合は別でしょうけれども、実効性が上がっていないかと存じます。

それゆえに、総合教育会議のような、この人数それぞれ自治体によっても違うかもしれないけれども、私は、もう既に地域とともにある学校づくり検討委員会というのを立ち上げて、

日本一になったスポーツ界の代表、日本を代表する音楽家、あるいは日本を代表する芸術家、そしてまたコミュニティ・スクールを実際に運営している地域の方々、そして、そこに、目下のところは教育委員会の代表は教育委員長でございますので、教育委員長にお入りいただきまして、もう早速にそういう検討委員会を立ち上げ、会議を経験いたしました。私が座長ではありません。招集はいたしましたけれども、座長は民間でかつて多くの日本の人材を育ててきた企業のトップを経験された方でございます。

そこで、やはり演劇や音楽や、あるいはスポーツを通してやれるというか、学校で気が付かなかったことがたくさんございます。例えば、学校のスポーツをするのに野球部がある。しかし、野球の専門家が学校の先生の中にいなければ、部活というのがなかなかできません。野球は別かもしれませんが、ソフトボールとかテニスとか卓球とか、そういうことになりますと、全く素人の先生が部長を兼ねざるを得ないと。

しかしながら、今、こうしたいろいろなスポーツにおいて日本を代表するような青年たちが育っています。そうなりますと、やはりこの地域を、全体をまとめるようなスポーツクラブというようなものがあつて、そうしたところでいろんなスポーツを子供の能力にに応じて、また子供の好みに応じて選ぶことができる。そこには、日本を代表するようなそういう選手たち、選手経験者たちが指導をするということができると。

こうしたことは、今の教育制度の中ではできませんが、教育委員会の中からこういう思い切った提言はできませんし、仮にやつたとしても、それを実行するだけの責任を持つ意見にはなかなかないというところで、私どもはもうこの教育委員会というのが実質形骸化し、どなたか公述人が言われましたごとく、言わば名譽職というようなこととして受け入れられた面もございします。これはしかし、教育長を日常的にチェックするという、そういう役割は持つと思ひますけれども、

も、県全体の、あるいは地域全体の子供の教育ということになりますと、文字どおり総合的に様々な人たちがそこに集まるような総合教育会議というものがあることが望ましいと。

遅きに失したかというふうに思っておりますが、そこにおいて、私もまた出席をして、首長も出席をして、その意見を加えた形で予算を組み、それを諮るというふうに行うのではないかと期待いたします。

○堀内恒夫君 以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○大島九州男君 民主党の大島九州男でございます。

今日は、四人の公述人の皆様、本当にありがとうございます。公務お忙しい中。そして、川勝知事におきましては、本日は今日公務で出席できないところを、無理無理調整をしていただきましておいでいただいたことに、心から感謝を申し上げます。

まず、今日は総合教育会議一点について質問させていただきますが、実は下村文部大臣にも私は委員会で、総合教育会議のメンバーは首長と教育委員会の皆さんだけでいいのかと、いやいや、それはもつと本場に現場の声、そして地方の声を反映するには、それこそコミュニティ・スクールの運営者だとか学校地域支援本部に関わっているような人を入れることが望ましいんじゃないかという話をしました。それは望ましいと。答弁、是非確認していただければいいんですが。

そういう考え方を持っているんですが、四人の皆さんに端的に、その考え方はどうかということをお答えください。

○公述人(興直孝君) 今の大島委員のお話につきましては、基本的に今の構成員がいわゆる首長と教育委員という形ではございしますけれども、十全な議論を考えたならば、当然のことながら多くの方々の参画が必要だろうと思ひます。

(団長退席、石井浩郎君着席)

ただし、どういう事案がかかるかによつてその方々の顔ぶれは当然変わってくるだろうと、こう思ひますので、そういう制度、そういう枠組みは議事運営上可能でございまして、思ひ切つて各般の方々の御意見を出していただいて、場合によつては審議そのものに大きな貢献をしていただくような配慮が必要だろうと、こう考えてございします。

○公述人(武井敦史君) 端的に、多くの方、様々な方が関わるのは賛成です。

ただ、結果として、多くの方々が様々な意見を出せば、当然、議論を集約して形にするまでには時間が掛かります。ですから、その時間的なゆとりも確保した上で、そこにきちんと時間的な資源を投入するという前提でそうしたことをされるのは非常に前向きな方向であるというふうに考えます。

○公述人(梅澤収君) 私は、首長それから教育委員のメンバーで交渉するというか、そういう形ではないんじゃないかと。

ただし、その前提として、住民の要求とかをアンケート調査とか、それから、さつきの教育委員会の管理の状況とか執行の状況についての毎年度評価をやられるわけですから、それに基づいての意見集約、そういうPDCAサイクルというのをしっかりと事務局で確立して意見をそこに上げていく、それを基にお互いが協議して合意していくという形がいいんじゃないかなというふうに考えます。

○公述人(川勝平太君) 大島先生の御発言、記録を拝読しておらず、失礼いたしました。しかしながら、全く同じ考えをお持ちの方がこの参議院の文教科科学委員会にいらしたということで、今私が始めましたものはまさにそれ自体でございまして、大変頼もしく、また有り難く存する次第でございします。

○大島九州男君 それはなぜそう言うかといひますと、今回、首長が教育長を任命する。今まで、結果、現実的にはそうだった。これがちゃん

と実態に合うようになった。今後も、そのことについて、当然これが確立していくわけですね。そうすると、例えば自分の意向に合わない人は指名しないわけですから、だから、もう既に教育長と首長は一体なんですよ。そうすると、間違えた方向とは言いませんが、ブレーキを掛ける人がいない。まさに広くそういう人たちの声を聞くという、そういう総合教育会議でなければならぬという考え方が一つ。

それと、もう一つは、六十年ぶりの大きな改革だ、と、じゃ、この総合教育会議がどういう役割を果たして、それでどういう変化をするのかというのを明快にしてもらわないと、大臣、私は腹に落ちませんよという話をしたんです。

それは何かと。例えば静岡だったから、これ大綱で、お茶のことをみんなで勉強する、必ず茶摘みをして、地域の特産だからと。そのことを通じて、茶摘みをするのは大変だと、じゃこれはどういう機械を使うといいなといつて、何かそういう機械を考えるような研究開発をする子もいれば、いや、これはもつと、気候に即しても、何かパイオでもうちよつとうまく収穫できないかと考える子がいたりとか、一つのことを通じてどんどん発展していくんですよ。だから、それがそれぞれの地域の山の山間部だったり海だったりして大きく変化していくと。

だから、まさにそれが日本のこれからの大きな教育の変革の源になる、そういうものにすると言つていただければ、六十年ぶりの改革だというのは納得できるけれども、ただ首長が教育長を選んでいくというようにただでは駄目でしょうと。

それは何が言いたいかというと、現実的に首長は今、民意を代表して上がつてきている人だと言ひますが、極端な話、経済を争点にして選挙して当選したら、まるつきり違うことを思い切り進めるようなのが今、日本のはやりですよ。だから、そういうことになっていくことが往々にしてある。特に、地方の首長さんはそこまで教育に熱

心だつたり知見が深かつたりしない、そういう人が選ぶ縁で来る人たちが余りそういう教育に識があるというのは難しい部分もあると。そうなたつときに、やはり本当に現場でしっかりと関わつていらつしやる人たちがその総合教育会議の中にに入れていく仕組みはもう全国に発信するべきだと。

そして、なおかつ、コミュニティ・スクールなんかも全然進んでいない県がある。そういう地域のところを、しっかりと受け取るようにしていただくことによつてコミュニティ・スクールも進みますよといふことを、文科省の推進する政策の中にも当たるんだから、そういう発信をした方がいいですよと言つているんですね。その件について、武井公述人、ちよつと御意見を。

○公述人(武井敦史君) 私も全く同感であります。

この総合教育会議のいいところは、基本的に議事録が公開されると。一応留保は付いてありますけれども、基本的に公開である。ということからは、長期的に見れば、たとえ何か道を外れるとか暴走するようなことがあつたとしても、おのずと議論の中でどこがどういふうに道を誤つたのかということとはつまびらかにされていくということなんです。

ですから、この総合教育会議がうまくいけば、それこそ現行の教育委員会制度を通して学校現場や地域社会を活性化する道が開かれると。しかし、それには、それを積極的に活用しようとするだけの意欲がまず首長の側にないと、これはどうしようもないわけですね。

現状でも、大抵の場合、首長と教育委員会の関係というのは悪くないわけですから、一応地方が作つている教育振興基本計画でこれでいいといふことを、人を集めて首を縦に振ればいいですよといふことにならないとは限らないわけですね。ですから、ここどこにどれだけの力を入れられるか、これが一つのポイントになってくるんじゃないかと私は考えております。

○大島九州男君 民主主義が成熟すると時間が掛かるんですよ、いろんな人の意見を聞かなくていいから。だから、そういうものであるという認識でいくのと、いやいや、俺が選挙で勝つたんだから俺の言うことをみんな聞くんだというような運営をされたら困るわけですよ。今までは、それこそ自分が選んでいない、言い訳もしたりとかね、何か問題があつたときは逃げた。今回も確認したのは、首長が直接選んだから任命責任は重いんですよ。だから、これは国民に、首長、あなたがこの地域の教育に対してこれだけの責任を持つんだと、何かあつたらあなたが責任があるんですよといふことを明快に発信しようよといふことも伝えていきますし、そういうことも答弁をいただいています。

だから、そういう意味も含めて、ちよつと今日は川勝さんと興さんとそういう関係でしょうから。何が言いたいかというと、川勝知事が、いや、何かちよつとこれは興公述人からしたらおかしいなというときにはしつかり物を言つていただきなから、そして、そのときに川勝公述人が、いやいや、僕が任命したときには興さんはこうだつたけど、何か最近、私の言うこと、ちよつと何かずれているな。そうしたら、それは、じゃ興さんちよつと辞めてもらおうかみたいなことではなくて、しつかりそのことを受け止めて、そして周知の中で議論をして決めていくという総合教育会議であつてほしいと、私はそういうふうに思ひますが、興さんと川勝公述人とちよつと御意見を。

○公述人(興直孝君) 今、大島委員からそう言われましたが、私、事実、知事の方から要請を受けて検討会のメンバーとして座長をやりました。あわせて、教育委員会事務局組織体制の在り方というところで、知事部局と教育委員会事務局との一緒になる場で、その真ん中に入つて顧問役もいたしました。どちらかと申しますと、外から教育行政の改革を担つた者でございします。図らずも、去年の十二月、教育委員会の委員になることになつ

たわけでございますが、そのとき、やはりどういう立場で私がやるべきなのかということは真剣に考えました。しかし、私は、知事から要請を受けたから、知事の思いを具現化するためにあの職務に当たったわけでは一切ない。知事の思いは十分受け止めながらも、教育はどうあるべきかということを考えて具体の対応を取ってきたところで

具体的に一言、一例を挙げて申し上げます、教育行政のあり方検討会ということで、知事のイニシアチブで知事部局に設置されたわけでございしますが、現行の地教行法を考えると、なぜ知事部局にそれを設けるのかと、端的に言えばそういう疑念が生じております。したがって、座長としてこの問題を取り扱って意見書を出そうとする過程では、ここに触れられている事項は全て教育委員会が真剣に受け止めていただきたい。その上で、知事としてはこれをどう具現化するかという観点から知事としてのいろんな対応を取っていただきたい。

したがって、知事から要請を受けたのですが、ボールを戻した先は教育委員会に戻したつもりでございます。その点については知事も十分受け止めていただいて、その後の対応が見られると思います。そういう意味での緊張感のある取組が極めて重要だろうと、このように考えてございます。

○公述人(川勝平太君) 教育長というのは、教育委員会における事務執行のトップであります。しかし、実質的には教育長が教育行政のトップとしての辣腕を振るわれるわけですが、もし難しい問題が生じた場合にはこれは教育委員会に持ち帰りますということになりますので、今度は教育委員会のどなたが責任を持つかといましても、教育委員長なのか教育委員会なのか、はたまた教育長、やっぱり彼自身なのかということがなかなか不明確でございます。そうした反省に立ちますれば、総合教育会議というのは首長が出席すると、そして先生おっしゃっているように、様々な方々

が出席をして意見を言う。

同時に、これは記録をされるというふうな書かれていますけれども、記録どころか、私は、名前では違いますが、地域とともにある学校づくり検討委員会というのは全部オープンです。一切、何といえますか、秘密にしない。

これは、今までの教育委員会、特に教育委員会事務局というものの閉鎖性ということに対して、教育は全ての子供たちのために、誰が何を言ったのかということも含めて分かる、そして同時に、最終的に予算を組むときにそれがどういう根拠によつてなされるのかということは、ジャーナリストも含めて全部が知っているという形でやるべきだ。まさに、社会総掛かり、地域総ぐるみでやるのがこれからの教育でなければならぬというふうに思っております。

ですから、総合教育会議におきましては、仮に十数名としなくても、例えば農業については、先生おっしゃいましたような、静岡県では農業経営士というのがあります。言わば農業のプロフェッサーです。漁業経営士、あるいは林業については林家というようなそういう資格を差し上げているわけですが、これらの人たちは必ずしも上手な言葉で話せないかもしれませんが、体でその技術をお持ちでありますので、そういう方の意見も総合教育会議にお招きして聞くと、それを教育の現場に生かしていく。

じゃ、生かすようにというふうな総合教育会議でお決めにすれば、そういう方向でよろしいかというふうな私以外の、座長がお決めにすれば、知事、よろしく、来年度の予算でどういうことができるのか詰めてください。私がそれを事務局に投げかけまして、そしてもう一度総合教育会議に諮って、こういう形でやりたいということをするばよろしいわけですから、文字どおり責任の所在が明確になるということ、ただに教育長というのが事務執行のトップにあるとはいえず、責任が明確になったということにおいて恣意性が働くこと

がそれほど大きくはないのではないかというふうな思っております。

○大島九州男君 最後になりますが、川勝知事が主導する総合教育会議が日本のモデルになるような、そういう総合教育会議をやっていたら、そうしたら我々がそれをしつかり全国に発信をさせていきたいと思いますので、頑張ってください。

以上でございます。

○公述人(川勝平太君) ありがとうございます。

○矢倉克夫君 公明党の矢倉克夫です。

四人の公述人の方々、お忙しいところ、本日は大変にありがとうございます。私の方からは、まず武井公述人にお伺いをしたいんですが、教育委員会を語る時、レマンコントロールという理念がいつも語られる。その役割を言えば、住民の意思の反映という部分、機能としては当然あると思うんですが、先ほど公述人、この住民の意思の反映というもののについて、現行制度でもやはり限界があると、改正になってもほとんど影響はない、要は限界があるという状態は変わらないということだと思っております。

そもそもこれはなぜ限界があるのかの理由をちよつとお伺いしたいんですが、例えば一つ考えられるのは、教育委員会の資質、教育委員の資質がその機能を果たすのに足りないということなのか、それとも、資質はあるんだけど、現行の法体系の中ではその行為を行う権限がまだ足りないのか、それとも、権限も資質もしつかりあるんですが、その具体的な住民の意思の反映は、やはり少人数の非常勤の方ですから、それをしつかりと吸い上げる、手足になる方が、事務局がいなければいけないと思うんですけど、それが動いていないのか、それ以外なのか、より具体的に原因を教えてください。

○公述人(武井敦史君) 私は、その最大の原因はどこにあるかといえ、これは資質の問題ではないかと、恐らく、非常勤の教育委員というものが得

られる言つてみれば情報の範囲が限られているところにあるというふうに思います。

というの、教育委員会制度の根本にはレマンコントロールということがあります、レマンンであり、かつ、教育委員は教育の中身を熟知していなければいけないわけですね。しかし、この教育委員会制度が、かつての教育委員会制度がつくられた五〇年代と現在とでは、教育行政を執行するに必要で専門知識の量が格段に増加しております。今まで教育に関わったことがない人がちよつと一週間そこら勉強をして分かるほど単純なことではなくなつてきています。加えて、学校現場の状況も非常に複雑化しております。情報についてももちろんそうですが、例えば特別支援等、一定のやはり専門性を高めることなくしてはなかなか学校現場の情報も分かりにくくなつてきています。

さらに、川勝知事、隠蔽体質というふうな言われましたが、隠蔽であるか否かはともかくとして、やはり学校にとつてマイナスの情報は出しにくいという心情が働いているのは、これは事実です。ですから、教育委員等が学校の現場を知りたいと思つても、学校には当然、いついつ行きまうと、そうなる、じゃ、教育委員さんが来るので、これこれこういうところをお見せしたらいいんじゃないのかというふうな、当然組織の中では緊張感を持つて迎えるというところになるわけなんです。すると、果たしてその像が子供の姿を反映しているものであるかと、これはやはり少しそのまの姿ではないというふうな考えるのが現状として必要なんではないのかと。

ですから、そうした状況が重なつて、制度の趣旨は守られておりますが、客観的な状況が変化してきておりますので、住民の意思の反映ということがそのまの形でダイレクトに反映できるようなものでは社会情勢がなくなつてきていると、こんなふうには私に考えております。

○矢倉克夫君 また武井公述人にお伺いしたいん

ですが、先ほど御見解いただいたときに、総合教育会議の役割を非常に重視されていらつしやいましたが、御重視されている理由の一つは、今指摘があった教育委員の情報が限られている部分を補足する意味合いもあるという御趣旨でよろしいのでしょうか。

○公述人(武井敦史君) もちろんその情報についてもありますし、それからいわゆる政策知識と言われるものですね。例えば、コミュニティ・スクールというのが何であるのか、学校運営協議会が何であるのかということ自体を、恐らく現状では、多くの事務局が教育委員にレクチャーをして、そして研修先を事務局が選定して、そして教育委員をお連れして、それで分かっていただくという形になっていくと思うんですね。そういう形ではなくて、本来であれば、主体的に事務局に指示を出して自らの意思で情報収集できると、そういうような形に持っていくべきだと。それには、総合教育会議が言ってみればそのプレーンのような形で動けるのではないのかと。

ですから、学校現場の情報をお伝えするということが一点と、それからいわゆる教育行政に必要な専門知識を提供すると、その両面から恐らく役割を果たせるのではないかとというふうに考えております。

○矢倉克夫君 ありがとうございます。

今事務局のお話も出てまいりまして、総合教育会議等の役割の今後の発展の仕方もあるんですが、やはりレマンコントロール、住民からの意思、情報の集約のために、事務局のやつぱり活性化という部分も非常に大事であるかなとは思っておりますが、この次はその観点から興公述人にお伺いしたいと思うんですが、公述人は、事務局、現状なかなか活性化しない理由の一つに人事体系の問題をおっしゃっていたと思います。

人事の交流がなかなかないことで、やはりある意味、事務局の構成員にも偏りがあるということところを御指摘だと思んですが、他方で、この部分も一面あると思うんですけど、もう一つ例えば考

えられるのは、その事務局の業務というものが非常に事務処理的なものも多くなつていて、本来であれば、予定されている政策立案であるとか、そういうところにも発生する、そのために必要な時間もないという部分もあるかと思うんですが、御意見をいただければと思います。

具体的には、各学校の予算の執行とか、その辺りも結局教育委員会の事務局がやるということとで、その処理に忙殺されるであるとか、そういう部分の問題もあると思うんですが、その辺りの観点で、事務局の活性化のために、この業務の改革という部分の観点もあるかと思うんですが、御意見をいただければと思います。

○公述人(眞直孝君) 事務局機能の強化の一番のポイントとは、やはり事務局が専門性、高い視点で教育行政をどう持っていくべきなのかという思いを持つ、そういう職員がどれだけ育つかということに尽きるんだらうと思います。

先ほど川勝公述人の方から話がございましたが、現在、教育委員会事務局にいわゆる指導主事と称して二百五十名前後の方々がおいででございます。基本的には非常に積極的な役割を果たしていただいているわけでございますけれども、その結果として、いわゆる教育事務、いわゆる教育委員会に入つて教育を専らやろうとする方々にとつては、そういう政策遂行事項であるとか政策の企画立案に関わるような業務がこれまでほとんど参画できなかった。彼らがやりますのは、どちらかというところと庶務あるいは秘書、あるいは予算の積み上げとか学校の具体の管理だとか、そういう形でございましたので、やはりそういう事務職員の方々の将来にわたつてのキャリアパスをどう構築するかというのが極めて重要だらうかと思ひます。

ただし、教員の方々が参画してきたものの、どうやってつないだらいいかというのは、私申し上げましたように、ステップ・バイ・ステップでやっていかないと、教育委員会の体制、いわゆる教育行政を実施するポテンシャルが低下します。そのためには、思い切つて新しいポストとして研

究マインドの高い人を教育委員会事務局に登用する。そのほか、例えば、やむを得ざる事情で家庭に入つていらつしやるような、そういう方々が教育委員会事務局に入つて指導主事として関わつてくる。そういう方々に対する期待値は、一つは、問題を顕在化させようとする思いがとても強くても期待できるだらうか。そういう方々と一緒に事務職員の方々がいろんな意味での教育機会を得るのであれば、いわゆるポテンシャル、集団としての事務局のポテンシャルが上がってくるだらうかと思ひます。

あわせて、もう一つ大事なものは、教育委員と事務局との関わりの問題でございますが、今回、教育長がこういう形で位置付けられるということになれば、従来持つていた教育長の会議における助言機能というのが、場合によっては、教育委員自身が教育政策についての助言意識というのか、教育長を始めとする執行組織にもつとストレートにこうすべきだという思いが、それが結果として重要な成果、いわゆる組織のパワーアップにつながるべく、くるようなものになるだらうかと期待しております。

そういう観点から、教育委員会サイドと事務局サイドが緊張感のある関係をつくっていくことが重要だらうかと思ひます。

○矢倉克夫君 ありがとうございます。

今、興公述人から教育委員会事務局を活性化させるための一つの視点が示されたわけですが、改めて武井公述人にお伺いしたいんですが、先ほど、総合教育会議に期待をされる機能、今、興公述人が言つたような形で事務局の再生というのが図られれば、それは事務局でも機能できるものなんでしょうか。

○公述人(武井敦史君) ちょっと現在リアリティが、まだやっていない制度なのでいかんとも言い難いですが、可能性としては十分にあり得るんじゃないかというふうに思ひます。

○矢倉克夫君 ありがとうございます。

次に、川勝公述人にお伺いしたいんですが、事務局に教職の方がいっぱいいらつしやる、現場に戻つた方がよいという御意見、やはり教職の、教員としての知識、経験を現場の子供に直接渡すという部分での役割というのは、非常に確かにその部分はあるなという思いは私もあります。

他方で、裏を返してみると、事務局の立ち位置というのが、現場とそもそも離れているということとか何か前提に聞かえてしまふかのような部分もあったんですが、公述人が、事務局を含めた教育委員会に、より良い教育をつくるために果たすべき期待する役割というのはどのようにお考えか、御意見いただければと思います。

○公述人(川勝平太君) 矢倉先生にお答え申し上げます。

文部科学省の官僚の方々には大学の現場を知っているわけではありませんけれども、日本の文部科学行政、大学院まで含めてなさつておられるわけですね。ですから、初めから分かれてはいるわけ

です。一方、静岡県ほか地方自治体におきましては、教員の特に優れている方々が指導主事ということになります。そうしますと、いわゆる事務職員の方との関係ですけれども、どうしても事務職員の方が教員から来られたという主事などのような方々に対して敬意というのか、結局、心理的なものだと存じますけれども、先生の方が上だということになりますので、なかなかチェック機能が働かないし、言い換えますと、事務職員の能力が上がりにくいというところがあります。

今、静岡県におきましては、ついでこの間までほとんどの課長は皆、校長先生経験者ということでございます。そうした方々の手足となつていられるのが事務職員です。ですから、私はこれは違ふというふうに思つておまして、そしてその課長の上にいるのが教育長ですから、その教育長はそういう課長を経験して、もう今まで四半世紀、一度も現場に戻つたことがない。果たして先生かと私は思うのですが、そういう意味での事務職ですけれども、元々立派な高校の校長先生を務められた

方だということになりますれば、なかなか事務職員能力というのには上がりにくいものです。ですから、地方においても、国のように若い文部科学省の課長さんが碩学に対しても堂々と意見を言うというような矜持を持てるようにすることが大事だという意味におきまして、地方の教育行政において事務局、教育行政能力を持つ事務局員を高める必要があると。

差し当たっては、先生は何のために教員免許状を持つているのかということに改めて考えていただいて、その主事としての仕事は現場でしていただければよろしいと、場所がないということであれば廊下でもよろしいというふうに思っております。廊下に机を持って、そこで現場で指導されれば、マニュアルを事務局で書いて、誰も読まないようなマニュアルを各学校に送って、そして年に数回学校を訪問して、そして学校は掃除、出迎えだ等々で忙殺されて、大名行列に、まあ殿のお成りにとのようを迎えるかということに忙殺されるというのが実態であります。ですから、指導主事が本当に現場を知っているということであれば、現場にいなさいと、そこで指導なさいと。ちなみに、一度くらい授業を見て、どうしてそれについて助言を与えられるでしょうか、子供の名前と顔が一致していない、そして子供からも信頼されていないにもかかわらず、そこでももちろん父兄でも分かる程度のこととは言えるかもしれせんけれども。

ですから、現場を知った、あるいは現場を知っている、あるいは現場を見たといつても、実際は見えないに等しいような形で、現場との関係が離れているのが教育事務局にいる教員上りの先生方だと思っております。

○回長(丸山和世君) ありがとうございます。

矢倉君、時間です。

事務局も現場と接するというのが非常に重要な視点であると思えます。

ありがとうございます。

○柴田巧君 日本維新の会・結いの党の柴田巧です。今日は公述人の皆さん、本当にどうもありがとうございます。

まず最初に、梅澤公述人にお聞きをしたいと思えますけれども、この改正案では、教育長と教育委員長が一本化をされて新教育長ができるわけです。そして、先ほどからも梅澤公述人お話しされたように、その質の保証が求められるだろうということ、同感をするところでありますが、一つには、先ほどもお話ありましたが、教育長の免許状の復活ということ具体的提案をされまして、それをいけば実際にどういうようなことをやっていけば実際にいいのか。またもう一つは、将来にわたって、教育長候補の養成の在り方、先ほどのアメリカの事例などもお話をされたんですが、日本版、日本型でそういうものをつくっていく場合、どういうふうに進めていけばいいとお考えか、まずこの点からお聞きをしたいと思えます。

○公述人(梅澤収君) お答えします。

一九五四年に廃止された校長免許状の運用まで含めた法規をもう一回おさらいすると、やはり校長をやっていた人が候補者というか、何というんですか、仮免許状ですね、そういう形になって、一定の教育長の仕事とそういうのを組み合わせて免許の資格を得ていく。つまり、教員から校長へ、校長から教育長へというのをそうやって免許制度で保障しながら、経験はやっぱり教育界の経歴というか教職歴がないと上に行けないようになっていきます。その辺のところが、やはり教育のことをちゃんと知っている人が教育行政を担っていくプロセスは今と同じようなんですが、今それは免許状システムで担保されていませんから、結局、教育界の中で選ばれし者が上に行つて、そこに何か資質とかなんとかというそれを担保するものがあるわけではない。これがやはり専門職性というのをこれからしっかりと、教職プラス教職から上がつていく校長、それから校長から教育長へと、そういうやつぱり育つていくというか、そ

ういう観点が必要なんじゃないかなと思っております。

○柴田巧君 ありがとうございます。

同趣旨の質問を武井公述人そして興公述人にお聞きをそれぞれしたいと思えます。お願いします。

○公述人(武井敦史君) 現在でも、例えば、教育長の育成プログラムのようなものを例えば兵庫教育大学のよう大学は既に持つて、試行的に進めております。諸外国の事例や何かを見ますと、多くの場合には、免許とは言わなくても、やはり一定期間の専門的なトレーニングを必要とするというふうな形になってきているということは、そのとおりであると思えますので、免許というのは、その免許を持たない者はやってはいけないという意味ですから、免許とは言わなくても、やはり一定レベルの研修を課すということは当然の責務としてあつてもいいんじゃないかというふうに思えます。

加えて、当然、教育長だけの問題じゃなくて、教育長の質を上げるということは、同時に教育委員の質も上げていかなければならないですから、それと一体的に考えていかなければならないということは付言させていただきます。

○公述人(興直孝君) 教育長の育成プログラムという観点から御質問いただいたんですが、私は、特に免許状の問題とかいう形で縛られることなく、そもそも、教育長を始めとする事務局サイドというんですか、事務局を総括するような方々が何を期待されるのかという観点から御説明させていただきます。

現下の教育問題は、極めて社会と共にあるような形で動いているものでございます。したがって、教育コミュニケーションだけの問題ではなくして、社会が今何を期待しているのか、さらには日本全体、世界全体としてどういう趨勢にあるかという問題を考えられるような資質を養成していく必要があるだろうと思えます。

それには、教育分野のみならず、行政が何であ

るかということをややはり熟知できるような人が重要だろうと思っております。行政は、私も長く行政をやつてまいりましたが、そのグループだけでやるわけじゃなくて、意見を異にする方々と対面をしながら議論をしていくわけでございまして、自分たちの主張を理解してもらうというふうなことではなくて、主張される方々同士でそれらからどういう解決の道が一番適切なのかを考えることが行政の一番重要な問題だろうと思えます。

そういう意味で、社会と共にある教育は何であるかということ考えられるような、そういう資質向上、そういうことができるような体制を、あるいはプログラムを考える必要があるだろうと思っております。

以上でございます。

○柴田巧君 それぞれにどうもありがとうございます。

次に、川勝公述人にお聞きをしたいと思えますが、今、先ほど御説明がありましたが、教育委員会の事務局組織の体制の見直しに取り組んでおられると。指導主事というか、先生には現場に戻つてもらおうと、そして教育行政のプロを育てていく必要があるというお話、御認識でありましたが、それを、いわゆる教育行政の力量の向上といえますか能力の向上をしていく場合に、特に国にはこういうことをお願いしたいとか、こういう支援があつたらいいというふうなお考えがあればお示しをいただければと思えます。

○公述人(川勝平太君) 御質問ありがとうございます。

文部科学省に、課長職は全部差し上げるので下りてきてくれと言いましたところ、人数が不足して足りない、一人しかいないということでもございまして、そのように、教育行政のプロも国においても人数的に不足しているかということを知りました。また一方で、一人で十人分働けるだけの人間がいるからそれを使つてくれということでもございましたので、そういう能力のある人が国にいるということでございますね。

私は、教育長が校長経験者である必要はないというふうに思っています。例えば、個人名を出して恐縮ですが、門川京都市長というのは、専ら事務局から教育長になって、そして人材育成という観点から広く社会全体の人材の能力を上げていくということ、今、市政をあずかっておられるという例もあります。しかも、その教育改革というのが評価せられて、第一次安倍内閣のときの教育再生会議委員のお一人でありました。

ですから、いろいろな能力のある人がいるので、これが一つのキャリアだというふうには言えないのではないかとこのように考えております。

○柴田巧君 ありがとうございます。

そして、何よりも、学校の先生が子供たちと向き合って学校の先生としての能力を最大限に生かしていくためにも、先生自身の質の向上と、やっぱり教育現場の負担感について、先ほどもお話があったかと思いますが、それを軽減していく策というのものが併せて大事になってくるんだらうと思いますが、川勝公述人から見られてどういうバックアップが必要だと、政策が必要だとお考えでしょうか、お聞かせをいただければと思います。

○公述人(川勝平太君) 現在、ほとんど全ての方々が高校に行かれます。そして、高校を卒業した後、二人に一人が大学に行くという、そういう現状が平成に入って恒常化しているわけでございます。

したがって、学校の先生、小学校や中学校の先生になられた方たちの親御さんは、先生よりも学歴が高いか、あるいは変わらないと、親御さんお二人のうち一人は似たような経歴をお持ちであると。そうすると、なかなか先生への、例えば私が若かったりいたしますと、敬意というものをもちにくい。したがって、時としてモンスターペアレンツにもなりかねないということがございます。

したがって、子供を預けているわけでございますから、先生が資質を向上するための機会をもつ

とあげないといけない。特に、自然科学の場合には、あるいはもちろんスポーツもそうだと思いますけれども、何事によらず、より高いものを目指すと。例えば修士号を持つとか、あるいはJICAの青年海外協力隊で二年間ほど研修するとか、様々な道があるかと存じますけれども、そういういわゆる留学というか、国内留学でもいいと存じますけれども、そのようなことを通して、またそのような方たちに資格を差上げて、最低でも自然科学系ですと修士号ぐらいは持つていないと親御さんからは尊敬されないという社会的な状況がございまして、先生のために何ができるかという意味におきましては、やはり学位をあげていくと。

また、ポストドクターがたくさんいますので、その辺の人たちに、専門性を高めると同時に、自分の高い学識を子供たちに還元するというところで、そうしたポストドクの方たちをもう思い切った学校現場にお招きする。その人たちは必ずしも教員免許を持つていないということですが、教員のずと免許が取れるような、そうした融通性を持たせることを通して、学校の先生方の資質を資格を通して上げていくと。

それで、今はいわゆる研修を受けさせるということでも何となく駄目教師を排除するような、そういう兆候がややもすると見られますけれども、そうではなく、先生方のやる気を喚起するためのそういうプロジェクトを委員の先生方で起こしていただけますと、現場の先生方は喜ばれるであろうというふうに存じます。

○柴田巧君 ありがとうございます。

最後になろうかと思いますが、もう一つ川勝公述人にお聞きをしたいと思いますが、先ほどからおおむね総合教育会議は皆さん肯定的で、もしできるとうまく機能していけばいいとは思いますが、ただ、一つ懸念をしますのは、ああいう会議というのはいわゆる危機対応とか緊急対応にはどうも向かないんじゃないかというのを非常に心配

をするわけで、特に、この静岡もいつ何となく大きな地震に見舞われるか分からないところの一つだと思えますが、逆に、それがあがるゆえに危機対応が遅くなったりするという懸念があまりかどうか。また、そういうことを解消していくために、やはりいろんな施行規則で細則なんかをやつたり国がしっかりと示すべきだと私は思うんですが、そこ辺どういうふうにお考えか、お尋ねをしたいと思ひます。

○公述人(川勝平太君) 浜名湖で一人の女の子が溺れて死にました。そのときに、最初に駆け付けたのは私でもあります。教育委員会は、日程を合わせまして、そしてその後に行かれたということがござい

ました。ですから、危機対応というのは、教育が社会総掛かり、地域総ぐるみでやるということ、それを体現しているのが総合教育会議であるといったしますれば、全員でやっているんだということ、知事部局、教育長、新教育長を含めてすぐに対応できると。特に地震のようなものは、これはもう職業とか地域を問わないでいつどこにやってくるか分からないということで、その意味においては社会全体での防災力を上げなくちゃいかぬということとであります。

同じように、教育につきましても社会全体が責任を持つていて。言い換えると、大人全てが教育者としての背中が見られる存在だという、そういう自覚を持たせるために、選ばれた教育委員というよりも、総合教育会議というものがそういうようなものとして育ちますと、その総合教育会議に明確になつてきて、総合教育会議の本来の趣旨というのが生かされる。そのときに、対応が遅くなるというふうなことは差し当たって、今例示に挙げられました防災などにつきましても、これは老若男女、職業を問わず全体でやっておりますので、この点についてはそれほど心配はしておりません。

○柴田巧君 ありがとうございます。

時間が来ましたので終わります。

○松沢成文君 みんなの党の松沢成文と申し上げます。

公述人の皆さん、今日はお忙しいところありがとうございます。これまで同僚議員の皆さんからこの法案の前身について様々な質疑がございまして、大変参考になりました。

私も隣の神奈川で知事をやっておりますので、地方分権改革にずっと取り組んできたんですが、これがなかなか進んでこない。今日は、地方の教育の改革と併せて地方分権の視点からこの法案の在り方をちょっと探してみたいなと思つて質問させていただきます。

最初の質問を川勝公述人と公述人にお願ひしたいと思ひますが、実は、私たちみんなの党はこの政府の法案そのものに真向から反対ではないんです。ただ、そもそも論として、なぜ地方自治体の自治事務である地方の教育行政の仕組みを決めるのに、国が一つの制度に絞つて、はい、これで決めたから全て自治体はこの制度に従いなさいというやり方をやつてくるのか、ここに疑問を持つていらっしゃるんですね。

実は、自治体には、静岡県もそうでしょうが、もう百万、二百万の政令市もあれば、あるいは千人、二千人の小さな市町村もあるわけです。ここは、人口規模だけじゃなくて人材という面からも、あるいは教育文化という面からも多種多様で、それぞれ違いがあるわけですね。

今回、中教審からも二つの案が示された。そしてまた、与党の中で政府と調整して第三案が示されて、これが今日議論になつていっているわけなんです。それぞれ案にメリット、デメリットがあるわけですね。

例えば、プロフェッショナルリーダーシップと

すれば、首長、教育長に教育行政を任せて、教育委員会は附属機関としてチェック機能でやればいいんじゃないかと。あるいは、両方のいい面を取って悪い面をできるだけ少なくするためには、両方の案を併せて、今回の総合教育会議のような政府案、これでもいいんじゃないかと、こういう三つの案が出てきているわけですね。

そうであれば、地方自治体に、その地方自治体の規模とか、あるいは地方自治体の文化とか、あるいは行政のこれまでの経験とか、そういうものを勘案させて地方自治体に議論させる。つまり、首長と議会と住民が、うちの自治体はどの仕組みでやるのが一番教育行政がうまくいくか、それを徹底して議論させて、決めさせて、それで運用させて、もし何かおかしいところがあったら、自分たちで決めたいんですから、責任は自分たちであるから自分たちで改善しよう、これが私は本当の地方自治だと思ふんですね。

ですから、私は、今回みんなの党として選択制という修正案を出しているんです、この政府案に対して。まあこの修正案は恐らく通ると思いますが、あつ、修正案じゃなくて法案が通りますので、近い将来、やはり今言った三つの制度を国は地方自治体に提示して、その中から最もその地方に合った制度を地方自治体に選んでもらって責任を持つて運営してもらおう、これが本当の地方自治だというふうに思つてこういう案を出しているんですね。

地方教育行政は地方自治体の自治事務ですから、国がスタンダードを示す必要があると思いますが、その組織や運営についてはあくまでも地方の選択権だとかあるいは自主性を重視する、こういう方針について両公述人はいかがお考えか、御意見を聞かせただければ幸いです。

○公述人(川勝平太君) 松沢先生、御質問ありがとうございます。

基本的な精神は先生と同じでございます。静岡県には静岡県特殊の事情がありまして、昨年、小学校の国語の成績が全国最低になりました。

突然なつたものではありません。平成二十一、二十二、二十四、二十五と毎年落ちていきまして、ついに底を打つたということでございます。こうしたことから、教育委員会はまともな機能を果たしていないということで、今、改革に取り組んでおります。

そうした中で出てきた総合教育会議というのは、文字どおりその総合性を、したがって、先ほど大島先生が言われましたような、社会各層の方たちを通してそこで議論をしていただいで方針を決めると。まさに我々の地域性が人において代表されるような方を通して、教育の予算配分などというものについて納得すくめでやつていけるというところで、なるほどこれはたまたま上からというものです。今、この教育委員会制度よりもはるかにいいと。

そして、今の教育委員会制度は、教育長と教育委員長の役割が明確でないだけではなくて、世間について六十年たつて浸透しなかつたということ、破綻したと。それは今回の我々のこの静岡県における経験においてはつきりしたと。

そしてまた、なるほど法律に対しては牙をむくわけにはいきません。しかしながら、何を重点にするかと。スポーツだ、芸術だ、あるいは農業、工業、物づくり、そうした実学だということについて総合教育会議で出されれば、そちらの方に思い切りシフトをしていって、その実績を上げれば、例えば知事表彰はもう普通科の高等学校には出しません。農業とか物づくりとか工業とか、そういうところではしっかりと身に付けた、そういう青年たちに知事表彰を出すというふうにして軸足を移しておりますが、これも一種の我々の地域なりの個性を上げるための試みであります。

精神は一緒で、今のところ、私は現行制度よりは今の法律案の方が静岡県にとつてはベターであるというふうに考えております。

○公述人(眞直孝君) 地方分権、あるいは地方主権、地域主権という観点から捉えたときにどうすべきかというふうなことにしてなんですが、現

状でも、各地方がどういう取組をしているかという実態を考えてみますと、ほとんど教育委員会が機能していない可能性のあるところもあるんだらうと、こう考えてございます。

今、静岡県の教育委員会としては、移動教育委員会という形で、地方に入っているような議論を触発をさせていただいて。その場合に、当然、公立の、いわゆる県立の学校に入る場合はそれは単独で構わないんですが、いわゆる義務教育段階、すなわち市町村の教育委員会が所掌しているような学校を視察する場合に共同で議論をしていくような機会が本当に必要なんですが、これまでそういうところであつても県の教育委員会がどちらかというと直接入り込んでやつてきたところがござい

ます。地教行法ではやはりそれぞれ独立に、市町村の教育委員会と県の教育委員会は独立の組織でござい

ますので、そういう意識をちゃんと醸成していく努力が現実的にはまだ必要な段階だろうと思ひます。

ただし、既に市町においては首長と教育長とが密接な形で連携を取られているところが多くて、教育委員会のプレゼンスがやや希薄なところが多いと思ひます。衆議院の参考人質疑等を見ましても、そういう議論が結構専らあつたかと思ひます。

○松沢成文君 次は、武井公述人と梅澤公述人、専門家の立場でお伺いしたいんですが、確かに教育の地方分権もいろんな姿では進んではきています。ところが、やっぱり仕組みとしてなかなか下りてこないとか、進んでいかないので、私はやはり先生、学校というのは子供のためにありますが、もう一人の主役は先生です。全国中の義務教育の学校にはもう何万、何十万、何百万という先生がいるわけですが、この先

生の在り方を考えて、まずお給料の三分の一は国が負担するんですね。市町村の職員なんですよ。先生は市町村の職員だけれど、お給料の三分の一は国から来て、三分の二は県から来るわけですね。自分たちでお給料は出していないわけですね。それから、人事権は、今度、小さな市町村、政令市以外は県が持つていっているわけですね、政令市は移譲されていきますけれども、そうやって、先生は市町村の職員なのに、お給料は国と県から、人事権は県から握られてい

る。これはなかなか国も手放さないんです。私も知事

のときに、もう先生のお給料はほとんど下に下ろさなきゃ駄目だと、そうじゃなければ地域で自分たちの責任感生まれませんからね。そうしたら、やっぱり文科省は最後まで三分の一は取つておきたいと、半分から三分の一にするのはいいけれども、それは、お金を出しておけばいいろいろとコントロールできるからなんです。地方を差配できるからなんです。もしかしら県が市町村に人事権を下ろすのも、まあ私はほとんどやつていきま

したが、それに決つてい

る県があるとしたら、それはそれでやっぱり市町村の教育委員会をうまく人事権を使つてコントロールしたいというのもあるでしょう。結局、上意下達なんですね。

ですから、本

当に教育の地方分権を進めるとしたら、小さな自治体なんかは特別教育行政区みたいなものをつくつて、そこで人事なんかやればいいわけですよ。そうやってお金と人事の問題を一番現場に近い市町村に移していかなければ、これは教育の地方分権というのは根本的に進まないと思ふんですが、お二人の先生方には是非ともそういう面についての見解を伺いたいと思ひます。

○公述人(武井敦史君) お答えいたします。松沢先生の方から言われたとおり、実際、人事、予算の面、この二つが国と県が強く関与するものになつてい

までは一律な基準で養成されますので、この部分も全国一律に養成される。そうすると、結果としては、それほど地域の色を出したいと思つても出せない。更に加えて、学力テストのような形で一律の尺度で測定されるというふうになれば、更に地方色というのは出しにくくなる。まさにこうした構図にあるかと思ひます。

静岡県では、人事や予算権を小規模自治体という議論がございましたが、その際に一番やはり反対したのは小規模の自治体なんですね。小規模の自治体は、一つには、予算的な裏付けが弱いので、その部分、相当程度に裏付けをプラスしないとやはりどうしても不利な立場に置かれるということが一点。それからもう一つ、教員の成長という点から見ると、これも相当程度の人事交流等の試みをしてないと、狭い地域ですつと育つていくということが、結果として、地方分権化の結果、起こるかもしれない。すると、様々な情報や刺激にあふれたところで教員として育つので、それから、落ちていはいないかもしれないけれども余り変化のないところで教員として育つのでは、やはり当然差が出てくるというのは大学の学生を見ても感じるところです。

ですから、それらをトータルでひくくめて、地方分権化をどう行っていくかというデザインをつくるべき時期に今来ているのではないかと思います。その具体案は、私もこれぞというものを持つていくわけではないので、ちよつとまたの機会にさせていただきます。

○公述人(梅澤収君) 私は地方分権の立場を取つている者なんです、この点については、やはり県が全体的な人事のバランスとかそういうのを取つていける。それから、財政が乏しいので、県が過疎地等の学校というのをしっかりと質の保証という意味でやつていける面があるんですね。これつて、東南アジアとか何かそういうところに行くと、学校のないところというのは結局そういう仕組みがないので、各村の責任で学校は造らなきゃいけない。そうすると、もうお金がないから造

らない、造れないという、そういう状況なんですね。だから、それを日本はうまくそういう仕組みをつくつてこゝまで発展してきた面があると思ひます。

今も過疎地の中でそういう人たちに對してどういふふうにするかというまいルールがあれば、地方分権、先ほど先生が言われているような形は必要だと思ひますが、もしそうなるとうとうとやはり都市部にみんな集中するみたいな議論になつてしまふので、何かうまいデザインがない限り、なかなかこれは賛成というわけにはいかないというのが私の考えです。

○松沢成文君 どうもありがとうございます。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。大変長時間になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、興公述人にお聞きします。

教育委員会と教育長の関係についてお聞きしたいんですが、先ほど、良い緊張感を持つてと、事務局に教育委員の側も意見を言ひ提案もすると、こういう緊張感を持つた関係が必要なんだということ、私もそのとおりだと思ひます。いただいたレジュメの中でも、そのためにやはり教育委員会の教育長への指導監督と業務点検、評価は重要だということが書かれています。

この点で、私はちよつと法案に疑問があるのは、やはり教育委員会が教育長への指導監督権限を持つてという、この条文がなくなつていくことなうやつて指導監督がこの条文の中で残るだらうかと思つて読んでみると、現行法で言うところと二十一条、改正法で言うところと二十六条でどうか、教育委員会の担つている事務、この点検、評価、そして報告、これをまとめると。その中で教育長に委任した事務についても点検、評価を行うというふうな読みかたになるんですが、これは議会に報告をまとめるためのものでもある。そうすると、教育長に對するチェック機能、指導監督というの

は、法制度上やはりどう担保していくかというのが一つの課題になると思ひますが、御意見をお願いします。

○公述人(興直孝君) 今、田村委員から御指摘されましたのは、私自身も、果たしていわゆる現行法第二十七条、改正法の第二十六条の意義は何だらうかというふうな思つていた次第でございいます。

強いて第二十六条がそのまま残つた理由は、今委員おつしやられましたように、教育長に委任した事項を含むと、こういう規定されてございいますので、少なくとも委任した事項については一切教育委員会として承知し得ないことだと、その問題について点検、評価することは当然必要なことだらうと思ひます。

では、それ以外の事項について果たして教育委員会が、教育委員が実効性あるような点検、評価が可能なのかどうか。そういう点については、場合によつては、私はこのところは全部削除してもあるいは法律的には意味を持つのではないかと、ううううに考えたこともございいます。ただし、点検、評価を必要とするかしないかの問題は、誰がするしないは別として、教育政策を明らかにしていく取組は絶対必要でございいます。

そういうふうな意味で、教育の成果を教育委員会として承知をする仕組みが重要なのであつて、これから変わる第二十六条の趣旨は、教育長を指導監督する観点ではなくて、所掌事務を預かつていける教育委員会として教育の実態を掌握をして、それに対する取組を県民の前に知らしめることが、知つていただくことが大事だ、そのステップとしては当然議会に報告をするわけでございいます。

私、そのレジュメの方にも書かせていただきましたが、個別事項の集合体系として点検、評価がある、そういう実態であるとしたら、教育の実を掌握できるシステムにはなり切つていない、このように思つてございまして、今、最後にまとめました五でしようか、五ページ、六ページのところで

は現行法体系を前提として書いたのであつて、それを少なくとも明確に執行することによつてこれからの新法体系に生かされてくるだらうと、こう書きました。

それで、今委員がおつしやられました教育委員会の教育長への指導監督という機能は、権限はなくなるわけではございいますので、そうしますと、教育長が教育委員長として全体を総括する立場、強いて言えば合議制の委員会である。その場合に、果たして教育委員会が高い観点から教育行政を総括できるかが問われるだらうと思ひます。そのためには、教育委員の質の向上が不可欠であつて、そういう観点から、教育委員が、先ほど私申し上げましたが、場合によつては、従来、教育長が期待されてきた審議におけるいわゆる助言機能、そういうものを大所高所からいろいろな問題を提起できるポテンシャルが教育委員に具備されなきゃいけない。そういう観点から適切な執行ができるようにすること、そのポイントがまずあつて、その上で業務の点検が総括をすることによつてどこが弱いのかというふうなことを顕在化させることだらうと思ひます。

よく静岡県が、知事が先ほど来おつしやいましたが、二百七十名ぐらいの教員の方々が指導主事として内局にいらつしやいます。その方々を現場に戻すことだけが政策的によく言われますが、それは私は結果であつて、大事なのは現場の教育の実態が何であるかを明らかにして、そのために必要な措置を顕在化させることであると。それが結果として多くの指導主事が現場に戻るようなことにつなげてくるだらうと思ひます。そういう意味で、指導主事も、充て指導主事は現場の負担の下で充て指導主事を充てているわけではございいますので、そういう意味で現場を重視した取組を教育委員会が行えるかどうかこれがからのポイントになつてくるだらうと思ひます。

○田村智子君 ありがとうございます。川勝公述人に、せつかく静岡での公聴会ですの

で、学力テストをめぐるについてお聞きしたいと思ひます。

私も、いただいた資料も読みまして、一つどうしても疑問に思うのは、最初、最下位百人の校長名を発表するぞというふうにおつしやられた。それで、結果として何日か後に八十六人の平均点以上の校長さんのお名前を発表された。こういうことが、教育委員会との協議、調整がどのように行われた上でのことなのかということをお聞きしたいと思ひます。

○公述人(川勝平太君) 御質問ありがとうございます。

八月の末に新聞で全国学力テスト最下位が発表されて、そのデータを、教育委員会と協議をして、いただきたいと言ったところ、ずっといただけないまま、まだ文科省にそのデータがあるということだったわけですね。

そして、それから十日余りたった記者会見の席で、そこにたまたま教育委員会の事務局の方がいらつしやいましたので、これはいつそのデータがありますかというふうに聞きまして、九月中旬に入ってくるということだったわけですね。それで、それじゃ、九月中旬までまだないということなんですというふうに記者会見で答えましたところ、記者会見にいた記者の方たちが文科省にお問い合わせになったところ、既に八月の末にはデータは静岡県に差し上げていたということになったわけですね。

では、どうしてうそをつかれたのかということになります。

したがって、これは不分明ではありませんけれども、私は、この時点で、教育委員会の、いわゆる五人の先生、六人の委員の方々と別に、教育委員会事務局というのはいくらも先生方が基本的に業務を仕切っている、先生上の方の方たちが仕切っておられるので、やはりなかなか中をかがばうというふうなことがあつて、恥ずかしいデータはなかなか出さないということだったので。しかし、責任は誰にあるのかということとはやっぱり明

確にしないといけないと一貫して思つておりました。

そして、全国学力テストが最下位になった後、慌てたのは教育委員会事務局です。つまり、先生方が慌てたんです。子供は慌てていません。そして、いろいろな施策を講じられて、また受けるとお決めたのも教育委員会事務局です、あるいは教育委員会です。したがって、これは子供ではないんです。子供の能力を上げることを仕事にしているのが先生ですから。したがって、先生に責任があるのだというふうなことを明確にするために、小学校の場合ですから、これは特定の科目を教えているのが小学校の先生ではありません。音楽とか体育を除けば、したがって、全体を取り仕切られている校長先生に今回の子供の成績が下であることの責任があると、そのことを明確にするために。

ところが、それが学校名と同じだというふうに言われたんですが、学校名も、それから校長名も、四月の人事異動、全部、全国どこでもそうですが、発表されています。それほどに学校の先生というのは公共的存在であります。そういう意味におきまして、私は校長先生の名前を発表する。ただ、平均点以下がもう八〇%以上でござい

ましたので、発表してもそれは意味がないということから、私はいかに上の者が少ないかということとで上位の百弱の校長先生の名前を発表した。趣旨は同じです。

○田村智子君 そうしますと、教育委員会との協議や調整を行ったのではなくて、知事としての権限で子供たちのためにということで行ったということだと思ふんですが、それでは、これから総合教育会議というの、まさに知事さんや市長さんたちの権限に属することと教育委員会の権限に属することとがどのように協議をされてどのように調整されるかということが大きな焦点になってくるというふうに思ふんですね。そうすると、この法律が施行された場合には、このように学力テストをどう取り扱うかというのは率直に申し上げま

す法的には首長さんに権限のないものであつて、むしろ教育委員会の権限に属するものだ、と、法律的には私は明確に分かれていますというふうな理解をするんですね。

そうすると、今度は総合教育会議で、やはり学力テストについての取扱いはこうしたいんだということを知事さんの方から、いや、いわゆる知事さんの権限にはないことについても総合教育会議には提案をし、そのことについて協議をするというお考えでしょうか。

○公述人(川勝平太君) 法律に触れるようなことはいたしません。

○田村智子君 ちょっと聞き方がいけなかつたですね。

総合教育会議では、市長さんの、知事さんの権限で会議が持たれますので、どういうことを協議するのか、それから大綱にどういうことを書くのか、というのは知事さん、市長さんにその権限があるというのが文科省の説明でもあるんですね。

そうすると、この法律の下で、今後もその学力テストの取扱ひのことなどは知事さんの方から積極的に提案をされて、そして大綱の中でどう書くかということなんか今後考えていくつもりがあるのかどうかというのをちよつと確認したいなと思つたんです。

○公述人(川勝平太君) 考えていくつもりはあります。

ただ、総合教育会議というのは私の権限で全てを決められるような筋のものではありません。そして、この総合教育会議は教育委員会と協議をしながら大綱を決めるということとございまして、したがって、私が言わば恣意的に、一方的に私の意見を押し付けるということができるといふふうには考えていません。

○田村智子君 突っ込んだ質問で申し訳ないんですが、ありがとうございます。今後の審議の参考にしたいと思ひます。

もう一点だけ、梅澤公述人にお聞きしたいんですが、梅澤公述人は教員の養成に関わる研究もさ

れておられるので学校現場にも足を向けておられるかなと推測する下で、この校長先生のお名前の公表ということが学校現場や先生方や子供たちに与えた影響というのを、もし何か感じていることがございましたらお聞かせください。

○公述人(梅澤取君) これは、下位を出すというのはかなりすごい学校に与える影響は大きいなと思ひましたが、八十六名の上位、平均点以上の人を公表するという形になったということで、これだと顕彰というか頑張ったところを褒めるみたいな形になったので、結果的に私はよかつたというふうに思つていました。

文科省は、今年度からは、それを各自自治体で判断できると、教育委員会に判断できるという形になりましたので、これは恐らく文科省もその辺のところをもう見越して、こういうトラブルが余り起こらないように、各自自治体の判断でやつていいというふうな今年要項を変えておりますから、そういう意味ではこの点についてはよかつたということが安心しました。

私が言いたいのは、総合教育会議は対立するならむしろ交渉して調整するということができると思ふんですが、これが対立も全くなくて、先ほど言つたように、首長さんが選んだ教育委員と教育長で会議をやつたときに対立が生じるのか。だから、それをうまくやるのが首長のマネジメント力であるし、バランス力であるし、結果的にそこをうまく人組みをしないとうまく機能しないということも確かなので、これはもう完全に性善説に基づく法制度というふうな考えております。

以上です。

○田村智子君 ありがとうございます。

○団長(丸山和也君) 以上をもちまして公述人に対する質疑は終了いたしました。

この際、公述人の方々に一言御挨拶を申し上げます。

本委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

また、本地方公聴会のために、多忙な中、種々御尽力を賜りました関係者の皆様に、この場を借りまして厚く感謝申し上げます。

では、これにて参議院文教科科学委員会静岡地方公聴会を閉会いたします。

(午後四時三十一分閉会)